

予算審査特別委員会

平成16年3月9日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

森 河 昌 之

委 員 長

里 川 宜志子

副 委 員 長

浦 野 圭 司

出 席 委 員

松 田 正

飯 高 昭 二

西 谷 剛 周

坂 口 徹

吉 川 勝 義

理 事 者 出 席

町 長	小 城 利 重	助 長	役 芳 村 是
収 入 役	中 野 秀 樹	教 育 長	栗 本 裕 美
総 務 部 長	植 村 哲 男	総 務 課 長	西 本 喜 一
総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬	企 画 財 政 課 長	藤 原 伸 宏
企 画 財 政 課 参 事	野 口 英 治	税 務 課 長	植 嶋 滋 継
住 民 生 活 部 長	中 井 克 己	福 祉 課 長	野 崎 一 也
健 康 推 進 課 長	西 田 哲 也	環 境 対 策 課 長	清 水 孝 悦
住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司	監 査 委 員 書 記	佐 藤 滋 生

議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 猪川 恭 弘

(午前9時00分 再開)

○里川委員長 それでは開会いたします。

皆さん、おはようございます。それではただいまより昨日に引き続きまして予算審査を行ってまいります。

なお、昨日の審査の過程で資料を必要とするものもございました。その資料につきましては、お手元に配付をしている分もございます。そしてまた、まだ作成途中のものもございまして、もうそれも順次、でき次第、委員皆様のお手元に配らせていただくということでご了解をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、第6款 商工費についての審査に入ります。

説明を求めます。北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 それでは、本日も座って説明させていただきます。

第6款 商工費につきましてご説明申し上げます。

まず、商工費全体では予算額が1億4,379万6,000円。これは対前年度2,355万円、19.6%の増でございます。予算に関する説明書の124ページをお開き願います。

まず、第1目 商工総務費でございますが、本年度予算額が3,288万3,000円、対前年度95万円、3.0%の増となっております。主として職員にかかる人件費及び斑鳩町シルバー人材センターへの助成金でありまして、高齢者の豊かな経験と技術を生かす活動の場づくりを促進するものでございます。

次に125ページでございますが、第2目 商工業振興費でございます。本年度予算額が1,635万2,000円、対前年度99万6,000円、5.7%の減となっております。主に商工会等への補助金でございますが、景気の長期低迷の中、斑鳩町の商工業活動の活性化及び地域住民との交流を深めるための事業費として、商工会への補助金を100万円増額して対応してまいりたいと考えております。

次は、第3目 観光費でございますが、本年度予算額は1,055万6,000円で対前年度270万5,000円、20.4%の減となっております。主には観光協会への補助金950万円であります。「桜まつり」や「もみじ祭り」など各種イベントの開催や歴史ウォークの開催など、斑鳩の歴史や自然を認識していただく機会づくりの提供をしていただくよう支援してまいります。

次に126ページをお願いします。

第4目 観光会館費でございますが、本年度予算額が40万3,000円、対前年度2,000円、0.5%の減で、観光会館の維持管理に要する経費でございます。

次に、第5目 消費者対策費でございますが、本年度予算額が50万6,000円、対前年度6,000円、1.2%の減となっております。消費生活相談員の報酬及び研修旅費を計上いたしております。悪質な訪問販売等の苦情に対応するための専門講座研修に参加するなど、相談員の知識向上を図りながら対応に努めているところであります。

続きまして127ページ、第6目 歴史街道ネットワーク事業費でございますが、本年度予算額895万4,000円、対前年度1万6,000円、0.2%の減となっております。

恒例となっております「太子ロマン斑鳩の里観月祭」の開催に要する経費等に加え、斑鳩の里の伝統的な秋祭りを取り入れたイベントとして、平成12年度から実施されております「斑鳩の里ふるさと秋祭り」開催事業に対する補助金を計上しております。

次に第7目 法隆寺iセンター管理費でございますが、本年度予算額は1,934万2,000円で、対前年度39万円、2.0%の減となっております。主として観光協会への管理運営業務委託料1,350万円でございます。その他といたしましては、清掃業務委託料、警備保障委託料、消防施設、その他の保守点検委託料等でございます。

続きまして、128ページをお願いします。

第8目 観光自動車駐車場運営費でございますが、本年度予算額984万9,000円、対前年度11万1,000円、1.1%の減で、主なものとしましては、法隆寺、三井観光自動車駐車場の管理業務委託料として計上いたしております。

次は、129ページ第9目 緊急地域雇用創出特別対策事業費でございます。

本年度予算額が4,495万1,000円で、対前年度2,682万6,000円の増で約2.5倍の予算となっております。内容といたしましては、IT・パソコン講習会及び福祉サービス現況調査業務について前年度に引き続き実施するものであり、また水道事業に関して実施する事業に対し、補助金を交付するものであります。

以上が第6款 商工費予算案の概要でございます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○里川委員長 第6款 商工費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしてまいります。

予算に関する説明書の124ページから130ページまでです。浦野委員。

○浦野委員 127ページの「ふるさと秋祭り」のことなんですけども、ここ数年、秋祭りとして根づいてきたかなとは思いますが、きょうの読売新聞の朝刊にもマラソン大会が経費節減の折、補助金を出さないというようなこと。大宇陀でしたかね、載ってましたんですけども、やはり500万円という経費、かなりな高額でございます。それと、ことしはまたちょっと特別休みが特に龍田地区と合わない、龍田地区は旧来10月の15日に近い土日ということで、今回は第3土日になるわけなんです。町のふるさと秋祭りの方は、第2土曜日と、第2月曜日が祝日のために第2土曜日と10月の9日、龍田の方は10月の16、17ということになるんですけども、これまた調整はされると思うんですけど、やはり龍田の龍田神社の氏子等、いろいろ相談できにくい点もありますので、例えばこれ第2土曜がふるさとで、第3土日が龍田の祭りとなりますと2週間にわたって太鼓台を担がないかんというようなことで、私も実は二十歳のころから32年間ですが、太鼓台を担いできたわけなんですけど、非常に太鼓台というのは見てるものにとっては、華やかに見えますけど、準備からしますと宵の日から柱をくくりつけるとかという準備もあります。それとiセンターまで龍田から引き連れてきますのが、非常に延々と引っ張ってきますので、本祭り、龍田の本祭りに疲れてしまいます。だから、祭りを実行しているものにとっては、非常に10月がもう苦になってきているんです、のが事実なんです。そういうこともございますので、経費節減の折、毎年これ500万円、500万円ということできとると思うんですけども、太鼓台が参集するんじゃないしに、やっぱり法隆寺は法隆寺で、龍田は龍田でもともとの祭りってあるべきじゃないかなというようなことで、私も考えますので、ことしはこれ予算に入ってあるわけなんですけども、いつまでも続くんかというようなことでちょっと飽きがきてるとというのが現状かなとも思います。

それと、祭り実行委員会の役員になってきますと非常に準備が大変なんです。はっきり言うて。ここのふるさと秋祭りの会議の席では、なかなかそういうこと本音と建て前言えない。全体の流れに沿っていってしまうというようなことを青年団長からも聞いております。こういうことをやったらいいというのと、いや、もうやるのしんどいというのと二つに分かれているんですけども、ことしは特に休みがずれるということで、また一度、考え直すとか見つめ直すという機会もあってもいいんじゃないかなと思います。その点についてどういうお考えでしょうか。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 いろいろと役員さんの方には、ご迷惑というんですか、時間をとっていただいていると思います。本年15年の秋祭りの終了後におきましても、太鼓部会なり、実行委員会でいろいろと次年度について協議をさせていただいております。現時点では次年度の分16年の第2週ということで、調整をさせていただいております。決定というところまでいっておりませんが、日程調整がおおむねいけるのではないかなという状況にあります。

今、おっしゃっていただいております斑鳩の伝統的な秋祭りを中心としたイベントということで、住民参加により企画実施していただいております。伝統文化の継承と地域コミュニティーの育成、観光の振興ということで実施していただいております。15年におきましては、町営駐車場、そして龍田神社の方で実施したわけですが、盛況であったということで、コミュニティーの育成にも十分反映できたというふうに考えておまして、16年も引き続きいろいろと役員さんには準備等、ご苦労をかけると思うんですけれども、実施していきたいという考え方をしております。

以上です。

○里川委員長 検討ということを委員さん、おっしゃったと思うんですが、今後の検討についてはどうでしょうね。北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 確かにこれまで秋祭りのメインが太鼓台ということで、やってこられました。そして昨年度、私、実行委員会の会議、あるいは太鼓部会の会議に参加していく中で、その中では「いつまでも太鼓台か」という意見もある。その反面に、やはり法隆寺、龍田の太鼓台が素晴らしいもので、これはやはり続けていくべきという意見と両方がございます。まず、その16年度において太鼓台もこれまでどおり、運行パレードやっていくのであれば、先ほど委員が申されましたように16年と17年は法隆寺と龍田の祭りの日が1週ずれてくるというようなことで、実は16年度については、先ほど田口課長が申されましたように第2週の方で調整がとれてる、つきつつあるというのは龍田神社の方の祭りがそちらの方というような方向で、今調整が図られてるということでもあります。

まず、この実行委員会の中で今後、秋祭りをどういうふうにしていくのか、今までは必ずしも太鼓台、そしてほかの部会もあって、太鼓台をメインにという流れでやってきましたが、昨年のご存じのように斑鳩東小学校のソーラン踊りなどを取り入れた

り、また太鼓台につきましても、舞台を龍田神社の前にも移して、これまでと違うやり方もやってきたという中で、今後秋祭りをどうしていくのかというのは、実行委員会の中で今後も練られていくであろう。そして、実行委員会の組織のあり方についても、今後検討していこうというような意見も委員会の中で出ておりますので、これからそういったことを見守りながら、今後の秋祭りをどうしていくのか、あるいは続けていくのか、また定期的な節目の年にやっていくのかと、いろんなことも同時に議論していきたいとこのように考えております。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 経費節減で何でもかんでも削るというのも、これもあれですけども、やはり何かを節減しないと財政上また詰まってくるということもありますので、一旦やったんやからずっとやっていくというのは理屈じゃなしに、そういう理屈じゃなしに、やはりそのいつも見つめ直すという姿勢を持っていただきたいなと思いますので、また検討の方よろしくをお願いします。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 今の浦野委員が言われていることとあわせてですけど、私はむしろこの斑鳩のふるさと秋祭りという環境がですね、斑鳩町の歴史的な伝統的な行事としてですね、定着を図っていこうということで、今までいろいろこうされてきたと思うんですよね。その時期がいつがいいかということになって、秋祭りのそういう時期に合わせた方がいいのかなということになってきていると思うんです。

特に、この秋祭りの関係で重視をして計画の上で考えられているのが、政教分離の関係を十分に配慮した中身でなかったらいかんということが一つの課題として非常に取り組まれておる。ですから、先ほどのように検討されることは結構なんですけども、従来のやるかやらんかというような関係ということで、ひとつこの大幅な変更になると思うんです。

斑鳩町の伝統的な行事として定着を図っていこうという趣旨で始まったことであるとすればですね、その趣旨というのはやっぱり守られていくべきではないのかなと。今、浦野委員が言われるように、いわゆる地方に神社の関係の祭りと並行していることについて、一定の主義主張があるかどうか。この面については、西里でしたか、かつて、去年、おととしか、さきおととしか、しんどのい云々というよりもそういう政教分離の関係からいろいろとあって参加を見合わされたという経緯があると思うんで

す。そういうようなことで、いろいろ問題はあると思うんですけども、もし検討する、方針を変えるというなら別なんです。実施をしていくというなら、この中身について検討するというふうなことになりますし、実施をするかしないかということで検討するんだったら、またそのようにしないとですね、あいまいにしといてはいかんというふうに思いますから、その辺はですね、きっちり意識をはっきり決めた上でですね、対応を決めてもらいませんと、その場限りの答弁に終わって、その場限りのことに終わってしまう可能性があるんじゃないかと。そうするとまた混乱しますから、その辺はきっちとしといてほしいところ思うんです。特に意見として申し上げておきます。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 私の方向としても、当然これは斑鳩の里、歴史と伝統をやっぱり守っていこうという中で、これは当然続けていくことが大事だろうと思います。以前からも何遍もそういう議論はあるわけです。ただやっぱり政教分離等問題がございますけれども、私はやっぱりそういう点については、この太鼓台も非常に大事でございますけど、それよりも私は次代を担っていくやっぱり幼稚園児、保育園児、あるいは小学生がこういうやっぱりふるさとというのはやっぱり自分のこの町がやっぱり今後、どうなっていくのかというやっぱり期待感を込めてですね、この次代を担っていただく方々が本当に祭りが自分らの町でこういうふうに展開していくんだということをしていかなかったら、何ぼでも若い者がこの地域から出ていってしまうというような現状もあります。また、やっぱりふるさとに戻ってくると、やっぱりこういう祭りがあるから、ふるさと自分の斑鳩へ帰ってくるんだという人もたくさんおられます。そういうことをもう以前からこういう話はもちろんあるんです。何とかそういうふうにして定着するような、あるいはそういうことをしたらどうかとか、既に町制50周年でそういう太鼓台等の関係等を聞かせていただいた。やっぱりそういう関係の反応は非常に高い。そういうことについて斑鳩のこういう法隆寺、龍田神社等がございますけれども、やっぱりこの中では一番気にかかるのは政教分離。そういうことが言われてます。今、松田委員おっしゃっていただくようにやっぱりこれはもう当然、定着をし、そして中身の中の関係等については、私はもう少し検討することも大事であろうし、そういうことについては早速、昨年あたりはやっぱり東小学校のソーラン節等、見てもああいふ場でそれだけのことができるというすばらしいものもございますし、やっぱりそういうものを引き出す、そういうどこかでやっぱりそういうことをやっていかなかった

らこの町の活性化というのは、私は起こらないと思うし、商工観光というのはそういうことだろうし、当然この関係等については、定着をさせながら中身等については十分議論をしながら、そしてみんなが楽しんでいただくようなふるさと秋祭りにしていきたいと考えます。

○里川委員長 ほかに。西谷委員。

○西谷委員 今回の町長の話の中で、うちは最初から政教分離ということで、これが出た50周年からずっと続けておられる中で、非常に疑問を持っている一人なんです。確かに最初50周年一つの機会に確かによその祭りいっても斑鳩にあるみこしはすばらしいなど、それは確かに思いますし、そういうことが節目、節目のときにそういうことを一同に集まってというようなことはそれはわかるんですが、あと私は基本的に祭りというのは地域地域の地域の歴史やし、地域の文化やないのかなと。それが例えば祭りもみこしも担げんぐらい例えば衰退してるからというような状況があって、じゃあ行政側が補助金出してでもそういう文化を継承していくということならばわかるんですが、今のところずっとやってる中では、ふるさと秋祭りと言いながら、結局はみこしを一カ所法隆寺のところへ集めてというのは、あるいは主になってるんやないかなと。だから、町長が言われるようにふるさと秋祭りで子どもたちが地域の歴史を知って、また帰ってもらおうという分から見たら、みこし以外でもそういうことは逆に論法だったら考えられるんちゃうかなというようなことを私は思うんです。例えば地域地域に今でも確かに大きなみこしのあるところもあるし、例えばみこしがあってもあんまり参加できないような例えば高安もありましようし、稲葉だったら車で引っ張ってするよな。それはその地域地域でそういうのがあっていいし、それをわざわざ一つに毎年集めなあかんというようなことにはならんのちゃうかなというような気がするんです。龍田は龍田の神社や、やっぱりみこしを持ってくる。本来、法隆寺やったら法隆寺へという方へ法隆寺へ持っていく。そういう部分でええんちゃうかなというような僕は素朴に思ってます。今後、そういう部分、もうちょっと整理して私はこのふるさと秋祭りについて、根本から考えて検討していただきたいなということを浦野委員と同じような形の方向で思います。それは意見という形で述べさせてもらいたいと思います。

それと、ちょっと聞きたいのは、28ページの商工会の補助金が100万円アップということなんですが、以前に商工会からは何回も補助金を上げてほしいという確か

に要望は議会に上がってきたと思うんですが、その中でこれまで要は答弁の中では、いや斑鳩町の商工会の補助金はたしか他町村に比べても相当高額出してるんやというようにそういう答弁も聞いたと思うんですが、参考までに7カ町村の商工会の補助金がどの程度出てるのか、もし手元でわかるようであれば教えていただきたいのですが。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 7カ町村の商工会の助成関係について、ちょっと今、手元には持っておりませんので、後でよかったらお渡しさせていただきたいと思います。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 それで結構なんです。これまでのたしかそういう話を町長の答弁の中で斑鳩町は相当、こういう商工会の補助金を出してるというような話を聞いたような気がするんで、そやのに何でという部分がありますもんですから、ちょっと尋ねてみたかったわけです。

それと同じく商工業者の債務保証料補給の300万円ですが、これは具体的にはどういう形で、どういう性質のもんで、どういう方に出されているのかこの辺のところをちょっとお尋ねしておきたい。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 済みません、ちょっと質問が理解できなかったんですけど。

○西谷委員 債務保証補給の部分のどういう性質のもんで、どういうところへ出されているか。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 済みません。商工業者債務保証料の補給ということでございまして、町内の商工業者が資金を借りてやっていこうという中で、県も債務保証料の既定がありまして、その枠の中で融資を受けられる。そしてその方に対して町として、要綱を持っておりまして、それで融資額500万円以下の部分について債務保証の保証料の分を予算の範囲内で充当するというので、限度額10万円ということでございます。町内の業者の方に対してのそういう手当でございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、課長、済みません。僕余り商売のことわからんのやけど、要は融資を受けたときにその保証料の一部を要は行政側が負担したる、補助したる、そういう意味でいいんですか。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 県の保証協会というのがございまして、そのいろんな融資のパターンといいますか、種類がありまして、その種類の中に当てはまるものについて融資を受けるための手続をされます。そしてそれが保証協会として保証料が要るわけですが、その保証料の補てんをするということでございます。

○里川委員長 その、委員がね、質問されてるのは、その保証料の一部を町として補助をしているのですかと。その例えば、県の保証協会に融資を受けるときの保証料というのはどの程度のものなのかというのね、ちょっとわかりにくいものですから、そういった中での10万円を限度とされてる状況の中では、その保証料のかかりぐあいと、その10万円という関係ですね、そこをちょっと詳しくお聞きになってるんだと思うんですけども。北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 この債務は単純に言いますと商工業者、企業者が金融機関から資金調達のために借金をすると、それについては何らかの保証が必要なわけです。これを県の信用保証協会というのが、保証するわけですが、その保証を受けるためには信用保証協会に対して、その借金をする商工業者が保証料を納めなければならない。その保証料を町が補てんしておる。こういうことでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 それが全額という。500万円を限度として10万円。

○里川委員長 ということはですね、今あれなんですけど、500万円の融資を受けるとしたら保証料は10万円ということではないんですかね。そういうことになるわけですよ、今の説明を聞いてたらね。そのところがはっきりしないということでお聞きになってるんだと思うんですけど。北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 非常に申しわけございません。今、ちょっとその保証額と保証料との関係について、ちょっと資料を手元に持っておりませんので、後刻でよろしいでしょうか。

○里川委員長 はい、そしたら、西谷委員。

○西谷委員 今、聞いて大体、保証協会に保証料を町で補てんすると。商工業者に対してするということなんですけど、実際に例えば、こういう制度というのは、農業者に対してもこれと同じような制度というのはあるんですか。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 農業近代化資金ということで、ほぼ似たような制度があります。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 それは、町でするやつなんですか。それは県とかそういう国とかという制度でそういうのがされているのか。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 奈良県農協の方で手続をしていく分でございます。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 126ページの観光会館の関係なんですけどね、毎回、角度を変えては質問をしてきているんですけども、余り改善はされてないですね。今回ですね、例えば説明欄にもありますようにこの清掃業務の委託だとか云々とかいうふうに書いてありますけど、観光会館の使用の状況は一体どないなってるのかなということをお聞きしたいんですけどね。仮にこの自治会、当該地域の自治会が中心になって使われている分であって、ほかにないかどうかということもありますし、このどこへ委託してるのかということなんかもあわせてちょっと状況について説明してください。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 観光会館の会館使用の状況ということでございます。

平成13年度で無料の関係では、これ無料というのは自治会関係やと思うんですけども、64。そして有料が36という状況でございました。

14年につきましては、無料が48と、有料が49という状況でございます。ほとんどが自治会とか、ああいう形の分で観光直接の分は非常に少ないものというふうに考えております。

委託料の関係ですけども、清掃業務委託料というのはシルバー人材センターの方にお願いをさせていただいております、毎月月曜、毎月曜日ですね、毎週月曜日、場内周辺の掃除をしていただいておりますことと、そして会議室の関係につきましては、第1月曜日に清掃をお願いしているということでございます。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 結局、その方法が最善なのかどうかということなんですけどね。確かに観光会館の関係というのは、一番ネックは駐車場がないということがネックになっているということを言って、何とかならんかということをおし上げてきているんですけど、なかなか難しいようです。

現実の使用されてる状況を見て、特定の人とか、事業主あとは自治会ということであればね、ご承知のように龍田西側の自治会の関係は集会所いろいろ言われてて難行しててできてないのかもですよ。そうすると何か目途がつくまでの関係、そういうことで自治会の集会所的な関係の役割なんかを満たして、管理を移譲してむしろこの委託費なんかというふうな文言をね、節減するとか、そういうふうな関係のことが考えられへんのかな、どうかなと。わざわざシルバーセンターに清掃、掃除をさせるとして使うときは、この自治会使うてんねやというような関係というのはあんまり合理的ではないような感じがするんですけどね。細かいようでも厳しい財政運用がこれから迫られていくとするなら、ああいうところにメスを入れてね、合理的に運用していくということを考えないといかんのやないかなということで、シルバーはシルバーの方で仕事をもろたらいいんかわかりませんがね、どうもこの辺については合理性がなさ過ぎるなというふうな感じがするんですけども。やっぱりやむを得ない処置でしょうかな、これは。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 観光会館は2階へ上がらなきゃいけませんし、その下にトイレがある関係でトイレが非常に汚されるということもございますし、その辺の管理等が、特に便器がつぶされたりということもございますから、そういう管理も清掃を兼ねてシルバー人材にお願いするとそういう点で、今おっしゃっていただくような形でということは、そういう手入れをしていただければ一番いいんですけども、なかなかこれもそう簡単にはいかないなと思いますけども、その辺のとも十分検討しながらですね、利用かつては以前松田委員のご指摘から改装させていただいて、ある程度は増えてきたと。使っていただける方があるいは有料の関係等もございますけども、ただ駐車場がない、あるいはそういう2階へ上がらなけりゃいけないということもございますから、そういうことも十分考えながら委託料とかそういう問題等について、できるだけ節減するべきところは節減していくということで一遍考えさせていただきたいと思います。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 今、お答えがありますからそれでいいんですけども、観光会館としてね、一番初めに斑鳩町でできた公共施設としては、あれが一番早かったと思うし、一番よかったんかわかりませんがね、確かに今言われているように駐車場関係が問題ですし、むしろ2階の上りの関係が困ると。もともと建てたときの状況でその利用価値の面で、

ああいう設計になったということを考えてみますと、日雇い労働者の雇用とたまり場に一応をしてですね、そして竜田公園なんかの管理をするというところから始まって、そのために下がああいう形でということから始まっているんですよ、あの会館の建設は。それで、あの会館の関係が非常に使い勝手が悪いということで2階の公園側の方の関係がコンクリート打ちになっていたものをぶち抜いてですね、明るくして貰って部屋の利用価値が高めるようにしてもらおうということと、階段を内側にあったものを外側へ持っていったという関係での改修をしてですね、やや使い勝手がよくなってきたということとして、今のあった問題があることは事実なんです。そうかといってそのままでいきますと、今のままでいくとどうしても利用効率が高まっていきませんし、こういう扱いとこうなっていってしまっただけで、何か持ち倦ぐねた施設のような状況にですね、なっているということでもありますから、今、先ほど言われましたように私は便所が下にあると今度直ってなかったということに理解してなかったんですけども、そういった便所をですね、2階なんかにもつukれないかどうかね、改修ができないのかどうかということもあわせ、もう少し利用効率を高めるような方法を考えるというようなことでないですね、むしろ観光会館というのが、名が立派過ぎて実質的にはそうになってませんわね、ほんまのそこ。そうするならもう少しあの辺を変えるか乱暴な言い方ですけども、観光会館をやめてもうてもすぐつぶしてね、あそこ。更地にしてもらって、あそこのところ道路もちょっと狭いわけですから、むしろ道路部分下がってませんから、道路部分も拡張して、そしてあそこをちょっとでも車が止められるようにした方がむしろ効率的とちやうかなというふうに思ったりもするんですよ。竜田公園の大橋周辺の混雑状況と観光会館の関係から見ると。そういうふうな面についても真剣に考えてみてはどうか、ただし私も結論を得てこうしたらいいんだということはありませんけども、検討に値するんちやうかなというようなことを考えますのでね、その辺も含めてご検討いただいたらとそういうふうに思います。以上です。

○里川委員長 答弁はよろしいですか。ほかに、坂口委員。

○坂口委員 129ページ9目のところの委託料でパソコンの講習会開催業務委託料というのが入っているんですけど、教育委員会のあれかなと思ってここに載っておりますので、ちょっとここで聞かせていただきたいんですが、これの申し込みははがきによる申し込みになっていると思うんですけども、一部からは友達と行こうと思っているんやけども、一人が当たって一人が外れたと、そしたらやめとこかというふうない

うことも聞いておりますので、ちょっとこの申し込み方法ちょっと何か改善していただけないかなということと、内容がワープロのソフトなんですけど、ワードに限定されていると思うんですけども、今一般的にはワードと一太郎2種類があって、ほぼ全部だと思うんですが、一太郎の方の講習は考えていただけないのかなということでお聞きしたいんですが。

○里川委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 まず1点目の申し込みの方法等についてということでございますけれども、今現在IT講習会申し込み受けておりますけれども、例年700名から800名の方の申し込みがございまして、当然定員よりはるかにオーバーしているわけがございます。その中で抽選等を行いながら受講者を決定しておりますので、その関係でどうしてもはがきによる申し込みで受けないと後の抽選等の関係がございまして手続がややこしくなるということでそういう方法をとらせていただいております。

それから、講習をしております内容でございますけれども、15年度もそうでしたけど、16年度もそうでございますけれども、一応インターネットとかメールの教室、それからワード、エクセルそれぞれ入門から中級まで、それからはがきの作成とか、また期間中10カ月ほどの期間になるんですけども、サポートデスク等を設置いたしまして受講者へのサポートですか、そういうことを実施させていただいております。機種等の関係で現在、一太郎については講習は行っておりません。

○里川委員長 坂口委員。

○坂口委員 募集の方というか、あれなんですけれども、ソフトの方ですね、私も使ってます、僕の場合はワードというのはやっぱり使いづらい、やっぱり慣れというのがありますのでね、最近の市販されてるやつもワードが最初から入ってるタイプ、一太郎が最初から入ってるタイプというのがあります、一太郎が入ってる方がこの講習会受けたと言われてもワードの講習では一太郎と合わないわけなんです。だから、できればこの講習の内容の中にね、一太郎も入れていただけないかなという1講座ふやしていただくとか、その辺はどうかご検討いただけないでしょうかね。

○里川委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 公民館の教室の方に設置してます機種等の関係もございまして、ワードと一太郎の関係といいますと、余り内容的にはソフトとして大きく変わるような部分はないと思いますので、できればちょっとそういうことでご理解いただきたいと思います。

思うんですけれども。

○里川委員長 坂口委員。

○坂口委員 内容にはさほど違わないと言われますけど、使ってみて全然違いますのでこの2種類は。ワープロ変換という意味では、文章を打つという意味では同じですけれども、使い方というのは全然違いますのでね。もうワード使ってる人は一太郎全く使えないとっていいほどなんで。例えば、僕の場合はワードというのは全く使えませんから。その辺ちょっと検討のあれとして、ちょっとひとつお願いしたいと思いますので。

○里川委員長 どうですか、担当の方はこれは研究、今認識が大分違うみたいなんですが。栗本教育長。

○栗本教育長 当初、買った機種がワードで入っておりますので、そのまま今日まで講習させていただいてます。もしその中で受講者の方でいろいろなご質問があった場合には、その都度お答えはさせていただいておりますけど、もう一度その受講者の皆さん方の要望も一回聞いてみて、もしできるのであれば、次回からでもそういう対応はしていきたいというふうに思いますし、いずれにいたしましてもソフトをすれば、ソフトを全部買い換えなければなりませんので、相当な費用もかかってきますし、その辺の検討もさせていただきたいと思います。

○里川委員長 坂口委員。

○坂口委員 そういう検討をぜひお願いしたいと思います。最初の募集の段階でワードということで限定されて募集されてるみたいなんで、私一太郎やから要らんわ、受けられへんわと思っておられる方もおられますんで、できるだけ検討して募集していただければと思います。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これにつきましては、今、ある程度体験されてる方もあるわけです。町が実施いたしましたのは本当に初めてこのワープロを触るという人たちの講習ということでやっておりますので、そうした中でやっぱりそういう経験された方については、また自由に授業、努力といえますか、自分で勉強していただけたらというんですが。本当に何も知らない方、初めて使う方の講習ということでさせていただいてます。2年目になってきておりますので、若干、初年度で初級で受けた方、2回目にエクセルとか、あるいははがきの作成とか、そういう少しランク上の使い方といえますか、そ

ういふことの講習はやっております。そうしたことを学習していただけたらというふうに思います。

○里川委員長 坂口委員。

○坂口委員 今、初めての方ということなんですけど、今、パソコンというのはほとんどが最初からワープロソフトというが入っている状態で販売されてますんで、その中でワードタイプ、一太郎タイプと打てる2種類であると思うんです。自分の買ったパソコンが一太郎タイプだったとすれば、この講習行ってもしやあないわということになってくると思われまので、ひとつその辺ご検討お願いしときます。

○里川委員長 ほかにございませんか。森河議長。

○森河議長 126ページ、松田さんとの意見とは全く一緒なんですけども、観光会館。これはどこを管理されているのかということもね、斑鳩町が管理してるんのか、ということは管理するということはやっぱりかぎが斑鳩町に持つておるということですね。これ、今管理がね、龍田西の自治会が管理しておられるからね、その先ほど使用料無料ということが若干お聞きしたけども、この使用料無料と、その対する賃貸、賃金ですね、賃金はそれどこに入っておるんですか。それ一つ。

そして、その今も言うように龍田が自治会が管理されておるんであればね、はっきり私から言えば、この観光会館の機能が現時点では発揮していないというような感じは持つてますのでね、龍田西に今も言うようにね、自治会にそんなもん渡してしもてはっきり管理費とか、そういうものをね、向う持ったら40万3,000円ですね、これ。本来ならばどこの自治会であろうが、利用そのものは自治会費の中で払ろうておられるけどもね。これ今も言うように年々こういう体制である、これ大きくなってくると思うねんけども、その管理されてるとどこですか。

○里川委員長 田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 管理ということで当然町がさせていただいておまして、使用許可とか、それらの手続をおっていただいて、そして許可するという形をとらせていただいております。

使用料についてどこに入っているかということでございましたけども、歳入の方で25ページに観光会館使用料ということで計上させていただいております。

当然、町が管理しているということで、それらの委託費。町と西公民館と、そして自治会にも保管はさせていただいておりますけども、先ほど言いましたように許可の関

係の手續、当然町の方でさせていただいております。

○里川委員長 森河議長。

○森河議長 それでね、そこなんですわ。かぎをね、やっぱり斑鳩町も管理をとということは管理体制が斑鳩町であればね、自治会がここですよと、大いに利用してくださいというアピールというのは全然ないわけやね、これ、今までからこれ我々がやいやい言うてるだけであってね、はっきり管理体制が斑鳩町であるということが現状でうとてないと思う。ただ、観光会館、観光会館というてるだけであってね、本来ならば、もともと龍田西のあっこの住宅やなくて、あっこの自治会の管理体制だというような感じ持っておられるしね。そういうことで、できたら今後のPRというかね、使用するであれば、使用するという方面のアピールをしていくことが大事やと思うんですよ。その点でいつもどう思てるのかわからんけどね。先ほどの松田さんの意見じゃないけども、こぼってしもてね、するか、それとももう払い下げを橋西自治会にね、渡してしまうかどっちか、そういう方法とれないもんかな。そういうふうな体制はどうかな。それを今後、町長一遍考えることも大事やと思うのでね。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 先ほどの松田委員にも申し上げてますように、とにかく道路の関係もございますし、1軒だけまだ住んでおられる方ございますから、その関係等も踏まえながら状況を判断しながらですね、議会とも相談申し上げて、その関係等については検討してまいりたい。すぐどうせいということについては、なかなか難しい問題もあると思いますけども、管理の問題、あるいはまたこれからのこと等々、十二分に考えてですね、議会ともご相談申し上げたいと思います。

○里川委員長 そうしましたら、ほかの委員さんからは。飯高委員。

○飯高委員 125ページの商工業振興費の中で、区分として需用費、前年度がちょっと確認したいんですけど、印刷製本費というのが入ってあったんですけど、今回は入ってないということで、何かそれに対する商業の活性に対する何かあったんですね。ちょっとその辺が僕わからないので、今回入ってないということでもありますので。

○里川委員長 飯高委員、観光費の方で、需用費のですか。商工業振興。

○飯高委員 商工業振興費の。

○里川委員長 商工業振興費の方の需用費ですね。

○飯高委員 ことは入ってないんです。前年度30万円入ってあったと思うんですが、

それは前年度は恐らく商工業の活性に伴って何かされた。今回は入っていないから当然されなくて、入っていないと、何か。

○里川委員長 質問のご趣旨の方は理解していただけましたですか。

休憩します。

(午前 9時53分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○里川委員長 それでは再開をさせていただきます。

今、お手元の方に先ほど西谷委員の方からご質問のあった債務保証制度の点につきまして、制度によって料率などが違うということで制度の内容のわかるものとして資料としてお配りをさせていただくようにいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

そして、先ほどの飯高委員のご質問についての答弁を求めたいと思います。田口観光産業課長。

○田口観光産業課長 先ほどの印刷製本費の関係ですけれども、平成15年度で商業活性化計画というものを作成中でありまして、そのでき上がった分を増刷のために印刷する費用30万円を計上させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 本年度はそしたら当然上がってないですから、ないということですよ。ないということですが、活性化のための何か考えておられる点というのがあるんですか。

○里川委員長 北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 平成15年度で、先ほど課長が申しましたように商業の活性化計画、それと斑鳩町の場合は、観光と商業が特に密接しているということで観光振興計画あわせて今整備しておるところですが、16年度におきましては、今回でき上がります計画をもとに今後それを実際にどういうふうに町の商工業、あるいは観光に振興させていくのかというようなことを再度検討しながら、17年度以降で例えば必要なものが、それが予算的に必要であれば予算についてもお願いするというようなことで16年度では計画をもとにそれを検証しながら、実際にそれを実行に移すにはどうやっていくべきかというようなことを検討してまいりたいとこのように考えています。

○里川委員長 ほかに委員さんの方でございますか。

申しわけございません。私の方からもね、委員さんから出てましたご意見の中で「斑鳩の里ふるさと秋祭り」の考え方について十分な検討を今後も重ねていただきたいということ。観光駐車場の利用状況を見ましてもね、バスなんかでしたら10月は月で見ましたら2位なんですね。駐車の利用状況。やっぱり10月、よそからもたくさん来ていただけるような状況があるときにそういう土曜日にふさいでしまうというような状況とか、こんなこともございまして、より効率的な運営を深めつつ、また町の行事のあり方、こういったものを整理してよく検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

それと商工会の補助金について、先ほど触れられましたけれども、私自身も他の町の商工会の補助金、どういうふうな状況になっているかというのは、実は私の方は調べさせていただいております。かなり斑鳩町が高額な補助金を出しているという状況をつかんでおります。商業活性化ということについては、異論はございませんが、よそは16年度減らしてきてはるところが多いんですね。ほとんど減らしてはるようです。そんな中で斑鳩町は増やしてきたということについてね、やはりどういう経過でこういうふうになったのかということについては、私も気にかかっているところでした。委員さんからご意見が出ましたので、それ以上は申し上げませんが、あと委員さんからご要望がありました私も調べておるんですけども、行政としてきちんとした形で商工会への補助金、他の町ではどうなっているかということにつきましては、委員の方からの要望もございましたので、きちっと後刻、ご報告をいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、小城町長。

○小城町長 誤解を招いたらいかんと思いますけども、私は何も商工会の補助金が高い安いとか、そういう問題よりも、商工を活性するためにどうあるべきかということを考えないと、安堵町でも500万しますから、人口8千くらいですから、斑鳩2万8千くらいですから、1,300万と500万がどれだけ、大きいか小さいか、どれだけの活動をしてるんかと、私はやっぱりこれはもう私が就任したときに商工会の補助金というのは2重に出たわけなんです。商工会の補助金と商工会青年部の商工祭り、商工祭りと二つ出たんです。それを一本化するということでしてきたんです。私はやっぱり商工祭りそのものについては、かなり金がかかるであろうということも踏まえて、あれを200万円を300万円にアップしてきたんです。今、200万円ですから。こ

とし300万円ということ。それで1,300万円だと。それはあえて私は一番、皆さん方に商工祭りも盆踊りをされてますけども、今子ども議会で昨年出たようにやっぱり花火大会はしてほしいというような話もあったから、商工の中で祭りの中で、ひとつそういう花火大会ができないかどうかということを今、水面下でいろいろと商工会助成の話をしているわけです。私はやっぱり商工会の青年部を育成しなかったら、今商工会の現状から考えたときに私は斑鳩町の将来を考えますと、もう商工会青年部はいないですよ。そのことを活性化するためにいかに10人でもそういう祭りをして、皆さん方のボランティアを担ぎながらやっていくということの指導を我々はしていかないと、後継者を育てなかったらいかんということ踏まえて私はあえて関係等については、やっぱり商工会等については非常にやっぱり事務局体制等も考えますとやっぱりどんどん国がやっぱりそういう人件費を削ってくる、そういうこともあるし、商工会もそういうこともみずから考えてほしいということはお要望申し上げますけども、今現状から考えますとそういう点については、私はやっぱり商工会も青年部を育成する、婦人部を育成するということがやっぱりこれからも一つの大きな課題であると考えております。

そういうふうなわけで「ふるさと秋祭り」これも私は先ほど来から定着をして、これからもやっぱりそういうことについては申し上げているように。私は去年でもこれはもう当然、以前はですよ、共産党の野呂議員がおっしゃたわけです。平和祭りしなさいというような。頼むからやってくれ、やりなさいと言うといて今になったらこんなことはあかんとかね、去年でも里川議員も東小学校ソーラン節が非常にええと言うて一生懸命見てられて、いいか悪いかというのは私はやっぱり次代を担うことをやっぱり考えていかんと、やっぱり私も保育園児とか、そういう公立幼稚園も一堂に会してですね、自分らでみこしをつくったら、そういうのを担いてるという姿を見たらですね。そういうことが法隆寺で行われるということはやっぱりこれからの若いお母さん、定着しはるといっても考えて努力をしているわけでございまして、私はやっぱりこういうことを言うたら失礼ですけども、太鼓台がどうかということも私は太鼓台は担ぐ人がいろいろと苦労してはると思います。そういうことがメインじゃなしに、私はやっぱり次代を担う子どもたちをどう育成することが一番大事なことなんです。私はこのままいきますと、太鼓台は恐らく次代を担う子は担がないと思います。担がなかったらだれがこれ引きますの。今、現状浦野委員おっしゃるように、今はよろしいよ、

しかし後10年、15年したらもう担ぐ人いないですよ、これは。現実に考えたら。そういうこともこれから考えないかんとということも十二分にやっぱり考えていかんと、今さえよかったらええというのではなしに、やっぱり太鼓台というのはなかなかそういうの担げませんよ。そういうことも十二分に考えてやっていかんと私はそういうことについて何も秋祭りがどうかと、何もそんな10月の、やっぱりそういうときが一番秋祭りとしてはふさわしいということを含めて実行委員会としてやらせていただくということでございます。

○里川委員長 今、町長がおっしゃられました次世代を育成するということについては、私も大切なことだというふうに思ってますのでね。以前に申し上げたのは、小学校、幼稚園、小学校、中学校と同じ年代であっても同じ年齢でも斑鳩町に住みながら、なかなか交流できないというような状況が子どもたちにある中で、非常に子どもをメインにする祭りというのはあってもいいんじゃないかなというようなことも私意見として申し上げたこともございます。子どもさんが何かするというと保護者さんであったり、おじいちゃんやおばあちゃんであったり参加していただけるということですね、秋祭りのときでも非常に子どもさんが来られたときに参加も多いようにお見受けもしております。ですから、中身の検討ということでもね、ぜひやっていただきたいなというふうに思って私も意見を申し上げたんです。また、ぜひ今後も検討を重ねていただきたいというふうに思います。

それでは、第6款 商工費についてに対する質疑を終結いたします。

次に第7款 土木費についての審査に入らせていただきます。説明を求めます。北村都市建設部長。

○北村都市建設部長 それでは第7款 土木費についてご説明申し上げます。

土木費全体では予算額が17億8,295万円、対前年度6億6,686万2,000円、59.7%の増となっております。

130ページをお願いします。

132ページにかけて第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございます。本年度予算額が9,334万9,000円、対前年度505万3,000円、5.1%の減となっております。これは主に職員に係る人件費を計上したものでございます。

次に133ページをお願いします。

第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費であります。本年度予算額が5,7

60万3,000円、対前年度932万7,000円、19.3%の増となっております。安全で快適な道路通行の確保を図るため、舗装・補修工事を始めとする道路維持及び路肩の草刈り等の維持管理経費、また適正な道路財産の管理を行うための未登記処理の経費並びに法定外公共物譲与の申請に係ります業務委託費を計上したものでございます。

次は134ページ、第2目 道路新設改良費でございますが、本年度予算額2億4,054万8,000円、対前年度2,963万3,000円、10.9%の減となっております。道路整備につきましては、住民に密着した生活道路として、また斑鳩の景観にふさわしい道としてゆとりと潤いのある道路整備に努めているところでございます。

平成16年度からの新道路整備5カ年計画に則り、継続路線及び新規路線の11路線の整備や衛生処理施設等の地域環境整備として要望をいただいている道路整備等を進めることといたしております。

次に第3目 橋りょう維持費であります。本年度予算額が60万円で、これは前年度と同額となっております。道路管理とあわせて橋りょうにつきましても、維持管理の必要性から高欄の取りかえ及び塗装等の補修を行うものであります。

次に135ページ、第3項 河川費、第1目 河川総務費であります。本年度予算額608万2,000円、対前年度264万2,000円、76.8%の増となっております。主に地域での河川清掃を実施していただきました土砂等の処理について、適切に対応するための経費であります。

続きまして第2目 河川維持費であります。本年度28万4,000円の予算を計上いたしております。大和川に占用いたしておりますところの樋門の関係でございますが、巻き上げ機の修繕並びに塗装工事に要する費用を計上したものでございます。

続きまして第3目 河川改良費であります。本年度1,000万円の予算を計上いたしております。浸水防止と内水排除のための水路改修費に係る経費でございます。供用開始をされたパークウェイ400メートル区間に関連しての地元要望事項で水路改修といたしまして取り組むものでございます。

次に136ページ、第4項 都市計画費、第1目の都市計画総務費でございますが、本年度予算額は2億8,158万8,000円、対前年度1億3,187万7,000円、88.1%の増となっております。

いかるがパークウェイ事業に係る整備促進に要する経費及び都市計画道路法隆寺線整

備に係ります用地取得費、工事請負費等の事業費等でございます。

まず、いかるがパークウェイ事業につきましては、当面の課題でございました小吉田地区モデル区間400メートルが町事業の法隆寺線の一部とともに過日3月3日に供用が開始されましたが、今後はパークウェイ推進協議会との連携を図りながら、より多くの町民の方々にモデル区間をご覧いただけるようPR等に努め、モデル区間完成1年後の住民アンケート調査が実のあるものとなるよう努力してまいります。

また、延伸区間でありますモデル区間の西側の竜田川までの区間約700メートルにつきましては、現在土地の境界確定の作業中でありまして、本年度において用地買収を進めることとなっており、国との調整を行いながら着実な事業推進を図っていく考えでございます。

次に都市計画道路法隆寺線につきましては、さきに申し上げましたとおり、モデル区間交差部から服部道までの間を一部供用開始しております。また用地のまとまったところについても、工事を進めてきたところでございます。今後は事業効果の期待できる区間については部分的な供用を図っていきたいと考えております。

なお、予定区間内において用地未買収のところもありますことから、引き続き用地交渉に努め、予定区間の早期完成に向けて努力いたす所存でございます。

次に138ページ、第2目 公共下水道費でございますが、これは公共下水道事業特別会計への繰出金でございますので、その詳細につきましては特別会計の方で説明させていただきますと考えております。

次に139ページの第3目 都市下水路費でございますが、都市下水路の機能を維持するための維持管理費とし、本年度は230万円の予算を計上いたしてありまして、対前年度40万円、21.1%の増でございます。

続きまして第4目 公園費でございます。

本年度予算額919万5,000円、対前年度16万9,000円、1.9%の増となっております。主には既存公園の維持管理費用であり、各公園の草刈り業務や清掃業務の委託費等を計上いたしてあります。一層の効率的で適切な維持管理を行い、住民の方々に憩いの場として快適で安心してご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えています。

また、公園遊具による事故等を未然に防止するため、職員による定期的な点検パトロールの強化など、安全管理にも十分留意してまいりたいと考えております。

次に140ページの第5目 都市計画審議会費でございます。

本年度予算額は31万2,000円で、対前年度18万4,000円、37.1%の減となっております。これは都市計画審議会の委員報酬であります。

続いて第6目 開発指導調整費でございます。本年度予算額は80万9,000円、対前年度29万9,000円、26.9%の減となっております。これまでと同様、町開発指導要綱や屋外広告物条例を適正に運用し、関係諸法令との調整を行いながら、住み良いまちづくりに向けた指導及び助言となりますよう努めてまいりたいと考えており、屋外広告物の簡易除去委託料等のほか、事務処理等に係る所要額を計上したものでございます。

続いて第7目 景観保全対策事業費でございます。

本年度予算額2,846万1,000円、対前年度1億2,157万1,000円、81%の減となっております。主として一つには法隆寺周辺（これは西里地区でございますが）におけます都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の整備であります。歴史的な町並みにふさわしい道路整備として、平成13年度より平成17年度完成を目指して実施しております。

本年度は整備区間内の約180メートルについて、道路表面の工事を予定しており、自然色舗装や自然石による道路側溝などに要する工事費を計上したものでございます。二つには、緑豊かな景観の形成を図るための三塔周辺でのコスモス栽培であります。近年、この取り組みも定着し、町外からも開花状況等についてのお問い合わせも多数寄せられておまして好評を博しておるところでございます。本年度も昨年同様三塔周辺5地区の皆様の協力を得ながら風景、景観の保全に努めてまいりたいと考えており、コスモス栽培に係る委託料などの所要額を計上いたしております。

また、緑化推進の関係につきましても、これまでに引き続き入学記念樹及び苗木の配付に取り組み、身近な緑化の推進にも努めてまいります。

続きまして141ページ、下段の方になりますが、第8目 JR法隆寺駅周辺整備事業費についてであります。

本年度予算額は7億33万3,000円、対前年度6億6,427万4,000円と大きく増加しております。当事業につきましても、平成14年度には法隆寺駅周辺の整備及び法隆寺駅舎のあり方について基本構想策定調査を実施し、駅南北の自由通路の確保や駅舎のバリアフリー化を図るためには橋上駅舎による整備が最善の手法であると

の結論を得た中で、平成15年度においては、より具体的な整備計画を取りまとめるため、駅舎橋上化自由通路の基本設計及び駅舎周辺道路の基本設計を実施してまいりました。

本年度は、基本計画設計の成果を踏まえましてJRとの駅舎橋上化基本協定を締結した後、JRによる橋上駅舎自由通路の詳細設計作業及び2面2線化への配線変更工事等に着手することとなっており、平成17年度には駅舎自由通路の本体工事へと進めていくことになります。

本年度予算では、これらの整備に2カ年を要しますことから、平成17年度末までの債務負担行為の予算20億6,200万円を計上させていただいており、本年度は駅舎自由通路の詳細設計及び2面2線化への配線変更工事に係るJRへの負担金として6億9,000万円を計上いたしております。

また、駅舎橋上化自由通路整備に関連して駅前広場や周辺道路整備も速やかに進める必要があることから、これらの設計委託料等の経費も合わせて計上をいたしております。

次に143ページ、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費でございますが、適切な住宅管理に対応するための諸経費でありまして、本年度予算額につきましては、282万1,000円、対前年度1,239万5,000円、81.4%の減となっております。また、町長が施政方針の中でも申し述べましたとおり、町営住宅取得総合活用計画における第1期計画の目安北団地が完成したことにより、引き続き新年度におきましては、第2期計画として老朽化している既存団地の建てかえ計画の基本方針の策定に取りかかりたいと考えております。

以上が第7款 土木費予算案の概要でございます。ご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○里川委員長 第7款 土木費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしていきたいと思っております。

予算に関する説明書の130ページから143ページまでです。吉川委員。

○吉川委員 132ページの負担金補助及び交付金の中です、大和川清流ルネッサンス21協議会が3万円負担金なんですけど、これはこれで結構なんですけれども、この会議に協議会に出席される斑鳩町の関係者はどなたか、また年何回ぐらい会議をされているのかですね、会議の内容を簡単に結構ですので、お聞かせ願いたい。

それから140ページ、6目の中の委託料19万8,000円ですね、広告物撤去業務委託料なんですけど、この内容についてもう少し詳しくお聞かせ願いたい。特にですね、これは総務部になるかもわかりませんが、選挙のときなんかですね、公共施設にですね、たくさん宣伝の何がポスターが貼ってあるわけなんですけれども、私も何回か指摘をしですね、お願いをしているんですけども、一向に取り外しをされない。向こうへ言うてあるとか、警察へ言うてあるということでやられておりますんで、この広告物19万8,000円で実際に町が掲げておりますですね、「安全で快適なまちづくり」とか、いろいろこの基本施策の六つの柱の中のね、該当していくんかね、実際にこの金額で行えるもんかどうか、どういう方法でやっておられるのか、年何回ぐらいやられるのか、お聞かせ願いたい。

それからもう1点なんですけれども、141ページのJR法隆寺駅周辺整備事業費なんですけれども、これも私何遍も申し上げておるわけなんですけれども、この予算書を見ます限りですね、全然一向にですね、アクセス道路等についての予算が計上されていない。よその方で対応される何かあったのかもわかりませんが、私はやっぱりこの中ではっきりですね、示すべきだとかように思います。前から同じことを申し上げて申しわけないんですけども、一応この駅舎やってもらうことについては大いに賛成ですし、この駅舎をやるのにね、あの状態で本当に工事ができるんか。前にも申し上げましたように地元とこれ絶対にもめますよ、これ今のような状態でこれやったら。この3点についてお聞かせ願いたいと思います。

○里川委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 それでは、まず2番目のご質問であります広告物の撤去関係でございますけれども、委託の内容でございますけれども、シルバーの方に委託をいたしております。まず、2時間程度にはなりますけれども、シルバーさんの方で月2回回っていただきまして、路線を指定いたしまして撤去活動をしていただいております。そしてまた随時、担当職員の方が出ましてはがすというようなことで対応してまいっております。16年度もそういった対応でやっていきたいとこのように考えております。

そして、選挙用の看板の関係でございますけれども、選挙用の看板についてはこの広告物の中では非常に難しさがございまして、公職選挙法を所管している担当の方で連絡等をしていただいております。外していただくというような対応をしております。

ございます。

そして法隆寺駅の関係でアクセス道路についてでございますけれども、以前から委員の方からご指摘をいただいております今年度16年度につきましては、その調査等を行うということで予算を見させていただいているわけですが、用地等に係りま
す部分について先般の土地開発公社の事業報告の中で報告をさせていただきましたよ
うに北口1件、南口2件の用地について協力をお願いしていくということで公社の事
業計画の中に上げさせていただいております。この南側については県道大和高田・斑
鳩線にアクセスする道路を整備をしていくということで、今現在その線形について検
討しているという状況でございますので、よろしく願いいたしたいと思ます。

そして工事関係でございますけれども、先般もJRの方に赴きまして、その工事関係
についても話をさせていただきました。2面2線化によりますレールの等のふせかえ
もございまして、そのレール等の搬入についてどう考えておられるのか、その辺のこ
ともお伺いをしてきたわけなんですけれども、この分については列車で運ぶというよ
うなこともう聞いております。そうしたことで相当長尺もんになるとか、そういう
もんについては列車対応というようなこともお聞かせ願っているところでございま
す。十分その工事に関しては、地元とも十分調整を図りましてトラブルのないように進め
てまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思ま
す。

○里川委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 大和川清流ルネッサンス21協議会の件についてのご質問なんですけども、
これにつきましては、大阪府、奈良県にまたがりまして、それぞれの市町村が対象と
なっておりまして、委員にはそれぞれ市町村長がなっております。

また、幹事会につきましては、斑鳩町におきましては都市建設部長、上下水道部長、
また住民生活部長が参加しております。この内容につきましては、大和川の水質状況、
また前年度の事業の成果報告とあわせて会計の決算等を審査されてるという状況で
ございます。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 今、一定の方向を聞かせていただきましたので、もうこれ以上申し上げませ
んのので、実行に当たってはですね、やっぱり有効に活用できるように特にこの大和川
清流ルネッサンス21協議会につきましてもですね、大いに意見を述べてもらってで

きるだけ早い機会に目的に達成できるようにですね、私は大いに意見を述べてもらいたい、要望もしていつてもらいたいということをお願いをいたします。

また、広告物撤去の関係なんですけれども、選挙関係もありますけれども、また交差点での見にくい広告物ありますな、ちょうど交差点のところへ立てている。こういうようなものについても、それは個人のところに立ってあったら、指導というんか、難しいと思うんですけども、やはり協力を求めてやっぱり交通安全業務をですね、できるだけ障害にならないようにしてもらえようようにですね、撤去も含めて交渉を重ねていただきたい、かように思います。いろいろ難しい点もあろうかと思えますけれども、精いっぱい頑張ってもらってですね、選挙方式の中にも上げておられることについてちょっとでも近づけるようにですね、努力をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 全体的な問題なんですけど、土木費でですね、17億8,295万円の中でいわゆるし尿処理とか、施設とか、ごみ施設とか、火葬場施設とかいう関係でご協力をいただいている点についての補償事業としてですね、予算計上されていると思うんですけども、その関係の総額ですね、個々でも結構ですから総額どのぐらい補償事業としてここで予算、この中で組み込まれているのかということについて聞かせてもらえますか。

○里川委員長 休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○里川委員長 再開いたします。答弁を求めます。清水環境対策課長。

○清水環境対策課長 補償の関係で現在、建設課関係につきましては、火葬場関係で道路擁壁等の。

○松田委員 総額で結構や、個々に言うとまたいろいろあるやろうからね。総額で結構ですさかい。土木費に占める費用の中で何ぼ云々かと言うてもろたらええんです。だから言うとはこれは担当課で言わなんたらあかんねんや。

○清水環境対策課長 申しわけございません。建設課関係で火葬場関係で1,200万円でございます。

○里川委員長 それが総額。

○清水環境対策課長 建設課関係のやつです。

○里川委員長 今、委員がご質問なさったのは、土木費における補償工事の総額というふうに委員おっしゃられていますので、今課長が答弁された1,200万円だけですか、それでよろしいですか。松田委員。

○松田委員 僕がお聞きしているのは、個々に言うていろいろあるやろうからね、皆さんも言いにくい面もあるんだろうからということで言ってるんですけど、土木費で17億8,295万円ある中で、補償と位置づけた関係で事業になってる額がどのくらいありますかということだけ聞きたいんです。個々には結構やから。そうせんとごみの関係で何ぼやとか、処理場でなんぼやとか、火葬場でなんぼやとかいろいろまたあるでしょ。それでそのことは。というのはね、例えば皆さんにはね、例えば定期監査、私どもさせてもらいました。その中でいわゆる補償工事の関係というような何故とは言いませんけども、非常に高額になっているということ。ずっと永久に続くというふうな関係のものであってはいけないと、どの程度の関係、今日まで補償が今後の事業として使われてきたかということの明示をしているわけですからね、だからそういう面についての意見を申し上げてるんで16年度の予算が果してどうなっているのかなということだけ抑えておきたいと思ってるんです。そうしないとやっぱり、意見は意見として言いはなしになりますし、また皆さんの方は聞きっぱなしになってしまうことではないのかなと忠実にその意見を尊重しながら、いろいろ実行してまいりますなんて言うてるけど、言うてるだけで終わってしまうということになってはいけませんので、ちょっと総額で聞かせておいてくださいとこう言ってるわけです。

○里川委員長 委員のご質問の趣旨は理解していただきましたですか。堤建設課長。

○堤建設課長 土木費の中で、今申されてる費用の関係なんですけども、一般会計で予算計上しておりますのは1,060万円でございます。

○里川委員長 今の1,060万円というご答弁いただきました。先ほど1,200万円っていう答弁があったのにそれより下がる、総額を聞いているわけですからね、それより下がるわけではないと思うんですけども。助役。

○芳村助役 申しわけございません。例えば三井のゴルフ場でしたら、これは計画していたと同時に補償という形になってますから、そういうこともさらえて報告しなければならないとこのように思いますので、ちょっとしばらく時間をいただきたいとこのように思います。

○里川委員町 ちょっと時間をいただいて後刻とおっしゃってます。松田委員、それでよろしいですか。はい。そしたら理事者におかれましては、今の委員の趣旨を踏まえた総額を提出して報告をいただきたいというふうに思いますので、後刻で結構ですのでよろしく願いいたします。

そしたらほかに。浦野委員。

○浦野委員 133ページの道路維持費になるのか、次のページの道路の新設または改良費になるのかちょっとわからないですけども。猫坂の舗装が非常に、あれ100メートル近く改良されたんですけど、その後の太田の酒屋さんから東の方、砂利がめくられてきて家の中にあれ入ってくると。また、朝、ほうきでもって非常に清掃していると、ほこりだらけやと聞いているんですけども、おいおい役場の方へ向けて改修工事をすると聞いておるんですけど。今年度、いつにどこまでされるのか。ちょっともう一度確認しておきたい。

○里川委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 ただいま質問を受けてる猫坂中から東へ向いての関係なんですけども、これについては一部、昨年度、平成15年度実施させていただきました。残りにつきましては、平成16年度で補修の予定をしているという形でございます。

○里川委員長 今、あの委員、区間についても説明願いたいということですので。堤建設課長。

○堤建設課長 今、申されてる場所の関係なんですけども、昨年度したところから東へ向いて約240メートルの区間ですので、委員が今、ご指摘いただいている場所が含む、全部含むという形でございます。

○浦野委員 ことしいつごろ、何月ごろ。

○里川委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 なるべく早い時期に実施したいと考えておりますけども、時期につきましてはこれから新年度予算、確定いただいて、それから設計に取りかかりますので時期的にはなるべく早くしたいと考えております。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 時期的に夏とか秋とか。今の240メートルということは追手へ曲がる曲がり角の木村の歯医者あのあたりまでですかね、2点。

○堤建設課長 申しわけございません。場所については、今ご指摘の木村歯科医院の付近

までとなっております。時期的については、先ほども申しましたように夏ごろまでにはしたいというふうに現在考えております。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 残りはいつになりますかね。このままでずっと、まだ未定ですか。

○里川委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 残りの区間につきましては、今現状見る限り表面、路面上の表面ですけども、これについては今しようとする場所との関係につきましては、路面は今十分いける状況というふうに考えています。ですから、その状況に応じて今後も悪くなれば補修していくという形でご理解をお願いしたいと思います。

○里川委員長 ほかに。飯高委員。

○飯高委員 133ページの今の浦野委員から言われた道路維持管理工事についてなんですけども、本年度3,000万円ということで計上されているんですけども、前年度は2,000万円ということやったと思うんですけども、1.5倍ということで量的にかなりあるんですけども、道路の補修また修繕ということで、これは計画は一つは立てられてるんかどうか、工事計画。それと、当然道路のことですから、舗装のみやと思うんですけども、場合によっては水路も絡んで撤去、復旧ということもあり得るんですけども、それも見込まれてあるんかどうかということ。道路延長にすればどれぐらいあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○里川委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 この維持の関係につきましては、特に昨年度2,000万円から3,000万円になったということなんですけども、特に町内の中で舗装を行っている区間について特に悪くなってる区間があります。そういった路線につきましては、この状況を把握しながら次年度等に計画を立てておまして、特に今出ました龍田の町中、また富雄川堤防線におきましてはこれは町道の米寿橋から斑鳩高校に向けてですけども、これも何カ年かけて計画して進めてきております。これについては、特に堤防線という形で傷みも激しいということがありまして、計画的にやっています。今年度計画する部分で富雄川堤防線左岸については完了の予定というぐあいではやっています。その他につきましては、それぞれ地域の状況等を把握しまして予算化をさせていただいております。距離等につきましてはですけども、これにつきましては全体的なものがありまして、ちょっとしばらく箇所数等もございますのでご理解のほどお願いしたいと思います。

います。

それとあわせて、特に町内で小規模の舗装があります。これにつきましては、小規模の場合は年間的に契約をいたしましてその中で悪くなった区間について補修をしていると。その場合には、町職員によりまして穴ぼこができましたらレミで補修すると。その後、状況を見ながら先ほど言いました年間契約をいたす補修工事として面積の小規模な形についてはその都度、年間契約をした業者によりまして補修をするという形でございます。それとあわせてその側溝、水路等の補修ということなんですけども、これにつきましても小規模につきましてはその都度、業者へ発注いたしまして補修をしているという状況でございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 たしか1.5倍という数で年間に本年度は多いわけですけども、道路工事でいつも感じることは年度末になったらほとんど集中するということがありますんで、その点を踏まえて、できうれば工事の計画書を立てていただいているとは思いますが、よく聞く話でありますけども、その辺ちょっとご配慮の方、よろしく願いいたします。

○里川委員長 ほかに。西谷委員。

○西谷委員 まず、JRの法隆寺駅橋上化の部分なんですけど、私も吉川委員と同じくずっと言うてるんですが、実際に駅前の整備をする場合には当然、今あるような混雑解消とかという部分があったり、開設されて初めて私は橋上駅をすることに意義があると思うんですが、今橋上化されてるので、今回の予算の中でまず1点は、実際に今回の何か2線にレールをつけかえる内容の話がされてると思うんですが、本年度の部分の中での事業総額に対する国、県の支出金がこれは予算書で見ると3,000万円、地方債が4億9,500万円、その他で1億7,500万円というのがある。その他というのは何かというのを教えてまずいただきたいのと。

それとこれは2カ年にわたるといことで総額2カ年の事業費の総額が幾らになるのか、それとその総額の2カ年の合計の総額の内訳ですね、国、県の補助金が幾らでJR負担がどれだけで、町でどれぐらい出さないかんかという、その割合を知らせていただきたいのと、それとJRや都市計画道路法隆寺線に絡んで、服部で農住のされて用地を確保されてると思うんですが、その農住の部分の中で国からの補助金が幾らなのかというのと、それと事業総額と公嘱へ委託された金額は幾らなのかと、できたら

その担当したのはだれかということと、それと今年度の土木費で公嘱へ委託を予定されている金額というのは幾らなのか、この点ちょっとお示しいただきたい。

○里川委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 それではちょっと逆になりますけど、後の農住の関係から報告、説明をさせていただきたいと思います。

農住組合ということで、国からの補助として2,370万円を受けられております。これは、国土交通省の補助ということで13年度に1,870万円、15年度に500万円ということでございます。事業総額的に見てみますと、事業費として総額で2億6,116万3,000円ということで、事業認可計画の変更図書から見ますとそういう金額になってございます。

それから公嘱の関係でございますけれども、この事業に当たっては公嘱については全く使われておらないということで、コンサル対応ということになってございます。

それから、橋上化の関係でございますけれども、国、県、そしてその他ということで財源の内訳でございますけれども、国、県支出金として3,000万円、この分については自由通路部分の詳細設計を進めていくということで、その分の、その事業費に対する補助ということで3,000万円、そして地方債が4億9,500万円と。その他については、これは基金の取り崩し1億7,500万円ということでございます。

それでJRの負担でございますけれども、他の駅舎等から見てもそう多額なお金にはならないということにはなるとは思うんですけども、今後、実際の駅舎、建築に当たってその額を交渉していくということになってまいりますので、今、今年度、この中では額については見られていないということでございます。

○里川委員長 あとは2カ年の事業費の中で、トータルの事業費の中での国、県などの負担と今年度の土木費の中での公嘱協会の委託料ですね。

○藤本都市整備課長 この20億6,200万円でしたね、その債務負担を起こさせていただいているその財源の内訳なんですけれども、今現在、自由通路部分については国の補助をいただくということで採択をされて今、要望をしているということでございます。そのほかについては、国からの補助というのはいただけないというような状況になっておまして、一般財源の負担が相当出てこようかなどこのように考えております。金額的にはまだきちとした形では出ておらないということでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 総額がわからへんということやけど、実際にはそしたら今の課長の答弁によりますと自由通路部分について、今年度は自由通路適応分で3,000万円が出ると、それとあと、来年以降の事業については全くこの国の補助を使う事業、あるいはJRの負担分というのは全くないということなんですか。

○里川委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 今年度の3,000万円の主となる補助の事業費というのは、先ほど申しましたように自由通路の詳細設計等を行っていくわけですけども、その詳細設計、広場部分も含めてなんですけど、その部分に対しての補助金が出てくるということで、事業費6,000万円に對しまして3,000万円が出てきますよとこういうことになっております。そして、その自由通路については、補助の対象になりますと。それが、17年度の事業になってまいりますんで、その17年度の事業として補助金、国の補助が出てくるということでございますので、約5億円ぐらいの事業費がかかるんではなかろうかとこのように思っているわけですけども、その2分の1の補助ということでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 5億円ぐらいというのは、それは自由通路の部分だけの話ですか。要はね、自由通路と要は橋上駅舎全部含めて総額、要は2年間でする事業の中で総額がどれぐらいかかって、それで今年度これだけということでしょう。そしたらその後も2年間でやるというそういう基本の中では総額がある程度わかってて、当然国の補助だろうと思たら、補助もらおうと思ったら、前年度に当然申請していかないかんし、その中には事業総額というのは当然、出てんのやないかな、計画の中に出てんのやないかな、そしたらそ中で確定は当然、その中で変わってくるでしょう。今現在の計画されてる中で国の補助金をどれぐらい見込み、JRの負担金はどれぐらいということで、町の持ち出しはどれぐらいというのは当然、それは出てこなおかしいんちゃうかなと思います。それで聞いてるんです。

○里川委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 まことに申しわけございません。16年度の予算書、194ページをご覧くださいと思います。20億6,200万円ということでこの債務負担行為の内訳こう書いてるんですけど、16年、17年度ということで国県支出金の中で3億100万円、今3,000万円の補助の中で、あと自由通路部分5億円から6億円に

なろうかと思えますけども、その2分の1ということで3億1,000万円。そして、地方債が11億9,300万円と、そして先ほど言いましたその他の分で5億3,850万円、一般財源で2,950万円ということになってございます。

まことに申しわけございません。

○里川委員長 質問者はトータルで、各国、県で町、そしてJRというふうなことでお聞きになってたと思うんですけどね。その見込みというのはどういうふうになっているんでしょうか。今、県の分の形はね、わかったし、町がこうやということも言うていただきましたんですけども、トータルの中でそれらがどの程度ずつ出さないといけないのかということをもう少し見込みも、もちろん今、見込みだと思んですけども、質問者はそれをお聞きになってると思うんですが。藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 今、報告説明させていただきましたように、総トータルとして20億6,200万円を予定をさせていただいております。その中で国県支出金として3億100万円ということで、これは国庫補助でございます。国からでございます。そして地方債とその他、一般財源というようなことでの財源内訳ということでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 その他のね、その他の部分の内訳を聞きたいんですが。

○里川委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 この、その他、当然、先ほど言いました今年度は基金取り崩しをさせていただいておりますけども、この16、17の中には特定財源としてJRからの負担、当然計算していく必要があるということで、ここのその他の中で見させていたれていると。この額についてなんですけれども、1億弱になろうかこのように思っています。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 そしたら、総額は20億6,200万円。国県、これ実質的には国の補助金ということですね、国の補助金が3億100万円、それと地方債が11億9,300万円で、5億3,850万円のうち、ほぼJRの負担してもらうのが1億円弱だろうというぐらいですね。ということは、あとは全部町が持ち出しという考えでいいんですね。

それと先ほどの農住の中で公職へは委託はされていないということなんですが、そしたら公職じゃなくて、そしたらされた業者さんはどこですか。

○里川委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 これはコンサルさんなんで、新都市が当たってたということでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 コンサル、新都市がコンサルでやって実質的にされたのはどこというのはわからないですかね。

○里川委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 実質やったのがコンサルさんでございます。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 私が実質的に聞いている部分と大分違う。確かにコンサルが最後までやったコンサルが下請というのか、それでされた業者というのわかりますかと言うたんです。

○里川委員長 藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 担当しているところは新都市さんが直接その業務をされとって、その下に調査士さんが入っておられたんか、どうか、その辺のことについては確認はいたしておりません。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 そしたらわかる範囲内で聞いて、金額とその業者の名前を教えてくださいと思います。

それと、土木費でその公囑へこの今回の予算の中で公囑へ委託をどれぐらいされるのかという分についてまだ回答いただいてないです。わかりますか。

○里川委員長 すぐ出ないですか。

○藤本都市整備課長 ちょっと、時間、ちょっといただけますか。

○里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 今、西谷委員の質問の中で新都市設計がその下請の業者にさせてると。その下請の業者の名前と金額を言えとこういことなんですかね。

いわゆる設計委託については、委託業者というのがそれぞれの専門で下に流すということがあり得るわけですね。例えば駅舎、駅舎の意匠をどうするかと、これは他の業者に渡すと。けども、そういう流れの中で一つにまとめて設計が完成すると。設計図書が完成するとこういことになりますから。それがどこでやらずか、どこでどうやらずかというのは町としては、これは関係ないものであって、あくまでも新都市設計の方で責任持ってやっていただければね、そんでええんのちゃうかなという私は解釈

を持つんですがね。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 地元の方でいろんな話を聞きますと、実際に議員がその仕事をしてたというのを聞くもんですから、何かはたから見てたらすごい国の補助を受けてする事業の中で不透明やないかなというのを聞くんで、本当にその話が本当なのかどうかというのを私は確認したかったもんですから、聞かせてください。

○里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 そういうことでそのされる業者もいろいろ専門的に一つにまとめてきますから、当然されとると思います。あくまでも設計会社というのは、そのものが専門ということはない部門もございますから、そういう部門には下に出すということでございますので、西谷委員の指摘のようにですね、下でされてる場合はあります。

ただし、町としてはそれを把握する必要はないと。あくまでも新都市設計のですね、完成品をきちっと提出してくれればそれでいいと。それをチェックするところということでございますので、その点を理解願いたいと思います。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 助役の言うのはもっともだし、そう思うんです。ただ、私自身がそういうことを聞いたもんですから、念のために聞いたんです。それも実際に事業が始まる前から、もう業者が決まったでというふうなうわさ話やけど聞いてて、実際にその人がしはってということになるから、それはちょっとおかしいんちゃうかと私はちょっと調べますわということで、それがうわさ話であつたらそんでええんやけど、実際にそうやったとしたら住民から不信を抱くからそこで聞いただけですんで、ぜひあのちょっと確認をお願いしたいと思います。

○里川委員長 堤建設課長。

○堤建設課長 済みません。先ほどの公嘱の関係なんですけども、お手元の予算書に配付しております、あの予算書にありますとおり、まず1点目は道路維持費でございます。133ページ、この中で委託料がございます。ここで1,500万円の予算をお願いしております。それと次のページの134ページの中に委託料、同じく委託料ということでその中の登記委託業務ということで2,071万5,000円ということで、この部分が公嘱協会の方に委託する予定でございます。

○里川委員長 よろしいですか。藤本都市整備課長。

○藤本都市整備課長 都市計画費の中におきましても法隆寺線の関係で用地取得にかかわりまして委託料、登記委託料として、ここには登記等委託料として121万円ということで上げさせていただいております。

それとJR法隆寺駅周辺の整備事業費の中にも登記等の委託料として180万円を計上させていただいております。

○里川委員長 よろしいですか。ほかにございますか。ないですか。そしたら議長。

○森河議長 141ページの景観作物栽培業務、これはあれやね、コスモスのやっちゃん、コスモスこれ斑鳩のあれ褒めてるコスモスちゅうたら町長だけと違う、今。あれ大変やで、短こうて、草周りの中に入っとるで。そんな感じせえへん。種渡してまいて、できた花と違うで、これ。種、何ちゅう種使こてるの、その種のピコティとか、パルティドとかそういういい種使わないかんよ。ただの相手に任せて、あんなもん草周しの中に生えとるような感じやけどな。やっぱしそこまでの指導せんことにはいかんの違う。ガス燻蒸土でもガス燻蒸せんと農家に何軒の農家に何平米でこれまいとんのか知らないけどもね、もっとそういう方面で研究せんないかんわ。こんなん言うたらいかんけども。私は町の金とんにいくのいかんから言わへんけども、こんなん普通の業者やったらわしもっといくわ。もっと言いやすいの違う。種、どんな種使てるか、それ一遍研究しといて。

それとそれから平米数が何ぼの平米まいて、平米でガス燻蒸地面にせんことには草周りの中に花ボロボロ咲くようやったらこんなもんせえへん方がましでっせ。そういうてよう今後気をつけて、これは意見として言うとかわな、答弁要らない、要らない。こんな答弁ないもん。そういうことで、ひとつもっと勉強してやっていこな、そういうこと言うとかわ。わし、答弁要らないから。

○里川委員長 よろしいですか。

○森河議長 結構です、結構です。

○里川委員長 あえて助役が答弁をいただけるらしいです。さきほどの、芳村助役。

○芳村助役 松田委員の質問に対する調査をいたしまして報告をさせていただきます。

土木費関係での平成16年度の予算につきましては、1,310万円を計上しております。いろんなこととございますけども、公社対応として6,140万円を対応しておるとこういうこととございます。

これも質問以外のことなんですが、農林関係で補償で全体で7,130万円、ほとん

で農道解消がほとんど補償でやってると、こういうことをございます。環境対策関係の中で補償として1,260万円を計上させていただいております。したがって、土木では先ほど言われましたように少ないなということをございますけども、事実調査した結果は1,310万円がこの予算に計上させていただくということをございますので、ご理解願いたいと思います。

○里川委員長 今、先ほどの松田委員の方のご答弁、助役の方からいただきました。松田委員、それでよろしいですか。

○松田委員 それでええことないんですけどね、もういいですわ。全然、合わんと思うんですけどね。これまた決算の時もうひとつはっきりするやろうからええんで、そのときに譲ります。全然合わんねんけど。

○里川委員長 ほかに委員さんの方をございませんか。

濟みません、そしたらちょっと一つだけお聞きしたいんですが、先日、ここで聞くのがいいのかどうかわからないんですけども、當麻町の職員さんと三郷町のコンサル会社の収賄事件があったと思うんです。私、以前にこの三郷町のこのコンサル会社の方が斑鳩町にも出入りをされているという状況を見聞きしていたんですけども、その辺についてはどういう状況になっているのか、また斑鳩町では決してこういうことは起こらないというふうにも私も確信は持っているんですけどもね、それらにつきましてちょっとお尋ねを、確認をさせていただきたいなと思うんですが。小城町長。

○小城町長 今現在、逮捕されて今現在、取調べ中ですから、こういうことは全くわかりませんから、また結果はまた出てまいると思いますし、町関係等についてはそういう綱紀肅正ということの中でそういうことは私は一切ないと思います。

○里川委員長 ちょっと心配がありましたのでね、ちょっとこのコンサル会社の名前を私も見かけた、斑鳩町で見かけてますので、ちょっと気になったのでお尋ねしただけです。

そしたらもうよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 では、ないようですので、これをもって第7款 土木費に対する質疑を終結いたします。

次に第8款 消防費についての審査に入ります。説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 座って説明させていただきます。

それでは第8款 消防費についてご説明申し上げます。

予算書の144ページから147ページにわたってでございます。

第8款 消防費全体といたしましては3億2,084万6,000円を計上いたしております。前年度の予算額3億3,163万9,000円と比較いたしまして1,079万3,000円、3.3%の減となっております。

初めに144ページ、第1目 常備消防費についてであります。これにつきましては西和消防組合負担金として本年度2億8,486万7,000円を計上させていただいております。前年度の予算額と比較いたしまして523万4,000円、1.9%の増となっております。

同じく144ページの第2目 非常備消防費についてであります。

本年度は2,517万5,000円を計上しております。前年度の予算額2,185万9,000円と比較いたしまして331万6,000円、15.2%の増となっております。増額となりました主な要因でございますが、消防団員の技術向上と志気の高揚を図るため開催されます消防ポンプ車操法大会に参加いたします経費が増額となったためでございます。日ごろから町民の安心と安全、生命、財産を守っていただいている町消防団の活動等に要します経費と地域において初期消火活動における消防力の充実を目指し、自主防災組織の育成を図るため自衛消防団支援のための経費等を計上させていただいております。

次に146ページでございます。第3目の消防施設費でございます。

本年度は1,009万8,000円を計上させていただいております。前年の予算額2,938万7,000円と比較いたしまして1,928万9,000円、65.6%の減となっております。減額となりました主な要因は平成15年度に更新をさせていただきました第1分団消防ポンプ車の更新と防火水槽の整備が減額となったためでございます。そのほか既存の消火栓や消防コミュニティーセンター、法隆寺消防センター等の消防施設に係ります維持管理に要します経費を計上させていただいております。

同じく146ページ、第4目 水防費についてでございます。有事に備えて水防出動に係ります経費といたしまして昨年と同額の14万6,000円を計上させていただいております。

次に147ページ、第5目の災害対策費でございます。56万円を計上させていただいております。前年度の予算額61万4,000円と比較いたしまして5万4,000円、

8.8%の減となっております。災害物資の備蓄及び地区別防災訓練の実施に係ります必要経費を計上させていただいております。災害物資の備蓄につきましては、人口の約1割を避難者として想定をする中で、年次計画に基づきまして本年度はアルファ米1,450食、毛布50枚を計画的に備蓄してまいりたいと考えております。

また、平成14年度から実施してきております地域に密着した住民実践型の地区別防災訓練につきましても、引き続きしてまいりたいと考えております。地域住民の防災意識の向上を図ってまいりたいということで実施させていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、第8款 消防費についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の方、お願い申し上げます。

○里川委員長 第8款 消防費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしたいと思っております。

予算に関する説明書の144ページから147ページまでです。飯高委員。

○飯高委員 ページが146ページ、消防施設費なんですけども、そこで19の負担金補助及び交付金の説明の中で、前年度は消火栓管理費負担金というのが上げてあったんですけども、今回は消防水利負担金ということなんですかね、それともこの消火栓管理費負担金というのはどこへいったのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○里川委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 この消火栓管理負担金でございますが、平成15年度までは消火栓、町内568ございまして、その管理を上水道部の方に委託をさせていただきまして、そちらの方で一括して払っていたものでございますが、16年度からはこの消火栓の管理につきましては、この上でございます委託料、13番委託料、146ページの13節委託料の消火栓管理業務委託料といたしまして107万4,000円を上げておりますが、こちらの方で業者の入札にふしまして管理をしていきたいと考えておりまして、節の変更をいたしております。以上でございます。

○里川委員長 よろしいですか。西谷委員。

○西谷委員 145ページの操法大会出場負担金という何か400万円というえらいすごい負担金やなというのを思うんですが、この内訳をお願いしたいのと。それと、消防水利負担金、あるいは消防施設整備事業等補助金、それと水防水利協力金とこれはどういう内容でどちらへ出されるのか、ちょっとお聞きしたい。

○里川委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 操法、まず操法の400万円の負担金の内訳でございますが、これに係ります費用につきましては、主には選手、消防団員の報酬が主でございます。また、そのほかに消防操法大会に出ます訓練が5月から8月の20日までの間、週3回、ずっと行われます。こういったときの選手の制服代とか、そういった費用も含んでいるところがございます。主には選手の手当、消防団員の訓練手当を主にしております。

それから、次に消防水利負担金でございます。この消防水利負担金につきましては、これは消防水利協力金でございましたか。

○里川委員長 この項目、いろいろ並んでる分についてですね、ちょっと説明してほしいということです。

○西本総務課長 消防水利負担金につきましては、これにつきましては火事等に起こりますときに水を消火栓から使います。この水につきまして、上水道部の方に支払わせていただきます費用でございます。それから消火栓移設・修繕等工事負担金、これにつきましては予定はございませんが、消火栓等が故障しました際に支払うということで30万円予算を計上いたしております。支払先につきましては、これは消火栓の移設工事とか発生しました場合には上水道部の方へお願いをしまして、そちらの方から業者に発注ということで上水道部の方に支払う予定にいたしております。

それから消防水利協力金でございますが、これにつきましてはため池、常にため池等も消防水利として活用させていただいておりますところから、15ため池の水利組合の方に1万円ずつ支払うための協力金でございます。

それから水防費の水利調整報償金でございます。これにつきましては、洪水時、6月。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 消防施設整備事業等の補助金の部分と、それと先ほど言われたほとんどが選手に出られる訓練手当だということなんですが、割合を教えてくださいませんか、400万円の内訳、選手の訓練手当が幾らで、それ以外にこれ多分旅費とか、そういう分もこの中に多分含まれているんやと思うんですが。

○里川委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 まず、団員の訓練手当でございますが、これが300万円、あと消耗品費が60万円、それから水道光熱水費が20万円で、あと訓練にかかりまして食糧費が20万円程度と考えております。

○里川委員長 19節の。

○西本総務課長 それから消防施設整備事業等補助金でございますが、これにつきましては新年度で消火栓の設置を2基見込んでおります。その分とそれから小型ポンプの補助1基を見込んでおります。それと器具格納箱等の助成につきまして、一応16団体分を見込んでおまして、その合計が263万5,000円ということになっております。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 訓練手当が一応300万円ということなんですが、実際にこれはそしたら団員何人になるんですか。

○里川委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 団員につきましては、選手が9名、それからその応援といいますか、手伝い、ホースを巻いたりする手伝いが5名、それから本団の役員が7名、以上21名につきまして予算では回数は40回の訓練ということで大体見込んでおります。

○里川委員長 西谷委員。

○西谷委員 そしたら今40回の訓練をされる、そしてその訓練手当として実際の本選に出られる選手9名、それとあとサブで手伝いされる方が5名、本団から7名、21名でこの300万円を支払する。わかりました。

○里川委員長 よろしいですか、はい。ほかに委員さんの方からございますか。よろしいですか。

一つだけお聞きしたいんですけれども、今回一般質問でも南海、東南海地震の問題も出ておりましたけれども、一点気になるのは、今いろいろな住民の戸籍関係なども機械を使って、パソコンを使ってやってるわけなんですね。いろいろな情報確認をする場合ですね、やっぱりパソコンがそういう災害時に動かせる状況にあるかどうかということにつきましてね、大分前に自家発電の問題があったと思うんですけれども、再度こういう東南海地震の問題もありますのでね、確認をしたいんですけれども、災害時、停電になったときにこの斑鳩町この庁舎内のパソコンにつきまして自家発電などによってうまくきちっと作動し、住民のいろいろな情報などの管理というんですか、確認というんですか、そういうことが可能なかどうかということについてお聞きしときたいと思うんですけれども。藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 本町の住民等の電算処理の問題の非常時の問題でございます。この電源の問題につきましては、パソコンとそのものに非常時の電源装置がついておりま

す。なおかつ庁舎の非常の電源と致しまして先ほどおっしゃいました自家発電装置がございます。

電源につきましてはそういった時には対応が可能であると。また、従来型のいわゆるオフィスコンピューターによる大きな電算ということではございませんで、最近、いわゆる分散型システムと言われまして小さなパソコンを備えるという形になっております。そういう形でどれかがつぶれましても、またどれかが使えるというようなシステムになっておりますので、そういった災害に十分対応できるものと考えております。

○里川委員長 それは避難所に指定されているところなんかとのネットは、そこまではちょっと難しいというふうな状況ですか。藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 それにつきましては、この間申しましたように情報セキュリティーの関係もでございます。そういった中で今後の検討課題であるというふうには思っております。

○里川委員長 また、あの研究の方、お願いしときたいと思います。

ほかに、もうよろしいですか。

ないようですので、これをもって第8款 消防費に対する質疑を終結いたします。

次に第9款 教育費についての審査に入ります。教育費についての説明を求めたいと思います。栗本教育長。

○栗本教育長 私の方から教育費に関係します予算概要についてご説明を申し上げます。

平成16年度の教育予算は、10億1,202万円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと2億3,288万9,000円、18.7%の減となっております。この減になりました主な内容でございますが、史跡中宮寺跡及び駒塚古墳等の史跡用地購入に係ります公有財産購入費の予算計上額が1億7,692万5,000円と前年度の同費目予算額より1億3,397万5,000円の減となっていることが大きな要因となっております。

それでは予算項目ごとにその主なものを説明させていただきます。

予算書の147ページから148ページにかけてでございますが、第9款の教育総務費第1目 教育委員会費でございますが、195万8,000円と前年度とほぼ同額を計上させていただいております。これは教育委員の定例会、毎月1回の定例会の開催、あるいは研修等の経費を計上させていただいているものでございます。

次に第2目の事務局費でございます。9,225万8,000円を計上いたしております。

す。前年度より655万円の減となっております。その要因の主なものは臨時講師の適正配置に伴います賃金と人件費の減によるものでございます。

次に149ページでございますが、第7節 賃金でございます。これにつきましては、教員の定数配置につきまして教科等の不足する場合に本年度も町費講師を配置いたしてまいりたいというふうに考えておりまして、その予算を計上させていただいております。

また「学校いきいきプラン」を本年度も活用いたしまして学校教育の活性化を図るべく指導員1名の賃金を計上させていただいているところでございます。

次に150ページでございます。

13節の委託料では、教職員の定期健康診断及び成人病検診を実施いたしまして、健康管理や健康指導に要する予算を計上いたしております。

また、従来は外国青年招致事業として財団法人自治体国際化協会から英語指導助手を派遣していただいたところでございます。本年度は民間の派遣会社との委託契約によりまして英語指導助手を学校へ配属させることといたしております。それに係ります予算を委託料で計上させていただいているところでございます。これは前年8月初旬をもって契約期間が満了いたしました外国青年の後任を民間に求めましたことから、特に英語教育にかかる訓練を受けていることもございました。学校においても評価が非常に高かったということ等でございます。

また従来のような帰国や来日の心配、あるいは諸経費の方も軽減できることから、この方法に切りかえさせていただいているところでございます。このことから151ページでございます外国青年招致事業につきましては廃目とさせていただいております。

次に第3目の私立学校振興費では1,130万円を計上いたしております。本年度も私立幼稚園就園奨励費補助金によりまして保護者の負担軽減に努め、幼稚園の就園奨励を図り、幼児教育の充実に努めたいと考えております。

次に第4目のスクールカウンセラー事業費でございますが、17万2,000円を計上いたしております。斑鳩南中学校に心の教室相談員を本年度から町単独事業として配置し、生徒が悩みを気軽に話せ、ストレスを和らげることによりまして心にゆとりを持って学校生活を送れますよう努めてまいりたいと考えております。斑鳩中学校にはスクールカウンセラーを本年度も引き続き県事業として配置していただくこととなっております。

これらの教育総務費の合計額は1億568万8,000円となっておりまして、前年度と比較いたしますと1,136万2,000円の減となっております。

続きまして152ページから154ページにかけまして第2項の小学校費でございます。第1目の学校管理費では1億546万5,000円を計上いたしております。前年度より4,216万1,000円の減となっておりますが、その主な理由は工事請負費の耐震補強工事やトイレ改修工事が前年度までに終了したことなどによります前年との比較4,000万円の減が主なものでございます。

この学校管理費では、小学校3校においてその管理運営上、必要な経費について計上させていただいております。

町長によります議案説明にもございましたが、本年度から順次新しいJIS規格によります机、いすを最上級生であります6年生から導入してまいりたいと考えております。これに係ります予算を計上させていただいております。

そのほか、学校施設の警備保障、火災、消火設備等の点検業務等の委託料や教職員の研修に係ります負担金等を計上させていただいているところでございます。

次に154ページから第2目の教育振興費でございますが、2,914万3,000円を計上いたしております。前年度より427万円の増となっております。これは、提案説明でもございましたように小学校におきます伝統芸能の学習に要する経費を計上させていただいたことによります増額でございます。本年度も引き続きまして情報教育の充実や文化活動、クラブ活動等に助成、補助、助成を行いますとともに総合的な学習の時間の学習の内容や指導方法の研究のための助成、そして経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対します就学援助を実施してまいりたいと考えております。

次に第3目の保健体育費でございますが、2,815万1,000円を計上いたしました。前年度より212万7,000円の減となっております。その主なものは学校給食に係ります備品購入費の増額によるものでございます。この保健体育費では給食調理員の臨時職員6人に要します賃金や児童健康診断に要します委託料、学校医等への報償費、そして学校給食に対します保護者の負担を軽減するための給食補助金につきまして、本年度も引き続き予算計上させていただいているところでございます。

以上、小学校の予算につきましては、1億6,275万9,000円で前年度より3,960万7,000円、19.5%の減となっているところでございます。

次に157ページからの中学校費でございます。

第1目の学校管理費でございますが、6,713万9,000円を計上させていただきました。前年度より1,636万8,000円の減となっております。この主な要因はトイレ改修工事や斑鳩中学校借地返還に伴います復旧工事が完了したことによります予算の減によるものでございます。この費目では中学校におきます学校管理運営上、必要な予算につきまして計上させていただいております。中学校におきましても、小学校と同様、新しいJIS規格によります机、いすの最上級生の第3学年から順次導入してまいりたいと考えております。これに要する予算を計上させていただいたところでございます。

そのほか、臨時学校用務員の配置や学校施設の警備保障、火災、消火設備等の点検業務の委託料や教職員の研修に係ります負担金等を前年度に引き続き計上させていただいております。

次に159ページからでございますが、第2目の教育振興費でございます。3,197万4,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして90万1,000円の減となっております。この教育振興費では障害児を含む中学校教育の充実を図りますために必要な備品購入や文化活動、クラブ活動等にそれを助成を行うとともに経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対しまして就学援助を本年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。こういった費用に要する経費を予算計上させていただいております。

次に160ページでございます。

第3目 保健体育費では1,445万7,000円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして40万7,000円の減となっております。この保健体育費では、給食調理員の臨時職員4人に要する賃金、生徒の健康診断をさせていただいております。これら中学校費の予算合計は1億1,357万円となっております。これは、前年度より1,767万6,000円の減となっております。

続きまして162ページから第4項 幼稚園費でございます。

第1目 幼稚園費といたしまして1億4,092万5,000円を計上いたしました。前年度より906万3,000円の減でございます。この主な要因は用務員が1名退職したことと、給与改定によります職員人件費の減によるものでございます。賃金では915万円を計上いたしております。臨時講師4名の分の賃金が主なものでございます。このうち1名につきましては、斑鳩東幼稚園におきまして特に配慮が必要なクラスが

ございますので、補助員として配置し、児童幼児教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

このほか幼稚園費では、園児の健康管理のための学校医の委嘱に要する費用でありますとか、施設管理に係ります警備業務、あるいは消防設備の保守点検に要する予算につきまして前年度に引き続き計上させていただいているところでございます。

以上が学校幼稚園の項でございます。

続きまして社会教育の関係でございますが、164ページをお開きいただきたいと思います。

社会教育総務費でございますが、4,688万3,000円の計上をさせていただいております。まず、第1節の報酬でございますが234万2,000円の計上でございます。社会教育指導員、社会教育委員等の報酬でございます。生涯学習を推進していく上で専門的な立場でご意見や助言、指導を行っていくこととし、各種の教養講座、教育相談、人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

第8節の報償費では、重点課題として取り組んでおります家庭教育の充実、推進について各幼稚園、小学校、中学校におきます家庭教育学級の開設及びその和を広げることに取り組んでいるところでございます。また、子どもを持つ保護者にとどまらず地域との連携、地域との教育力の向上が不可欠であることから、引き続き各地域に出向き、家庭教育の重要性を認識していくための教育講座を実施していきたいと考えております。そのための講師謝金として家庭教育講座に16万円、地域家庭教育集會に9万円を計上いたしています。

次に第19節の負担金補助及び交付金でございますが、166ページにございます265万6,000円の計上でございます。生涯学習を推進するため、その活動の基盤となります社会教育関係団体への支援及び助成が主なものでございます。それらの活動を通しまして生涯学習の振興に努めるよう支援するものでございます。

次に167ページでございます。

公民館費でございますが、6,977万円を計上させていただいております。生涯学習活動の拠点施設として主催事業の積極的な開催、また自主的な学習活動の推進、支援をするとともに公民館教室等を開催いたしまして、学習機会の提供、充実に努めてまいりたいと考えております。

168ページの第8節 報償費でございますが、公民館教室及び教養講座の講師謝金

として316万6,000円を計上いたしております。

次に第11節の需用費でございますが、1,253万9,000円の計上でございます。各公民館の光熱水費が主なものでございます。

次に169ページでございますが、文化祭費でございますが、220万円の計上でございます。一昨年広く文化、芸術をとらえていることを目的に従来の文化祭、美術展覧会、公民館祭りの見直しを行い、斑鳩の里・文化・芸術と称し開催いたしました。本年度も文化振興財団と連携いたしまして11月3日から7日までの間、いかるがホールで実施したいと考えております。

次に170ページの文化財保存費でございますが、2億2,052万円を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、第7節の賃金でございますが、1,690万8,000円を計上いたしております。主に駒塚古墳を含めた町内遺跡の発掘調査や公共事業及び開発事業に伴います発掘調査の作業員の賃金でございます。

次に第8節の報償費でございますが、西里の安田家より寄贈を受けました貴重な古文書等の歴史資料として専門的な委員で構成します調査委員会において、調査・研究を行うことといたしております。その委員の謝金69万8,000円を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に第17節 公有財産購入費でございますが、1億7,692万5,000円を計上いたしております。史跡中宮寺跡の整備に伴います史跡地の購入費でございます。平成15年度から3カ年で公有化を図る計画でございます。

次の第22節 補償補てん及び賠償金でございますが、史跡中宮寺跡の史跡地購入に伴いまして、建物等の補償費がございます。それが900万円を計上させていただきます。また、史跡藤ノ木古墳の整備についてでございますが、本年度は石質内の壁面等で注意すべき動きを示す数箇所において引き続き石質動態調査を実施しますとともに整備検討委員会におきまして整備基本計画書の作成に向けて整備内容について具体的に検討していただく計画でございます。

次に173ページの青少年野外活動センター管理運営費でございます。143万2,000円の計上でございます。1人でも多くの方々にご利用いただくために利用者からの要望が多かったシャワー設備の設置を行ったところでございます。引き続き利用者の増加を求めてまいりたいと考えております。しかし、一方で今日までの利用者数

の推移を勘案した中でこの施設の存続についても検討していかなければならない時期にきている理由にも考えているところでございます。

次に図書館管理運営費でございますが、同じく173ページでございます。8,318万2,000円の計上でございます。昨年10月にホームページを開設いたしましてリアルタイムに全資料、情報を3公民館、図書室を含む4サービスポイントから提供しておりますが、本年度は図書館と利用者が相互に通信できるメール通信業務を行うなどホームページの充実を順次図ってまいりたいと考えております。また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されたことを受けまして、本町の「子ども読書推進計画」の策定を学校と連携し、また図書館運営協議会とも協議しながら進めていく計画でございます。まず、174ページ、第7節の賃金でございますが、1,322万5,000円を計上いたしております。館長及び臨時職員に係ります費用でございます。

次に第11節 需要費でございますが、2,031万1,000円でございます。図書館利用者のニーズにこたえるべく図書資料の新鮮度を保ち、情報提供用の資料の充実に努めてまいりたいと考えております。その図書購入費が主なものでございます。

次に175ページの第13節 委託料でございます。2,157万5,000円でございます。図書館施設管理委託といたしまして、斑鳩ホールと図書館費用を面積按分いたしまして算出されました費用1,480万9,000円が主なものでございます。

次に176ページでございますが、保健体育費でございます。2,759万2,000円を計上いたしております。生涯スポーツの推進を図りますために各種のスポーツ教室の開催、競技大会の実施、またスポーツクラブの育成等を行っていくこととしております。本年度も178ページにありますように19節 負担金補助及び交付金で体育協会に184万円、また「いかるがの里・法隆寺マラソン、三塔健康走ろう会実行委員会」に対しまして300万円の補助を助成してまいりたいと考えております。

次に178ページの町民体育大会費でございますが、128万3,000円を計上いたしております。町民の皆さんの健康、体力づくりを推進する意味でも趣向を凝らし、多くの住民が参加し、楽しんでいただける大会にしてまいりたいと考えております。なお、開催日につきましては4月25日に開催するための準備を進めているところでございます。

次に179ページの健民運動場費でございます。293万4,000円計上いたして

おります。平成15年度におきまして、健民運動場の土壌改良工事を実施いたしました。利用者の方からも非常に喜んでいただいているところでございます。良好な状態を維持していくために、引き続き管理運営の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に180ページの町民プール運営費でございますが、715万8,000円を計上いたしております。本年度の7月1日よりオープンすることで計画をいたしております。その施設管理・運営業務委託料と光熱水費が主なものでございます。

また、15年度におきまして紫外線対策の一環として日よけ屋根を設置し、多くの方にご利用いただいたところでございます。

次に180ページの生涯スポーツ推進事業費でございますが、62万6,000円を計上いたしております。スポーツ教室の開催に伴います費用でございます。

次に181ページ、すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございますが、2,549万8,000円を計上いたしております。本町のスポーツ活動の拠点として住民の健康、体力づくり、レクリエーション活動の場として、また町民相互の交流の場として常に有効な状況で利用していただけるよう適切な管理に努めるとともに、老朽化してきております設備の維持補修に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、教育費に係ります予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○里川委員長 第9款 教育費についての説明が終わりました。

質疑につきましては、午後からお受けしたいと思います。13時まで休憩といたします。

(午後12時02分 休憩)

(午後 1時03分 再開)

○里川委員長 それでは再開をさせていただきます。

昨日、並びに午前中に委員の方から質問のあった分につきまして、資料が2点出ておりますのでお手元の方へ配らせていただきます。

今、お配りをさせていただきます資料につきましては、商工会近隣の補助金交付状況、そして臨時職員などの対応ですね、数字などについてどの程度臨時職員採用されているかということが示されている表になっております。

今、資料提出がありましたけれども、これについてご質問があればお受けいたしますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、それでは第9款 教育費について皆さんから質疑をお受けしていききたいと思います。

予算に関する説明書の147ページから182ページまでです。吉川委員。

○吉川委員 南中のサブグラウンドの関係なんですけれども、この予算はどこに上げられているんかお聞かせ願いたい。資料をいただいてですね、その南中、斑鳩南中学校のサブグラウンドの利用状況という件で見せてもらってもですね、これは12月までですけども、ほかも一緒ですけども、1万4,539人も利用されている。この中で前々からお願いしてますその駐車場の関係ですね、これについてどこで予算対応されるのか、1点だけなんです。

○里川委員長 今の委員の質問に対しましての答弁を。阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 南中サブグラウンドの予算は16年度どこで対応するのかということですが、一応、健民運動場費の中で対応させていただきたいというふうに考えております。

それから駐車場の件でございますけれども、この件につきましては以前からも何回も委員の方からお叱りを受けているところでございますが、16年度につきましても15年度予算対応する中で南側に、西側に一応大きな看板を上げさせていただきまして「南中学校の東側の駐車場を利用するように」ということを利用者の方にさらに徹底してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたしたいと思います。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 その看板の費用はどこにありますの。179ページですな。

○里川委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 一応、15年度の予算の中で対応させていただくということで、もう現在、作成中でございます。早急に取りつけさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 それは一つの前進だと思うんですけどもね、実際に今、前からも説明ありますように中学校のあれで東側になりますかな、ぐるっと回ったところに駐車場があ

るわけですがけれども、実際にそこまで行ってその利用してもらえるのかなど。今、前々からそのことは借りにに來られたら私は指導しておられると思うんです。あんだけ何遍も言うてんねんから。しかし、現状はそうじゃないわけなんです。利用も少なかったら別としてもね、このぐらい利用、やっぱり近くにあるということで利用が多いと思うんですが、この資料で見てもですな、健民運動場の関係に匹敵するような利用していただいているわけなんです。だから、何とか看板だけやなしにですな、抜本的な対策はできないのかどうかですな、その利用状況を見る中でどう考えておられるのか再度答えてください。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 先日の一般質問でもさせていただいておりますけれども、以前からそういう駐車場の問題でいろいろご意見いただいています。事実、私も先日、土曜日朝からホール行きますので、朝通らせていただきました。1台、軽自動車、車を道路に寄せてランニングをしておられました。申し込みをされた方ではなしに、個人で勝手に利用された方なんですけど。そうした方でご注意申し上げて、駐車場に回っていただくようにということでお願いをさせていただいております。その方は「向こうに駐車場あるんですか」ということでご理解いただいたんですけれども、そうしたことをしながら、東側の中学校の東側の駐車場を活用していただくように利用者に対しましても周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

また、職員も土曜、日曜日に使用させる場合、巡回をさせていただいて道路上にとめてる分については駐車場に誘導するようにそうした啓発を直接また現場を見ながら指導していきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思います。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 あのもうその答弁は何遍も聞いてまんねや。聞いてんねんけども直らへんから、全然改良、改善される気配がないんでね、聞いているわけなんです。特にこの今、16年度の予算を見ても看板はそうやってわかりましたけれども、日曜日にも指導に行くということなんで、指導に行くというけど、だれが行きはりますの、どこにその費用が書いてまんの。私の考え方が間違ってるかもわからんけれども、町の職員さん、休みの日に行ってくれはるようには考えてやんのかは知らんけどでんな。そんなもん、この利用状況見ても1日に1件からありまんねんやわ、これ。そんなんずっと何も手

当もなしにね、行けるもんかどうかね。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 体育館に勤務しておりますのは、日曜日出勤ということにしてございますので、その中で巡回するというふうに考えております。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 えらいあのあれですけどね、健民運動場費の中で対応する言うてる、そのどこに体育館の何、どこにありまんの、あらしまへんで。それはずっと後のこのすこやかスポーツセンターと違いますの、それやったら。181ページの。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 職員の配置として教育委員会の職員が体育館に勤務いたしておりますので、そうした中でスポーツ関係の施設については管理をそこでさせてるわけでございます。その職員が日曜日、出勤というような形にしていますので、その中で各施設を巡回するというふうにさせていただくということでございますので、健民運動場費の中では人件費等、その予算は計上させていただいておりません。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 もうこれでおしまい。もし、今、努力していただくということで、それはそれで私も了解したいと思うんですが、もし今と同じような状況が16年度も続くようでしたらですね、どうされるんか、お聞かせ願いたい。最後に。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 大変難しいんですけども、私たちとしてはやっぱり利用される方自身もやっぱりそういう道路上にとめると交通安全上、あるいは交通法規上、そういうことはできないわけでございます。そうしたやっぱり社会ルールをしっかりと守っていただくということが一番大事ではないかなというふうに思います。そういうところを訴えながら、私たちとしては路上駐車を廃止できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

今、おっしゃっていただきましたようにできなかつたらという話になりますけれども、これはちょっと大変難しいことでございますので、私たちとしては今申し上げましたようなことをやっぱり徹底して対応していきたいというふうに考えております。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 今、教育長、言ってくれはったその前段のことなんですけどね、そういうぐ

あいには皆してくれはったら、ほかの面でもそりやもう助かることはいっぱいあるわけなんです。ほな、不法投棄もなくなるしですな、現実には悲しいかな、指導してもろても文句言うてたらいかんけども、文句言うてまだ置かる人があるわけや。そんな時代や。それ、今の考え方は私はちょっと甘いように思うんですな。決意の方も述べていただいていますんで、それに期待してですね、できるだけ事故のないうちにですね、最善の方策を講じてもらうようお願いしたいと思います。終わります。

○里川委員長 ほかに、松田委員。

○松田委員 あちこちに渡りますがとりあえず小学校費の関係でということにしましょうや。153ページ、これは小学校費中学校費にかかわる問題なんですけど。教育費の関係でね、ことしの目玉らしい関係ということにしていくとね、今あの教育長も町長も言ってますけども、やっぱり学校の机とかいすをですね、更新していくという関係なんかが目玉かなというふうに思うんですよ。しかも、この関係については斑鳩町の子ども模擬議会で取り上げられて教育長も一遍ちゅうわけにいかへんけども、取替え計画していきたいと言ってますし、町長や教育長が述べてるようにそういうことについては、早速16年度からでも考えていきたいというふうにして答弁してますよね。それでそれを実行しようとしているんだと思うんですよ。ところが、その予算を見るとね、机・いすという関係については書いてないわけですよ。だから私、非常にわかりにくいと思うんです。何でこんな目玉になるような関係についてね、いろいろ早速取り上げて予算をこうしようとしているんだということについてね、目玉に持ち上げないかな。今、私が先ほども説明もして聞いてきた備品購入費ということで上げられて、多分この庁用備品と書いてるやつがそういうことを意味してるんかなというふうにも思うんですけどね、何で庁用備品というように書いてですね、というよりも机・いすとかという関係で書いたらもっとわかりやすいし、ああ取り入れてくれたなということになってですね、もっと身近な予算としてね、受けとめてもらえることができたのになというふうにも思うんですよ。そしてその、しかもこの机の関係といす、備品、庁用備品ということが机・いすということであるんならですね、これ少なくとも1回限りではないと思うんですよ。そうするなら年計計画をこの際、示してですね、それで何ぼずつ変えていきますというふうな関係をこの際言うてもろて、そしてこの机・いすの関係については、例えば便所と同じようにね、書いたように3カ年計画か4カ年計画で全部変えていきますというふうな関係をこの際打ち出すべきではないか

と。それがこの教育費の関係の目玉ではないかというふうに私は思うんですよ。何でもそういう関係についての感覚というのが出てこんのやろうなど。そしてそのいかにも中身がわからんような状態での備品、庁用備品なんちゅようなことを言うてね、きてるんかと。ところがこの備品購入費という関係のところ、小学校・中学校他もなんですけども、見ていくとですね、備品購入費と言いながらも教材用品、庁用備品、教材用備品、あるいは特別活用備品、障害児備品、あるいは給食予備品という、そういうわかるやつもあるんですけどもね、結局その教材用備品の関係なんか、あるいはここに入るんかね、やっぱり庁用備品ということを用いましょうか。例えばテレビなんかでも時期がきたから置換えますとか、いや何とか学校5つあってですね。そして一斉に取りかえることはできないからということで年次ごとに変えていっている関係があるとは思うんですよ。これも計画的にどう変えていくんかという関係についてね、やっぱりきちっと示して、そしてそれを整理的にことはちょっと古くなったから変えますと。臨時なら別ですよ。定期的に必要な関係、計画があるんならやっぱり年次計画示して年次計画どおりきちっとやる。そのことによっていわゆるこの種の関係の需用費予算とかそういう関係が後で言う特別に膨張するとかということのないようにですね、計画的な予算の執行というものを考えていったら、私はもうちょっと張りのある内容のものになるんじゃないかなというように考えるんですけども、何でもこういうこの平凡なね、組み方をしてしまうんやということをおもったりするんですよ。

それから、さらにこの12月議会でしたかね、一般質問でもいろいろ取り上げられている問題でありますけど、やっぱり身体障害者などの関係についての配慮ですね、学校側、あるいは小中学校にあらず、幼稚園にあらずですね、そういった施設の関係ですね、そういう点についての配慮というものを十分に尽くしているとするならば尽くしているということについてこれを、説明をするとかいうようなことを考えていただきますとね、せっかくいろいろ考えていながら目立たないというか、隠れたところにそういうことの予算を組んでいるということになってるから割合その予算執行についてはピュアというか、そういうの下手やなと思うんですよ。何でもそんなことをせないかのやと。できるだけ伏せて伏せて、わからんようにわからんようにしているような意図を受けて仕方がない。それが歯がゆいですわ、そういうことがね。だからそういう点について、一体どう考えるかということについてなぜこういう記載の仕方をしてしまうかということについて、僕は皆さんのきょうは謙虚だというふうに言われると

思うんですよ。それはむしろ鈍感なんやと、むしろ言葉でいうんなら、ね。もうちょっとやっぱり敏感に反応して、しかもその住民に知らずという関係、できるところはしていったいいんです。というような関係を積極性を持っていいんじゃないかとちゃうかというふうに思うからこれは意見を、個人ですけども、そういう感覚を持ってるということをもっと申し上げたいと思います。

そういう立場から立ってですね、ですけどもさらにこの教育費の関係についても教育費という非常に難しい問題もあると思うんですが、やっぱり教育委員会が所管することがいいのか、あるいはこの町長部局、首長部局でやる方がいいのか、いわゆる責任の役割分担の関係ですね。この前は、もう少しやっぱりメスを入れていくことによって財政的には運用面についてでも考えることができるのかできないのかということについて私は考えていく余地があるんじゃないかというふうに思うんです。そういうことの中で予算執行についてですね、漫然とこの前と同じようなことを繰り返すのではなくて、財政が厳しい、厳しいということを絶えずこう言ってますけども、本当にそういうことならそののところにどうメスを入れながら、あるいはどう改善しようかというめり張りの効いたですね、予算執行というものがそのことによって私はできていくんじゃないかなと。またそれが目に見えた形で予算の上にあらわれてくるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう考え方でいろいろ検討してくれているのかどうか。あるいは今後、そういった面についてどう検討、執行するのかどうかということについてですね、お聞きをしたいと思うんです。ややもすると教育委員会という一つの制度があって思うんですけども、その教育委員会そのものがですね、やっぱり上位下達の関係に陥って、そしてマンネリ化してしもてる状態があって、地域の特性を生かすというふうな関係でのですね、真の役割というものを果たしているのかどうかということについて見ていくと、極めて疑問視せざるを得ないというような関係にあるんじゃないかというふうに思うんです。ちょっと言い方も悪いかわかりませんが、率直にですね、そういったように感じますので、考え方があれば聞かせてほしい、こう思います。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 予算の組み方につきまして個々の机とかいすの関係については、また課長の方から個々の予算計上の方について申し上げさせていただきたいと思います。今、昨日もおっしゃっていただきました教育委員会制度のことについて答弁申し上げてお

きたいと思いますが、今、委員もおっしゃっていただいていたようにいろいろ教育委員会制度のあり方について全国的に三位一体行政改革の中で言われてきているわけですが、そうした中で文部科学省の方におきましても、この3月4日に文部科学大臣が中央教育審議会に対しまして、教育委員会制度の意義と役割というようなことについて、あるいは市長と教育委員会との関係、それから市町村と都道府県との関係及び市町村教育委員会のあり方について、四つ目に学校と教育委員会との関係及び学校の自主性、自立性の確立についてとこの四つの項目について中央教育審議会に諮問されています。この結果が16年度1年をかけてそのまとめをしていって答申をすると、こういう計画をされております。今、おっしゃっていただいておりますように現行制度の中では、やはり問題点として予算編成権、教育委員会に予算編成権がない。そういうような中で政策の独自の政策を打ち出しにくいというような問題点があります。それと市町村教育委員会に対しまして教職員の人事権がないと。それから教育委員会、教育委員が半ば名誉職となって提案を承認するだけの議会になるのではないかと。こういう指摘があると。こういうことから今回、中央教育審議会に対しまして文部大臣から諮問されているところでございます。

また、私たちとしてもやっぱりそういう諮問の結果を受けまして教育委員会としてどうあるべきなのかということとその諮問の答申によって、いろいろ変わってくるかと思いますが、十分、私たちもその諮問の成り行きといいますか、そういうものを注視していきたいというふうに考えています。

○里川委員長 清水教委総務課長。

○清水教委総務課長 まず、一番最初にご質問いただきました机・いすの導入の計画について説明させていただきたいと思います。

松田委員さんご指摘のとおり、この机・いすにつきましてはこれから年次的に導入をしていくという考え方でおりますけども、この予算のあらわし方について、まずは説明させていただきますけども、予算のどこにあらわれているかということにつきましては、小学校費で申し上げますと152ページの学校管理費の先ほど委員さん、備品購入費とおっしゃいましたけども、ここの需用費の中の消耗品費の714万7,000円の中に含めてございます。そして中学校費の中で申し上げますと同じく、学校管理費でございますページ数で申し上げますと157ページ、11節の需用費の中の消耗品費559万5,000円、この中に含めてございます。なるほど、ことしの目玉の一

つでございますので、このことにつきましては昨年から教育振興費の図書購入費のよ
うに別記でこのうち図書購入幾らという形で書かせていただければ一番もっとわかり
やすかったかなというふうに反省をしているところでございます。

机・いすのこれからの年次計画でございますけども、1学年ごと小学校も中学校も1
学年ごとをめぐりに導入をしてみたいと。したがって小学校ではこれから6年
間をかけて導入していく。中学校におきましては3年間で導入していくということ
を考えております。

その学年ですけども、対象となる学年はまず最高学年、小学校では第6学年、中学校
では第3学年の方から順次導入をしてみたいと考えているところでございます。
そのあと、障害児学級でありますとか、そういった配慮の予算もなかなか見えてこ
ないということで教材用の備品でありますとか庁用備品でありますとかいう書き方も
なかなか中身がわからないということでございます。ことについてもおっしゃるつと
おりでございます、来年度以降の予算につきましてはこのことにつきましてもでき
るだけわかりやすく表記をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解い
ただきたいというふうに思います。

なお、テレビ等の備品購入の計画等々についてもテレビだけでございませぬけども、
学校で必要となりますいろんな備品につきましても、順次入れかえるという形にな
ってますけども、毎年何台かずつ入れかえるということではございませぬで、老朽化
して修理が不可能となったものにつきまして財政当局との話し合いの中で順次変
えているところが現状でございますので、そのことにつきましてもご理解をい
ただきたいというふうに思います。以上です。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 僕らのなおさらなんですけど、僕はあくまでも常識では判断できない消耗品
費の中にね、机とかいすというものが入るんねやと、そういうようなことは夢にも思
いませんでしたな、ほんまのとこ。だからそういうことであるんならば、なおさらね、
この説明欄の関係について具体的に説明してもらいませんとね、もうわからんですよ
ね。それならこの庁用備品とかですね、いう関係については何を言うてんねんやと、
どういうもんを言うんやと、いう関係についてもはっきりしてほしいと思いますし、
こういうものの中でもですね、年次的にやっぱり五つの学校があるわけですからね、
どっちが先云々順次、同じような形に進めていくことになると思うんですよ。そうす

るとそれなりに計画的に買いかえをしていくとかいう関係のものがあるはずなんですよね。そういうそれはその買いかえだけの関係だけでなしに、買い方の問題もあるということで定期監査の時にも指摘をしているんですけど、そういった関係は全然これこういう関係のところには生かされた説明が出されていないし、生かされた考え方というものが示されてこないんですね。それはある意味でいいますと、そういう私の方が監査をさせていただく時期の問題もあるのかもわかりませんが、予算編成が終わってしもて、一応町長査定も終わってしまうというような関係の中でこういうことになってしまうのかもしれないけどね。どうもそういったものが生かされてこないというように思うんですよね。そして、言いつばなし、聞きつばなしになってしもていくという関係に思われて仕方がないんです。取り入れられるものは取り入れるということで、このいすとか約束の関係もあった子ども模擬議会で言ってる、子どもがやっぱり言うてよかったなというふうになるんでしょうし、これ東小学校の関係ですから、そのことによって皆よかったと。そうなってですね、そのことは意味があったということ、それと希望が持てるということと、そのことは聞いてもらえるということという関係になって相互の信頼というのはそこで増すと思うんですよ、何でこういうわからんような関係で処置をしようとするんやと。本当にそんなことにおいてめり張りが効くというふうに皆さんが自信を持ってやったというふうに言えるんかどうかということについてはがゆうて仕方がないんですがね。だからそういう面についてはね、僕はもっときちんとしてほしいと思うし、今そこまで聞いて説明してくれてる上級学年からするということはいいんですけども、そうするとですね、この消耗品費の中の関係はこれ全額これ机・いすの関係であるかどうかはこれわからんわけですわ。一体どの程度要るんかわからんと。1年に1学級というけど、1学級のどの程度、数ですね。どの程度これ見込んだ予算になってるんかと。だから6年要るんやというふうな関係について言ってもらいませんとね、予算審議にはならんと思うんですよ。だからね、僕は絶えず言うように予算の関係についても説明とかでもね、わかりやすいようにしてくださいと。そしてもっと理解をしやすいようにできるだけわかってもらうための努力をせないかんということを言ってる。ところが、ずっと近年申し上げるんですけども、予算にしても決算にしてもできるだけわからんようにわからんようにだんだんなってるんやないかということがまるっきりけしからんということを何回も言うてですね、そういうことを注文してるんですけどね、何でそういうことをしてくれないん

ですか。しかもこのことを抜きにして教育員会で胸張って物を言えるというようなことではないやないか、ある意味で言うたら。ずっとお品書きと同じことばかり言うてるわけやから。だからそういう関係でね、せつかく投資をしてせつかく言うたことを直ちに実行という感じがこういう関係しかないわけですから、そういう面についても少し積極的に訴えてですね、理解をしてもらうというようなことを当然考えてええんとちゃうかというふうに思うんですよ。それはもう謙虚が何とか美德というけどね、僕はこんなんはちょっとも美德でも何でもないと思うねん。ほんまのどこ。だからそういう意味合いでね、この辺についてはね、もうちょっと冒頭から予算審議のときに言いましたように危機感がないとかそういうことを申し上げましたけど、緊迫感がない。結局はね、こういう漫然とした状態で予算を組むから苦しい苦しいと言葉で言うてもちょっともそのことに賛同してこない。そういう中で窮屈な状態の中であつてもね、十分見るとこは見て予算組んでくれたなという感じを抱かすことが大事とちやいますか、僕はそう思うんですよ。だから苦しい中にもいろいろ工夫をしてですね、必要な予算というたら思い切り組んでくれたということに住民全体が、また我々全員が受けとめられるような説明内容というものを僕は期待したい。しかも、それは幾つかあるんです、中身。何でそのことをはっきりしいひんねやということ強く指摘しておきたいというふうに思うんです。この辺どうなんですか。担当者のみならずね、この前に座っている人、皆さんに言いたいことや、ほんまのどこ。そこのところにこれは施策の問題なんですから、だからそういう面については僕は強く申し上げておきたいと思っています。

○里川委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 松田委員さんがおっしゃっていただきましたことにつきまして、十分また今後の予算編成に生かしていきたいというふうに思っています。

ただ、机・いすにつきましては備品購入規定といいますが、備品の規定の中で対応させていただいているものでございまして、消耗品という形でさせていただいております。この中で数等につきましては、また課長の方から申し上げますけれども、そうした予算書についての表現というか、表示といいますが、そういうことについて十分これからそうしたことについても研究していきたいというふうに思っています。

○里川委員長 清水教委総務課長。

○清水教委総務課長 あの先ほどの説明で、あの説明不足とうっかり一番肝心なこと説明

しておりませんで申しわけございません。

表示の仕方につきましては、来年度からこの消耗品の中で上記のうち幾らが机それぞれに入っているという形であらわしていきたい。ほかの備品購入についてもできるだけわかりやすくするというところでございます。

肝心かなめの金額でございます。金額と数量でございますけども、まずこの小学校費で上げさせていただいておりますのが、この152ページの消耗品費714万7,000円のうち机・いすの導入にかかります金額が352万2,000円でございます。352万2,000円でございます。数量といたしましては6学年と障害児学級の児童を含めまして311、311を予定しております。

小学校におきましては、先ほど6年間をかけてと申し上げましたが、今、予想しておりますのが、全部で3校合わせまして1,752。再度申し上げますと1,752脚を予定しております。これにことし単価計算、予算計上させていただいております単価を掛け合わせますと1,752脚の分として1,983万8,000円、約2,000万円の6カ年の計画という形になります。ちなみにこの1,983万8,000円と申しますのは、余計なことかも知れませんが、平成13年度から15年度にかけてトイレを改修させていただきましたけども、その金額とほぼ同額という形になっております。

中学校費の中でございますけども、机・いす導入に係ります予算が中学校費のページ数で申し上げますと157ページでございますけども、これの第11節 需用費の中の消耗品費、559万5,000円のうち、机・いすの導入に係ります予算が294万5,000円でございます。294万5,000円でございます。数量といたしましては3学年と障害児を含めまして260を予定しております。

この3カ年で740を導入する予定でございまして、これに係ります3カ年間の総予算が838万円を予定しております。合計で838万円の予定をしているところでございます。以上でございます。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 できればね、今の説明がされてるような関係がね、予算書の中で最近いろいろあって書けないんですね、せっかくこういった資料やとか何とかかんとかつけてくれるからですね、つけてそれを見とけよと、それが一番、言うたら一番いいところやというふうな関係でね、宣伝できるという関係ということは配慮されていいと思うんです。ただ、6カ年計画の財政がということですけども、そういうことも否定は

いたしません、現在使われている机の状況というのは模擬議会で子どもが言うような状態なのかどうかが一番問題なんですよね。机いいのに変えようということは言いませんけど、やっぱりそういう訴えられているような状態というのが事実やったら、子どもも確認せずということはいかんですけれども、よくわかってません。だから本当にその6カ年かけて取り交わしていくことになって十分なというふうに見えるのか、あるいはそれは言われているように大変な机になってるんやということなのかね、その辺はどうなんですか、判断は。

○里川委員長 清水教委総務課長。

○清水教委総務課長 子ども模擬議会での状況もありまして、各学校に再度机といすの状況の調査をさせていただいたところでございますけども、若干、子どもたちにとりましては、子どもたちの目から見たら傷ついてるかなと、穴が開いてるということでしたので、どんなやねんという確認させてもらいましたけども、ちょっとへこんでるという状況だったということでございます。そのまま使うという形で使えないこともないのん違うんかという話も一方であったんでございますけども、この机・いすの導入に踏み切りをいただきました中では、その日本工業規格、J I S規格が変更、今新しい規格ができました。その規格はどういうものかと申し上げますと、今の机、小学校、中学校に入ってる机・いす、従来のB版といいますか、紙の大きさにB版とA版がございますけども、従来の教科書や資料等につきましてはB版で使われているものがほとんどでございますけども、国際化の対応、いろいろ役場でもA4に変えておりますけども、その余波で小学校・中学校の教科書や資料におきましてもA版のものが大分ふえてきたという状況もあって、A版に対応する机・いすという形でJ I S規格も変更されたというふうに聞いています。そういった形でどうせ入れるんやったら新しい規格に入れていくということで一回り大きくなるんです。約縦横5センチぐらい大きくなるんですけども、その机・いすを導入していくということでございます。

現在の机・いすにつきましては、使えるものは当然、最高学年からいって新しいもん入れますんで、使えるものについては順次、新しい、古くなったら当然、処分させていただきますけども、下の学年の方に回していって、最終的には幾らか処分すべきものが出てくるかもわかりませんが、有効に利用してまいりたいというふうに考えております。

あとほかの施設等々で使えるものも当然出てくるでしょうし、そういったこともI S

○の考え方もございますので、有効利用を考えていきたいというふうに考えております。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 今ね、お答えをいただいて思うんですけどもね、随分感覚の違いというんかね、物の受けとめ方というのが確かに私は違うんやなというふうに思うんですよ。たまたまこの机といすの関係の取りかえという関係がね、今年度から入れるということになりましたけれど、これは私どもは承知をしませんでした。確かにだから皆さん、どうこういうことはできないんかわかりませんが、子ども模擬議会で初めてそのことが言われたと。そして、町長さんの答弁の関係、この現状でいきますとそのような状態であるということが初めて聞いたくらいなんですとお答えになってるわけですよ。聞いたと。そしてそんなような環境にあってということについては、1日も早うに改めていかんといかんということに町長と相談してと。だからね、町長さんは知らなんだと。そんな状態というのは知らんと。今、担当者がそんなこと言わんでも、まだちょっといけると違うかという言い方を。そしたら教育委員会はどうな判断してたんか知りません。ということになってそういう執行をするのと、現場との関係の違いという。そしたら校長はどうない言うてたんやと。随分、そこで感覚のずれというのはずっとあると思うんですよ。これが僕は一番怖いと思うんですよ。これが一番、このことについて鈍感であってはならんというふうに思うんですよ。だから、たまたま立場立場によってその相違があるんかわかりませんが、実際に勉強する子どもがそう思って、そしてそれを訴えてると。ところが、それを言うまで全然知らんなんだんやと。ほかの人、とりわけてそういうことがそれでは協議する機関がありながらその機関でさえも問題としたことはないというような感覚というのが実態ではないかというふうに思うんですよ。ここにですね、我々いろいろ言いますし、我々自身も含めてですけども、やはりそれぞれの立場に立って感覚の違いというんでしょうか、認識の度合いの違いというのでしょうか、そういうものを如実の如く出てきて。そういうことがあるときが困るのであり、あるいは批判であり、もう少し拡大していくということですね、やっぱり反省せないかんというふうに思うんです。これはだれが悪いとか云々とか言いませんけども、そういうことをやっぱり反省すべきではないかなというふうに強く感じました。ですから、当分はですね、これを6カ年の計画というなら、今はそうであっても、初年度としてやるけども、果たして今後、

そういうことはいいのかどうか、あるいは監視しなけりゃならんのかどうかという環境もですね、十分検討していただいてね、そしてその現場の実態、子どもの教育に相当した形として対応できるようにですね、十分お考えいただくように特にお願いを申し上げたいし、私どももそういった面については、反省をしたいというふうに思っていますから、念のために発言させてもらいました。以上です。

○里川委員長 ほかにも、浦野委員。

○浦野委員 予算の概要書の79ページの真ん中に小・中一貫教育の調査研究という項目がありまして、これはことしに50万円という予算が組まれているわけなんですけども、小・中一貫教育の調査におかれましては、十分メリット、デメリット、または今新聞紙上、報道等で1学期、2学期、3学期を前期・後期にするとか、いろいろカリキュラムの編成ということで討議されておりますけども、子どもたちにとっては小・中一貫教育になったけども、失敗やったとかいうことは許されないのをございまして、十分審議していただいて、この調査研究の結果につきましてまた別の機会に聞かせていただいてどういうメリットがある、またデメリットがあるとかいうことで報告を受けたい、これが1点でございます。

あと、その下に外国人英語指導助手の配置ということで、これも今年度新たに414万円という予算編成されております。これ、先ほど若干の説明はありましたですけども、私思いますに、英語、英会話というものは何年習いましてもなかなかしゃべれないというのが現状でございます。特に小学校低学年、若ければ若いほど頭が柔らかい段階で生の英語を習うということは非常に大切だということで最近、騒がれてると思うんですけども、この外国人英語指導助手の配置という内容につきましては、期待のおけるものかどうかについて、もう一度詳しく聞きたいと思います。以上、2点です。

○里川委員長 清水教委総務課長。

○清水教委総務課長 1点目の小・中一貫の研究の結果、等々につきましてはもちろん担当の常任委員会等々でまた報告をしてまいりたいというふうに考えております。

今、現在、約1年間、昨年5月に立ち上げて約1年間、研究をしてまいったところでございますけども、来年度からは各主題別に部会をつくる等々、組織の中身を考えながら研究を進めていきたいというふうに考えております。

2点目のALTにつきましてでございますけども、このALTの配置につきましては、

若干、先ほど教育長の方からもございましたように従来から主に中学校に配置しております、新たに16年度から配置するという事ではないんですけども、その配置の中身につきましては、今まで国際協会から派遣されていたALTと、今回民間に委託するALTと配置の計画については、全く中身については同様でございます。申し上げますと中学校、町立中学校、今2校ございますけども、それを月の前半と後半に分けてさせていただいて、前半は例えば斑鳩中学校、後半は南中学校の方に行ってくださいという形になりますけども、そのうち中学校に配置いたしますのは、月・火・木・金の4日間、水曜日につきましては午前中は公民館の英会話スクール、そして午後につきましては幼稚園、小学校に各学期に1回か2回程度を配置していると、失礼しました月・火・水と金曜日が中学校でございます。申しわけございません。木曜日については午前中が公民館の英会話スクール、午後が幼稚園、小学校に配置しているという状況でございます、そのことにつきましては、状況は15年と全く同じでございます。先ほど、浦野委員おっしゃいましたように小さいときからの英会話にかかわっていくということは大事やということでおっしゃいました。そういう意味からも幼稚園、回数は少ないですけども、小学校の低学年等々につきましても、配置をこれからしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○里川委員長 よろしいですか、ほかに。西谷委員。

○西谷委員 ページ151ページの私立幼稚園就園奨励費1,100万円のうち、何世帯ぐらいがこの幼稚園就園奨励費を受けておられるのかということが一つと、ページ154ページ、159ページのそれぞれ小学校パソコン使用料、中学校パソコン使用料で、小学校では1,073万円、中学校では1,547万円という形で使用料が上がっているんですが、実際、それやったらパソコン教室の部分だと思うんですが、児童、生徒が年間どれぐらいのパソコンを利用するのかということを探ねたいと思います。といいますのは、この間、ちょっとテレビで埼玉県の志木市というところが、パソコンのソフトを買う、買わんということで市民委員会でその予算を知らせるときに実際に年間、4時間や5時間しか使っていないのにそんなん買う必要があんのかというようなそういう議論を見ましたもんですから、費用対効果で実際にやっぱり買ってするんやったら相当数効率的に使ってほしいし、そういう施策も考えてほしいなということでまずどれぐらい使用されて、年間どれぐらい使用されてんのかということを知りたいと思います。

それと、図書館の臨時職員の部分について、そういうあてでも8人ということでもわかったんですが、実際のその図書館の臨時職員というのは、時給どれぐらいでその雇っておられるのかということをお願いいたします。

3点だけお願いします。

○里川委員長 清水教委総務課長。

○清水教委総務課長 まず1点目でございます。幼稚園就園奨励費の対象数ということでございます。私学と公立の部分でございますけれども、私学の方では約170人、公立の減免の対象になりました約25名を予算を算定する際の根拠というふうにさせていただいてるところでございます。

私立幼稚園につきましては、ご存じのように法隆寺幼稚園、町外でも信貴、愛の園等々ございますけれども、基本的には斑鳩町外の幼稚園に通っておっても斑鳩町に在住する保護者のご子弟に対して支給しておりますので、それが対象が170名を見込んでいるという意味でございます。

次の2点目のパソコンの利用状況でございますけれども、各学校、小学校、中学校ございますけれども、学年によっていろいろ差はございますけれども、年間、おしよべて平均いたしますと各学年につきまして10時間程度の使用という形になっています。ご存じのようにコンピューター教室を設置しておりますので、そこで利用する回数という形になります。各学年、中の中までいくことにはならないかもわかりませんが、基本的には各学年とも平均10時間を利用しているという形になります。

そのほか、科学研究会、クラブ活動で利用しておったり、コンピュータークラブ等々で利用しているという状況でございます。以上です。

○里川委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 町立図書館の図書館の臨時職員の賃金ということでございます。一応、町立図書館につきましては資格を有する職種ということで図書館の司書を採用いたしておりますので、これにつきましては一応、常勤の方で日給9,600円、時給にいたしましたら1,200円になるかと思っております。

そういう形で積算させていただいて採用しているところでございます。

○里川委員長 清水教委総務課長。

○清水教委総務課長 先ほど、年間約10時間のコンピューター室の利用と申し上げました。それは小学校でございまして、中学校では約30時間という形になっております。

- 里川委員長 西谷委員。
- 西谷委員 小学校の対象人数と中学校の対象人数を。
- 里川委員長 対象の学年の人数ですね、その。
- 西谷委員 小学校でパソコン使ってる児童が何人で、中学校の生徒は何人。
- 里川委員長 清水教委総務課長。
- 清水教委総務課長 先ほど申し上げましたように全学年、児童、生徒が利用しておりますのでその人数を言わせていただきますけども、学校別に申し上げた方がいいんじゃないでしょうか。
- 西谷委員 いや、全体で結構。
- 清水教委総務課長 はい、小学校で15年度5月1日現在の数字で申しわけございませんけども、小学校全体で1,643名、1,643名です。中学校が748名です。748名でございます。
- 里川委員長 西谷委員。
- 西谷委員 そしたら小学生は全学年ということは1年生から全部、パソコンを使うということですか、そしたら結構です。わかりました。
- 里川委員長 ほかにございますか。坂口委員。
- 坂口委員 済みません、ちょっとお聞きしたいんですが、来年度、中学校の防球ネットを整備していただけることとなっているんですけど、これどこの学校かということと、それから160ページの1番上にごございます文化活動、中学校費ですね、文化活動奨励補助金、これ去年のPTAとの教育委員会との懇談会の折、もうちょっと何とかしてもらえないかということで要望出たと思うんですけども、この辺ちょっと入れられていただいたのかどうかということ。
- それから、これはもう今、予算出てる段階であれなんですけども、PTA連絡協議会への補助金の件なんですけれども、19万円いただいているんですが、各校で割りますと1校当たり3万ちょっとぐらいの補助で、PTAとしても結構、厳しい予算の中で皆活動されておりますので、この辺の補助金もうちょっと何とかならないのかなというふうに、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。
- 里川委員長 清水教委総務課長。
- 清水教委総務課長 はい、まず1点目の防球ネットでございます。ページ数で申し上げますと158ページの第15節 工事請負費の102万円の内容でございますけども、

この学校につきましては南中学校でございます。昨年度50メートルを整備いたしましたけども、その延長で約30メートル区間、ちょうど南側に家屋五、六軒建っておりますけども、それをカバーできる範囲での防球ネットを現在、6メートルのところを10メートルにかさ上げするという工事でございます。

2点目の文化活動の助成金、補助金でございますけども、なるほどPTAの連合会の席上で、懇談会の席上でそういった要望もございましたけども、16年度におきましてもその今現在、小学校におきましては生徒1人当たり250円、中学校におきましては400円の補助金、文化活動にかかわっての補助金を出させていただいておりますけども、その予算の範囲内で見させていただくなり、映画鑑賞なり、劇団を呼ぶといったことについてはその中で予算を組んで学校の方で実行していただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○里川委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 斑鳩町PTA連絡協議会の補助金の額、8校で割るということでございまして、1校当たりの補助の額が非常に少なくなるということでございますが、町の方といたしましても長年、ずっとPTAに対しまして補助金を交付してきているわけでございますが、行政改革等の関係で12年、13年、14年とずっと見直し等もする中でほかの補助団体等についても厳しい点はあるものの何とかお願いいたしまして、少ない補助金の中で何とかお願いしたいということできております。町のPTA連絡協議会の方につきましても、14年度が19万円、15年度につきましても19万円ということで予算を上げさせていただいております、できますれば一応この補助金の額の中でできるような活動を考えていただいて補助金を有効に生かしていただければというふうに考えますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○里川委員長 ほかにございますか。飯高委員。

○飯高委員 173ページなんですけども、図書館の管理運営費ということで区分が報酬ということで、説明書きの方では図書館協議会委員報酬ということで、これは協議会委員という構成なんですけども、どういう部門の方が6名おられるのかということをお教えいただきたいんです。

それとですね、156ページ保健体育費ということで区分が18、18節 備品購入費ということで給食用備品という150万円計上されているんですけど、前年度は5

0万円ということで今回100万円の上乗せということなんですけども、その内容とその100万円上乗せというので何かあったかどうかということをお聞きします。

○里川委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 斑鳩町立図書館の協議会委員の方でございますが、現在委員さん7名ございまして、読書研究会のグループの代表の方が4名、それから中学校、両中学校からの代表の方が1名、そして学識経験者の方が2名ということで組織させていただいております。

○里川委員長 清水教委総務課長。

○清水教委総務課長 156ページの給食の備品の100万円の上がりの件でございますけども、備品につきましては毎年老朽化等々によりまして修理は当然行っておるものの、先ほどの説明と重複するかもわかりませんが、年次計画でということではなくてもその年度によりまして購入する内容が変わってきております。たまたま本年度は100万円ふえましたけども、来年度はまた下がるということもございます。中身につきましては、何をどのように買うかということまで説明させていただいた方がいいということでございまして、今、ちょっと申し訳ないですけど手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○里川委員長 よろしいですか、ほかに、委員さんの方でございしますか。

済みません、委員さんの方でないようですので、私の方から少し聞かせてください。

先ほども出ておりました150ページにあります外国人英語指導助手配置業務なんですけど、私の方は保護者の方々から特に英語を習っておられるの方々の中からですね、やっぱり以前のような外国人青年の招致事業という形でやっていただいて斑鳩町に住んでいただいて何か一緒に斑鳩町の空気を吸いながら、英語を教えていただくということにまた特別な意味があったのではないかとのご心配をされている声が届いております。けれども、先程の説明の中にも、この事業に切り替えたことによる評価もされておったように思うんですが、現場での先生方の評価などもあるだろうと思います。一部の保護者のそういった感想もあるっていうことも実際なんですけれども、そこら辺につきましては、再度評価をしているということでありましたけれども、私もその住民の方にご説明もせんといかんので、どういうところが評価できるのか、この事業です。そういったところの説明をぜひ詳しく受けたいなというふうに思ってます。

それと、163ページに幼稚園費の中の用務員業務委託料っていうのが出てきてるん

です。これは、数年前に東小学校の用務員さんが退職されましたときに、こういうふうに用務員さんの業務を委託なさったときに、非常にやっぱり常勤でいらっしやったときと対応が不十分で、小学校の方でもいろいろな状況変化が起こっておったということを私は承知しております。そのこともございまして、特に幼稚園、小さい子どもさん相手の状況の中で、この用務員業務委託に変わるというふうな形の中で、私もちよっと心配をしておるわけなんですけれども、金額も少ないですので、どのような委託の状況になるのかということについて、説明を受けておきたいというふうに思います。小城町長。

○小城町長 この外国人招致事業をまあずっとこれ来たわけですけども、一番難しさは、やっぱり7月に来られて、その1年一応契約するわけですけども、引き続いていうこととなりますけども、おおよそで2年、あるいはまあそういう関係になる。途中でやめられて、また7月来られる。そしたら、またこれ県からまたあらかじめ予定をもってやらないかということもございまして、我々その複雑な問題は、やっぱり向こうから来られますから斑鳩に住んでもらいますけども、またそういう関係の方々が何人か来ますから、そういうこととまた親しくなったりして、そういういろんなトラブルの問題もあったわけでもございます。そういうことも踏まえて、以前、助役さんが、教育長の時分にも、その食事でも魚とか、そういう貝類が食べれないとかいうこともありましたし、そういうことを考えますと、そういう関係の方が保護者はええという人もおられるし、また、去年からやってる方法の方がええと言う人もあるし、これは難しい問題や思います。だから、どちらにしてもやっぱり外国人には変わらないですから、ただ、やっぱりそのしゃあとした教え方、教育をしてあげれば、我々としては一番いいわけですから、これはもう選択肢が難しい方法あると思います。先ほど申し上げたように、途中からやっぱり来られるというのは、アメリカとかもそういうところはみなもう7月、新年度いうのは7月から、こっちが4月からちゅうことになりますから、そこらのこともございまして、その辺の調整、今現在やってる状況がまた皆様方いろんなご意見があった場合、また我々としては検討していきたいと思っております。

○里川委員長 清水教委総務課長。

○清水教委総務課長 163ページの幼稚園の委託料、13節でございます。このうちの幼稚園用務員業務委託料でございます44万4,000円の内訳でございますけども、

委員長おっしゃいますように、これは、幼稚園で申しますと西幼稚園で、園務員さんが定年で退職されました。そのかわりといたしまして、来年度はシルバー人材センター、今小学校でしておりますように、シルバー人材センターに委託して、幼稚園の園務の業務をしていただくかなというふうに考えております。中身でございますけれども、子どもが幼稚園に登校する日、年間約200日ございます。正確に申し上げますと199日なんですけれども、200日ございます。それを若干上回る形で日にち計算をさせていただいております。で、その1日のうち、実際にその業務に携わっていただく時間は3時間を想定しております、それに単価を掛けたものがこの44万4,000円でございます。計算式を申し上げますと、シルバーの時間当たりの単価が725円でございますので、それに3時間を掛けた後、204日分を掛けたものが44万3,700円でございます。この1日3時間が長いのか短いのか、短過ぎるんじゃないかとかご心配でございましょうけれども、実際には3時間、シルバー人材センターの話の中でこれから詰めていく必要がございますけれども、朝の1時間来ていただいて、昼からの2時間来ていただくことになりましてとか、いろんな活用の仕方がシルバー人材センターの方では対応していただけるというふうに考えております。実際に今、現在、西小学校の交通安全指導にもシルバー人材センターで来ていただいているわけがございますけれども、これは1日4時間の勤務でございます。この方につきましても、朝1時間、昼1時間、その間また2時間とか、いろんな形で対応していただいているところでございますので、そういった中でこの1日3時間、短いというふうに考えられるかもわかりませんが、決してそれに対応できないという時間ではないというふうに現在のところ考えているところでございます。

○里川委員長 これね、幼稚園、お弁当のある日とない日とあると思うんですね。お弁当のある日については、割合これまでも用務員さんのいろいろなことをしていただけたんじゃないかなと思うんです。課長も検討すると言っておられますけれども、小さい子どもさんですし、ですから、単にシルバーから行ってもらうんやということですが、行っていただく方につきましても、小さい子どもさん相手になりますし、そういうことになれていただいているのかどうかとか、それとお弁当のある日とない日とでの必要性とか、現場の意見も十分聞いていただきまして、配置の時間、常勤の方でしたら、これまで8時間の勤務やったんが一遍にこれ3時間しかないという中で、園務につきまして十分な対応ができるのかどうか、非常に私以前の東小学校の一時見

てました中で、この点について、世話かかる小さい子どもさんのこともありますので、ちょっと心配をしているところなんです。十分現場と協議していただきまして、工夫をしていただけたらというふうに思いますので、お願いしておきたいと思います。

ほかに委員さんの方でございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 それでは、これをもって第9款 教育費についての質疑を終結いたします。

それでは、第10款 災害復旧費について、並びに第11款 公債費、第12款 予備費について説明を求めていきたいと思えます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、座って失礼します。

第10款 災害復旧費、第11款 公債費及び第12款 予備費について、一括してご説明申し上げたいと思えます。予算書の182ページから184ページでございませう。

まず、第10款の災害復旧費についてでございませうが、災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、各費目において名目予算として各1,000円を計上させていただいております。

続きまして、185ページ、第11款 公債費についてでございませう。

本年度は20億3,460万3,000円を計上いたしております。前年度の予算額14億7,999万1,000円に対しまして、5億5,461万2,000円、137.5%の大幅な増となっておりますが、これにつきましては、幾度も申し上げておりますように、平成7年度及び8年度において借り入れさせていただきました減税補てん債6億2,190万円の借換えを実施しますことから、大きく膨らんでいるものでございませう。この借換え分を除く平年度ベースで比較いたしましたら、6,728万8,000円、4.5%の減となります。

町債の活用につきましては、本町が当面する政策課題を克服していくためには、いわゆる特例債の活用を含めまして、その活用はやむを得ないものと考えておりますが、将来にわたる財政負担を十分考慮して、その対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、186ページの第12款 予備費についてでございませうが、不時の支出に備えるため、3,000万円を計上させていただいております。

以上、簡単であります、第10款 災害復旧費、第11款 公債費及び第12款 予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。

○里川委員長 第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の182ページから186ページまでです。

ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で、一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入らせていただきます。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第10号の斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第10号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

恐れ入りますが、特別会計予算書の8ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億8,180万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の

借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、当特別会計予算の概要でございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億8,180万円でございます。前年度の予算額と比較をいたしまして、1億3,110万円、6.4%の増となっております。国民健康保険制度は、国民皆保険の中で、他の制度の受け皿として重要な役割を担い、地域医療の充実と住民の健康増進に大きく貢献してきたところでございます。しかし、急速な高齢化の進展や社会情勢の変化はいや応もなく国民健康保険制度を巻き込み、いまや基盤となります財政状況は非常に厳しい状況でございます。高齢化等に伴う医療費の増加やリストラ等による加入者の増加に対し、長引く不況下にあっては税収の確保が困難となっているところでございます。収納率向上へのさらなる取り組み、保健事業活動の積極的な展開によります医療費の抑制に努め、制度の円滑な運営に資するとともに、医療改革や国が示しております国保の再編統合にも留意をしまいたいと考えております。

それでは、予算書の9ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入予算からご説明を申し上げます。

○里川委員長 ちょっと部長、済みません。ごめんなさい。座ってください、どうぞ。

○中井住民生活部長 それでは、失礼させていただきます。

それでは、歳入予算からご説明を申し上げます。

まず、第1款 国民健康保険税 第1項 国民健康保険税についてでございます。

7億7,160万円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしますと905万円、1.2%の増を見込んでおります。その内訳でございますが、減年課税分及び滞納繰越分等を合わせ、一般被保険者分で6億1,550万円を。また、退職被保険者分では1億5,610万円をそれぞれ計上させていただいております。

本特別会計の主たる財源でございます国民健康保険税の徴収についてでございますが、長引く景気低迷により、納付状況は厳しい状況でございます。しかしながら、国民健

康保険加入者の負担の公平性、自主財源の確保からも、収納率の向上に努めているところでもございます。

また、滞納整理に当たりましては、催告書の送付、徴収嘱託員によります訪問徴収、口座振替の推進、特別徴収班によります訪問徴収を行います一方、納付相談にも積極的に取り組み、また、短期被保険者証の交付による計画的な納付の励行を進めているところでもございます。厳しい収納状況の中で、今後は悪質な滞納者につきましては、資格者証の交付も検討しなければならないのではないかと考えているところでもございます。

次に、10ページからの第2款の国庫支出金でございます。

本年度は、6億8,959万5,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして941万6,000円、1.3%の減を見込んでいるところでもございます。第1項の国庫負担金 第1目 療養給付費負担金でございます。3億7,389万3,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして、3,833万4,000円、11.4%の増を見込んでいるところでもございます。

医療給付費分、現年分といたしまして、3億2,205万2,000円の計上でございます。一般被保険者療養給付費等の総額に制度上の負担割合により、積算をさせていただいております。

また、介護納付金分現年分といたしまして、5,183万円の計上となっております。

次に、11ページの第2目の老人保健医療費拠出金でございます。1億7,232万7,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして5,792万9,000円、25.2%の減を見込んでいるところでもございます。老人保健制度によります負担割合により、積算をさせていただいております。

次に、第2項の国庫補助金第1目の財政調整交付金でございます。1億3,429万9,000円を計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして1,081万9,000円、8.8%の増を見込んでおります。医療給付費分、普通財政調整交付金1億1,742万9,000円、介護納付金分、普通財政調整交付金1,425万3,000円、医療給付費分、特別財政調整交付金261万7,000円の計上となつてるところでもございます。

次に、12ページの第3款の療養給付費交付金でございます。4億9,784万5,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして、1億

2,308万6,000円、32.8%の増を見込んでおります。当該費目の予算積算時におけます状況等を勘案し、計上をいたしたところでございます。歳出の退職被保険者等療養給付費に連動した伸びとなっているところでもございます。

次に、13ページの第4款 県支出金でございます。1,593万5,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして63万3,000円、3.8%の減を見込んでいるところでございます。高額療養費共同事業の負担金並びに県補助制度の福祉医療費の波及増分に係る補助金でございます。

次に、14ページの第5款 共同事業交付金でございます。前年度の実績を勘案する中で、前年度予算より200万円増の2,000万円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、第6款の財産収入でございます。7,000円の計上となっております。国保財政の基盤安定を図るため基金を設けており、その基金の積立金により生ずる預金の受け取り利息を見込んだものでございます。

次に、15ページの第7款 繰入金でございます。現時点における交付税の算入基準をもとにしまして積算を行います中で、1億8,575万6,000円の計上となっております。前年度予算額と比較をいたしまして678万円、3.8%の増を見込むものでございます。繰入金の内訳は、国保財政の基盤安定、人件費、事務費、出産育児一時金、安定化支援事業に係るものでございます。

次に、16ページの第8款 繰越金でございます。1,000円の計上をさせていただいております。

次に、第9款 諸収入でございます。第1項 延滞金加算金及び過料では、昨年度と同額の計上となっているところでございます。第2項の雑入では、101万1,000円を計上をさせていただいております。

以上が歳入の説明で、続きまして18ページからの歳出予算について、ご説明を申し上げます。

第1款 総務費では、4,650万5,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして94万6,000円、2%の減となっております。

第1目の一般管理費では3,021万6,000円を計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして142万円、4.9%の増となっております。主なものは、国保事務に携わります職員の人件費、一般事務的経費及び医療費適正化対策

事業の一環であります診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための経費でございます。医療費の適正化対策を行い、年々増え続けます医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、20ページの第2項 徴税費 第1目 賦課徴収分でございます。1,447万8,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして250万7,000円、14.8%の減となっております。国保税の賦課徴収業務に係ります事務的な経費が主なものでございます。

次に、21ページの第2目 国民健康保険特別対策事業費でございます。57万7,000円の計上をさせていただいております。収納率向上対策といたしまして、口座振替の推進、納期内納付の啓発を一層充実させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、22ページの第3項 運営協議会費でございます。前年度予算額と同額の29万9,000円の計上をさせていただいております。

次に、23ページの第4項 趣旨普及費では、前年度予算額と比較をいたしまして、12万3,000円増の93万5,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、23ページから27ページの第2款 保険給付費でございます。14億2,777万円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較をいたしまして、1億5,997万8,000円、12.6%の増となっているところでございます。歳出予算の過半を占め、本特別会計の根幹をなします科目でございます。予算編成時におけます療養諸費、高額療養費などの推移や動向などを勘案いたしまして、積算をいたしました。第1項の療養諸費につきましては、前年度より1億6,515万7,000円、14.4%増の13億1,021万7,000円の計上となっております。

次に、25ページの第2項 高額療養費は、前年度予算額と比較をいたしまして、577万9,000円、5.3%減の1億225万3,000円の計上となっております。

次に、26ページの第3項の移送費でございます。前年度と同額の10万円の計上をさせていただいております。

次に、27ページ第4項の出産育児諸費でございます。前年度予算額と同額の1,200万円の計上となっております。

次に、第5項 葬祭諸費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして、60万

円増の320万円の計上となっております。

次に、28ページの第3款 老人保健拠出金についてでございます。5億3,532万7,000円の計上をさせていただいております。前年度予算額と比較いたしまして4,896万1,000円、8.4%の減となっております。本町国保も、一保険者として、老人保健医療費に係ります医療費相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出をいたしております。算出基準は、平成15年度の概算医療費と平成13年度の確定医療費を基準といたしまして、定められた算式により積算をいたしたところでございますが、対象者減少により、老人保健全体の医療費が減少すると見込んだところでございます。

次に、29ページの第4款 介護納付金でございます。1億2,957万7,000円を計上させていただいております。前年度予算額と比較いたしまして、2,073万7,000円、19.1%の増となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付する必要があり、その積算基準は老人保健拠出金と同様に、当該年度の概算介護給付費納付金の額と前々年度の積算額を調整して算定されたものとなっております。全国的に介護保険の給付が増加しているところであり、これに伴い納付金も増加するものと見込んでいるところでございます。

次に、第5款 共同事業拠出金でございます。前年度予算額と比較をいたしまして、147万2,000円、3.9%の減の3,630万9,000円の計上をさせていただいております。本制度は、高額医療費の発生による市町村国保の財政運営の不安定を緩和するために設けられた制度で、そのために斑鳩町から先ほど申し上げました3,630万9,000円の拠出となっていくものでございます。

次に、30ページの第6款 保健施設費でございます。前年度予算額と比較いたしまして146万2,000円、61%増の385万7,000円の計上をさせていただいております。第1目 医療費通知費では、176万5,000円の計上となっております。医療通知書は、被保険者が利用した医療サービスと、その費用を確認していただくことにより、みずから健康管理の必要性を自覚していただき、健康づくりの意識高揚を促すことを目的として実施をしているところでございます。

次に、31ページの第2目 人間ドック検診受診費用助成費でございます。これは、国民健康保険の被保険者に対しまして、人間ドック検診費用の一部を助成することで疾病予防及び早期発見等、健康の保持、増進を目的としているところでございます。

助成金は一人2万円を限度といたしまして、前年度予算額と同額の80万円の計上をさせていただきます。

次に、第3目 保健事業費でございます。129万2,000円を計上させていただきます。前年度までは一般会計の衛生費で計上をし、事業に取り組んでおりました訪問歯科診療、食生活改善活動等に係ります経費を、本年度から本特別会計に移行して取り組むことといたしているところでございます。

次に、32ページの公債費でございます。前年度予算額とほぼ同額の15万3,000円を計上させていただきます。財政状況の必要に応じて、医療費の支払資金を金融機関等で一時的に借入措置が生じたときに速やかに対応行うため、その利子分として計上をさせていただきます。

次に、第8款 諸支出金でございます。前年度予算額と同額の130万2,000円の計上をさせていただきます。一般及び退職被保険者等に係ります保険税の還付金の計上が主なものでございます。

次に、34ページの第9款 予備費でございます。100万円の計上をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○里川委員長 国民健康保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしたいと思います。吉川委員。

○吉川委員 25ページの高額療養費分ですけれども、斑鳩町で負担金最高どのくらいあるのか、わかってたら教えていただきたい。

○里川委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 斑鳩町で最高の高額医療費は幾らかというご質問ですね。

○吉川委員 はい。

○西田健康推進課長 ちょっと数字、確かな数字はちょっと持ち合わせておりませんが。

○吉川委員 15年度で結構です。

○西田健康推進課長 15年度、ちょっと。

○吉川委員 ほんなら16年度の12月か1月まででもいいです。

○西田健康推進課長 はい。ちょっと確かな数字、持ち合わせてませんので、後ほど報告

させていただきたいと思います。

○吉川委員 はい。

○里川委員長 ほかにございますか。松田委員。

○松田委員 直接的には関係ないですが、この予算書の一番最後に書いていますね、給与明細書の。あれ一般会計でもあったんですけども、この明細書の中で、これ、将来問題になってくるんやろうと思うんですけども、給与明細書の関係でいう定年退職の関係で、退職時に1号加算の問題があるでしょう。退職時に1号加算の関係であるとか、あるいは退職金の割り増しの関係だとか、今もかなり問題になってるわけですよ。人事院でも検討を余儀なくされている段階にあるんですけども、この関係などについて、どんな認識持ってますか。これからは人件費もいろいろ抑制とか言って、またいろんなこと言って、これまたそう言わんと何かの形で出てくるのかなというふうには思うんですけどね。この1号加算、退職時にする。そのことによって退職金もかけてくる云々とか、ええとか悪いとかちゅういろんな議論になってるんですけどね。こういう点について、一体どんな認識を持っておいでになるかちゅうことだけ聞かせといてほしい。これは、すべての会計にみなあります。一般会計でもあります。

○里川委員長 西本総務課長。

○西本総務課長 これにつきましては、今、国の方でも見直しの検討をされているところでございますが、今日まで職員が長期間勤めてまいりまして、50歳になればこの定年前早期退職特例ということで、1年につき本給の2%加算ということで、退職金がかさ上げされるという制度でございます。これにつきましては、今の現在では、財政難の折、今後は検討していかねばならないとは考えておりますけども、今現在では、職員が長い間勤めてきたという中で、やむを得ない措置であるというふうには考えているところでございます。

それと、退職時特例の昇給1号級加算につきましても、当町におきましては、これにつきましては3月31日退職時に1号俸を加算して、そしてこの退職時の給料が、すなわちこの退職手当の率に、基本数字になってまいりますが、これにつきましても、やはり長期間職員が勤めてきたという中で、やむを得ないのかなと考えておりますが、今後は財政難ということも考えまして、検討されるべきであろうかというふうには考えております。以上でございます。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 答弁は予測しているんですけども、私が聞いているのはそういうことじゃないんですよ。いわゆる期末手当とか何やとかっちゅうようなことを押さえたりしてる、あるいは定期昇給もおさえようというふうなことがあったりするというのが中で、定期昇給だけはまだ生きてますけどね。いよいよ、いろいろ今問題になってきているのは、人件費を抑制する云々段階の関係で、一番けしからんというふうに言われているのは、退職時の日付をもって1号加算すると。で、そのことによって、退職金がまたふえるというような制度が残ってるやないかと公務員の関係も。けしからんというような意見が出てるわけですよ。それで、それについて、けしかると思ってるか、けしからんと思ってるか。あるいは一応見直さないかんような時期になってきているというふうなことで、人件費の抑制っていうのは、こういうところにやっぱり求めざるを得ないというふうに思ってるかどうかということを知りたいんですけど、私は。その認識を知りたいんですけど。制度っちゅうようなものは百も承知して知ってるんですけど、私は。聞かんでもね。だから、そんな認識について、一体どうやろうかなと。恐らく答えられへんねやと思いますけどね。いわゆる公務員準拠っちゅうたら上位下達方式で、上が言うて来りゃあしやあないでやるけどということで、積極的にやる気はないという形やとは思いますが、ちょっと聞きたいなと。それで節約や節約やっちゅうて言うてるけど、本当にどこまで本気になって言うてるんかと。今の実態の関係なんかを見ますと、かなりまずやる常勤、行政側の冠を示すというような格好で、いろいろ減額じゃとか、いろんなこと言うてますけどね。厳しい厳しいとこやったら、そうなんですよね。今の合併問題離脱して、どこ出来るんやいうていうとこなんか、みなそうですよね。そういうことをして、非常に人件費なんか削ってきていると。やっぱりそういうその悲壮な感覚でもってとらまえてるという関係と。いうのは、うちは、このままでずっとという関係で見てるのと、当番こういう関係については、やっぱり我々としても考えなきゃならんというふうなとこ考え方持ってるかどうかによって随分違うと思うんですけど。これが緊迫感の問題や。それで、このことは聞く方がちょっと殺生なんかもわかりませんが、一応そういう関係について、僕は「決まってるから当たり前や」という認識でなくて、やっぱり常にそういうことについて、またせめてそういうことについて踏みきっていく状態じゃないけれども、最終的にそういうところにまで来る状況というものをやっぱり十分念頭に置きながら、いろんな面での経費節減などに対応していかないかんねやというふうな心構えの説明が欲しいわけなんで、むしろどうだこ

うだと制度があるんやっちゅうなことは百も承知で知ってるんですからね。ただ、そんなことを聞ききたかったということなんです。答弁結構ですわ。気の毒や。はい。

○里川委員長 ほかに委員さんの方でございませんか。

そしたら、少しだけ聞かせてください。以前からジェネリック医薬品がいろいろ言われてるんですけども、今制度の改正の中で、薬の処方せんが成分表示をして、そして成分表示を受けた上で本人、患者さん自身が選択、薬を選択できる新薬か、旧薬かということで、選択をできるような制度というようなことが言われてきているというふうに思うんですけども、その実行性というんですか、今後の動向っていうのか、やはり医療費がかさむ中で、私たちも会計大変やと思ってます、私たちも成分表いただいたら、もう私らもジェネリック医薬品で十分やと思いますんで、そういうふうな活用できんねやったらいいなと思ってるんですけど、担当の方でどのような方向性見てはんのかっていうことをお聞きしたいのと。

それと、介護保険の方への抛出ですね。介護納付金が大幅にふえてるんですけども、2号被保険者から保険料徴収を国保の方で受けておられるんですけども、これ数字的にはどのような状況になるのかなど。今回大幅にふえてますので、ちょっとその実際に徴収してはる額と抛出せなあかん額との関係の中で、担当の方ではどのようにお考えになってんのか、ちょっとその辺もお聞きしておきたいなというふうに思ってます。

○里川委員長 西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 前段のジェネリック医薬品の件でございます。医師によりまして処方せんを作成されましたところで、医薬品の成分書いたり、医薬品名書いたりされるということのようでございます。それにつきまして、薬剤師の方では先生の処方せんに書いている成分表にある薬剤しか、今は薬剤師の判断で薬を渡すというふうにまだ法律が整備されてないということがあられるようでございます。その薬剤師法改正されましたら、先生の処方せんにある薬で、まあA社B社同じ薬があった場合、薬剤師の判断で発行できるということなんですけど、今はその、例えばAという医薬品を処方せんに書かれておって、薬局にAがなければ、Bというまた横に薬品あったとしても、それは先生に問い合わせして良とならなければ発行できないというような今制度になっておるようでございますので、薬剤師の判断では発行できないというふうになってございます。だから、患者さんが先生に直接ジェネリック医薬品でいいということと言

っていただいて、医療機関が持ち合わせておれば、先生の方の判断で出されることは、それが可能だというふうにはなっているようでございます。はい。

それから、介護納付金の件でございます。徴収の額と拠出の額の乖離が相当あるように見えるということでございますが、確かに入に比較いたしまして拠出の方が国からの請求の金額が相当高い価格で来ております。これにつきましても見直しをしていかなければならない時期じゃないかなというふうには考えておりますが、今のところ何とか、決算の方では赤字決算をうってるような状況でございますけれども、そういう見直しの時期が来てるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○里川委員長 国保の方がその拠出するのに、このことで国保がしんどい上に、さらに圧迫を受けるということになるのも大変なことかなということもありますので、我々としても、今後もこの問題についてはちょっとちゃんと見ていかなあかんなと思ってますので、担当の方も十分気をつけて検討していただきたいというふうに思います。

ほかの委員さん、ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

ここで、3時5分まで、休憩をいたします。

(午後2時45分 休憩)

(午後3時06分 再開)

○里川委員長 それでは、再開をさせていただきます。

先ほどの国民健康保険の特別会計の中でご質問のあった件につきまして、答弁を求めたいと思います。西田健康推進課長。

○西田健康推進課長 大変おくれまして申しわけございません。瑤川議員さんの質問の中で、高額医療費の最高額は一人当たりどれぐらいだというお尋ねでございました。15年度で、一人当たりの最高額が412万4,440円が最高の額になってございます。

(「もう一度」と呼ぶ者あり)

○西田健康推進課長 412万4,440円でございます。

○里川委員長 よろしいですか。

○吉川委員 はい、結構です。

○里川委員長 はい。

それでは、議案第11号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第11号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

○里川委員長 どうぞ、座ってください。よろしいですか。

○中井住民生活部長 議案書と予算書の説明だけ、ちょっと立たせていただいてご説明します。

議案第11号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

では、特別会計予算、予算書の43ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読いたします。

平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算

平成16年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億646万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、失礼して、座らせていただきたいと思います。

当特別会計予算の概要でございます。予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ19億646万円で、全年度予算額と比較をいたしますと1億6,974万円、8.2%の減となっております。少子高齢社会が進行する中、高齢者の多くは疾病を合わせ持ち、その疾病は慢性的な経過をたどることが多く、完治が困難であるなど、若年者とは異なる特性がございます。老人保健制度は、老後における健康保持と適切な医療の確保を図ることから、疾病予防、健康教育等の保健事業を総合的に実施し、高齢者が

健康でいきいきと暮らせることを目指しているところでございます。医療費の動向でございすが、平成14年と平成15年の同期を比較いたしますと、入院の一人当たり受診件数では1.7%の減少。一人当たり医療費では0.3%の増加。入院外では、一人当たり受診件数は0.3%の増加。一人当たり医療費では、5.7%の減少となっているところでございます。

それでは、予算書の49ページをごらんいただきたいと思ひます。歳入予算からご説明を申し上げます。

第1款 支払基金交付金 第1項 支払基金交付金でございす。前年度予算額と比較をいたしまして2億853万2,000円、14.9%減の11億9,051万5,000円を計上をさせていただいております。歳出科目の医療給付費等の総額に、制度上の負担割合を乗じて積算をいたしているところでございす。

次に、50ページの第2款 国庫支出金でございす。前年度予算額と比較をいたしまして2,648万7,000円、6%増の4億7,128万6,000円の計上をさせていただいております。第1款の支払基金交付金と同様に、制度上の負担割合によりまして積算をいたしているところでございす。

次に、51ページの第3款 県支出金でございす。前年度予算額と比較をいたしまして650万7,000円、5.9%の増の1億1,767万円を計上させていただいております。

次に、第4款 繰入金でございす。1億2,698万5,000円を計上させていただきました。前年度より579万8,000円、4.8%の増となっております。一般会計予算の第3款 民生費から繰り入れ措置を行うものでございす。

次に、52ページの第5款 繰越金及び53ページの第6款 諸収入では、前年度と同額を計上させていただいております。

次に、54ページからの歳出の関係でございす。

第1款の総務費であります、老人保健事業に係りす一般事務に要す経費といたしまして、前年度予算額と比較をいたしまして26万7,000円、2.7%減の961万6,000円を計上させていただきました。

次に、55ページの第2款 医療諸費でございす。18億9,654万2,000円を計上させていただきました。前年度予算額と比較をいたしまして1億6,947万3,000円、8.2%の減となっているところでございす。第1目の医療給付費では、

18億5,000万円を計上いたしております。前年度予算額と比較をいたしまして、1億8,000万円、8.9%の減となっております。平成14年10月の健康保険法等の改正によりまして、老人保健の対象年齢が引き上げられ、対象者の総数が減少したことに伴いまして、医療給付費が減少するのではないかと考えて予算計上をさせていただきました。

第2目の医療費支給費でございます。鍼灸治療院の新規開院等に伴いまして、前年度予算額と比較をいたしまして1,090万円、41.3%増の3,730万円の計上となっております。整骨、コルセット等に要しました費用及び高額医療費の支給に要します費用が主なものとなっております。

第3目 審査支払手数料でございます。医療機関から請求されますレセプトの診療内容及び請求額等の審査を国保連合会等に委託する経費でございます。前年度予算額と比較をいたしまして37万3,000円、3.9%減の924万2,000円を計上させていただいております。これは、歳入におきまして、審査支払手数料交付金の交付対象となるものでございます。

次に、56ページの第3款 諸支出金でございます。前年度予算額と同額の2,000円を計上させていただいております。平成15年度決算の確定に伴う支払基金、国、県からの交付金の精算におきまして、超過交付が生じた場合、当科目より返還するものでございます。

次に、57ページの第4款の予備費でございます。不慮の支出に備えまして、30万円の計上をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りまして、原案どおり承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○里川委員長 はい。老人保健特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

いかがですか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 はい。ないようですので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第12号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算につい

ての審査に入ります。説明を求めます。植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、議案第12号 斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の総括説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第12号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座って説明させていただきます。お手元にお配りいたしております特別会計予算書の59ページでございます。朗読させていただきます。

平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450万円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、当特別会計予算の概要をご説明させていただきます。本特別会計は、平成11年度から設置し、財産区財産の適正な管理に努めているところでございます。また、「建物収去明渡し請求事件」についてであります。平成11年10月の提訴から現在まで32回の公判が開かれております。その間、裁判官より「本件は、和解が望ましいのでは」と意見もありましたが、当方の主張、また相手側の主張との間には相当の開きがあることから、現在結審に向けてその審理が進められているところでございます。

それでは、予算書の60ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、歳入予算についてであります。第1款 繰越金といたしまして、前年度からの繰越金449万8,000を計上したしております。

次に、第2款 諸収入についてであります。預金利子等で2,000円を計上いた

しております。

続きまして、61ページの歳出予算であります。第1款 総務費といたしましては、財産区の維持、管理等に要します必要経費といたしまして23万円を計上させていただいております。

次に、第2款 予備費といたしまして、427万円を計上いたしております。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。

○里川委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明がおわりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。吉川委員。

○吉川委員 今の総務部長の方から説明があったわけなんですけれども、あとどのくらいかかるんか。これ、たまたま引き継いだときに、前に売ら残った残があって、今のところ400何万あるわけなんですけれども、仮にこれ毎年続いていくと、これ減るばかりで、今度は一般財源から持ち出しをせないかんというような格好になりますんで。

それと、この池を今まで使用というんですか、管理しておられた方については、どうい話し合いをしておられるのか、お聞かせ願いたいと。

○里川委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 裁判がいつまでということでございます。現在、この3月3日に裁判がございまして、そのときに実際の公判に向けての準備が終わったということでございます。次回4月からは、証人調べと。5月も証人調べという形で、また進んでいこうと。それ以後、数回の審議を経て、結審に行くかということ、ことしじゅうには、結審に向かうのではないかというふうに思っております。

それから、2点目の池の管理する方の水利組合に対して、どういうお話ということございます。この件に関しましては、裁判の経過等、逐次組合長さんともお話をさせていただいてるところでございます。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 水利組合とどうい話しをしておられるの。

○里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 いろんなことで、後その都度その都度、我々も相手方との裁判の内容で変わってきておりますけど、例えば前の場合でしたら、いわゆる池を相手方に明け渡した場合に、あとその水利についてはどう確保していくかとかいうようなことと、あ

と消防水利にもう使われておる経緯もありまして、その対応をどうするのかというような話もさせてきてもらった経緯もあります。それ以後、今課長が申しあげましたような方法でなっております関係上、判決がどのようになるのか、その方向も見定めていかなければならないと考えておるそういった中で、いわゆる管理されております水利組合とは、そういった関係で、以前からもそういった対応を十分していかなければということもご指摘もいただいておりますので、そういった的確な対応をしていかなければならないと考えております。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 私、今の裁判とその水利組合との関係は、また別の話だと思うんですね。だから、今何も言うてこないから黙ってるんやなしに、やっぱりどうするかということは今からよく話し合いを私はやっぱり持つべきだと思いますんで、またよく考えてもらって、対応していただきたい。

○里川委員長 ほかにございませんか。

森河議長。

○森河議長 要するにそのことですねんけども、下司田池の。これ、町としては、ただ話し合い何っていうよりも、はっきり裁判で持っていくのか、それとも話し合いたいのか、その点やっぱりはっきりしてもうてやな、判決やったら判決を待つというんやったら待つという方面でいくのか、それせんことには、このまま引っ張っていくことと、それにいろいろな問題、先ほど言いよったように、水利組合との関係もあると思うし、初めから言うたら全然もう違う方向なつとるわな。建物に対する撤去からこれ持ってきて、現時点で裁判3月何日やって、そら次4月からは「いや持っていく」というような話もなつとるので、町としてはもう完全に相手任せだという方面で持っていくのか、それとも和解に応じるのか、この点、再度お聞きしておきたいと思います。

○里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 先ほど、私の方からは説明もいたしましたけれども、いわゆる当初は裁判官の意見で和解という方向でありましたけれども、先ほど申し上げておりますように、双方のいわゆる主張が乖離があり過ぎて埋められないというような状況の中で、やはり、もう結審をすべきだという裁判官の方針でございます。そういった中で審議が進められているということでございますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 僕は、この裁判の関係は、いろいろまあ紆余曲折があったとしても、ほんでも30回以上からやってるとしたら、もうぼちぼち返還さすような関係にしても結審の段階にならんのは嘘やと思うねんけど。それで、和解という話もあったがならないと、判決を求めるということであつたとしても、その場合に町として一体どう判断してるんやということで、やっぱりその判断をしてる状況って我々が訴えるわけですからね、町が。そしたら、町が返還を求めるということは基本ですけども、それに関して、今度は証人調べいうて、これから証人調べに入るってのは、証人調べっちゃうのは既にずっと行われてきて、最終的な証人段階に入るということになるんだろうと思うんですよ、本来なら。そういうことでいくとするなら、次から何を争点にして証人調べしようとするのかということをおね。その場合には、原告としての町側としては、だれとだれとだれが証人になってくるということになるのかということ。あるいは基本的な関係はどうなる。で、相手側はどういう関係で証人を立ててくるとか、いう関係で、証人の関係っちゃうのは、その時その当時でなくてもこのあらかじめ結構わからんこともないはずなんですからね。だから、そういう関係において、いつ結審なのか、あるいはあとは双方3人ずつの証人を必要とするのかしないのか。あるいは、その人間の内容が一体どうなのかということなどが全然わからんっちゃうようなことはないと思うんですよ。僕はわかると思うんや。私ら自身も法廷に立った経験はあるからですけどね、そんな次どないなる、どないなると、わからんっちゃうようなことではないと思うんです。立証の方向っちゃうのは、はっきりしてるはずなんですから。だから、そういう面で、きちっとやっぱり対応はどのくらいするのか、あるいはいつごろになるのかいう関係と。今の具体的なペースとしては、一月に1回ぐらいやってるんでしょ。一月に1回ということあっても、うちから何人ぐらい証人云々ということになっても、結審がいつごろになるかっちゃうことははっきりするわけですよ。わかるわけ。そんな、今まで、素人でも。その辺は、うぎうぎうぎうぎ言うて、もうちょっともうちょっと言うて、いったら結審見られますいうて言いながら、ずっとずっとこうきてるわけね。皆さんが2、3回やりましたなんていうことを言ってから、かなりになります。もう2、3回終わってしもてるで。それに今ごろまだ証人調べ云々というのは、それは余りにも内容っちゃうんか、十分知らな過ぎるんちゃうかな。もう一つ勉強をして、きちっと聞いて、対応してやってもらわんならあかんのちゃうかなと思いますけどな。

で、その方向づけによって、先ほどそれ言われますように、一体我々が返還を求めている関係について、やはりどういう形で返還ということになるのか。一番いい条件というのは、問題点っていうのは、相手方と対立があるっていうのは、我々の側でいくと営業補償、ですよね。最大限譲ったという営業補償として、どの程度まで容認するのかというならわかる。だけ営業補償ができるだけ切り詰めていくことができるかどうかという。そして、相手側が釣り池をやっていますけども、それと権利不履行の関係がどれだけあるのかとかいう関係合えば、この無理にそういうのやってきたかどうかということなんですよ。

ところが、料金の関係、釣り池の定めとしての関係については、受けていないというけど、これはただこうしてるわけですから、結果によって支払をしてないなし、我々が受け取らないという関係をとってるだけのことですから。そういう面などなどを考えて、一体どういうふうなことを展望できるのかどうかいうことをもう少し詰めて、打ち合わせして、そうしてその見通しを立てた上で、こういう対応していくということじゃないと、今全くそういうことが示されてないんとちゃうかなというふうに感じがするんですけどね。これは、どうなんですかね。

例えば、月1回ずつあっても、2、3回ということじゃなくて、今この3月ですから少なくとも6月、7月、7月、8月ごろになるんじゃないかな、早うて。今言われている関係では一般的に言うたらですよ、判決と。だから、判決いうのは日があるかわからん。あるいは、いわゆる証人調べが全部終わって、審理を終結して、それで判決の日を待つということになるんなら、なる関係やけども、余りこんな関係長いのがええ問題ではないと思うんですよ。判決にしてもやね。結審したとしてから、そう長い期間は要らんのやろうなと思うんやけども、その辺はどうなんですか。僕は、そのことによって、いろいろ水利組合との話っているいろいろ今のところ水面下の中でいろいろ眺めてるわけや、ある意味で。あれ、財産区財産の関係だったっていうことで、それこそ返還を求められるということになると、返還をされた後から、返還されたらもう水利組合との関係っちゅうのはそう難しい問題ではないですよ。現状でどう管理しておるかという関係の問題ですからね。だから、今はその行方の関係を知る見通しなり、判断なりね、基本的に対応方針っちゅうのは、どうしていこうとしてるんかっていうことについて、はっきりせんといかんというふうに思うんやけどね。難しいもんがあるかわかりませんよ。あるかわかりませんが、やっぱり原告やから。こっちが

訴えたんやから。訴えた形っちゅうは決める形になって、いろんなこと言うんでしょ
うけどね、我々とはとにかく返せというふうな立場で、返すについては多少、いわゆる
営業補償の関係ちゅうのは認めざるを得んじゃろなということも思って、それがどの
程度までにおさまるか云々かっちゅうことの勝負や思うけども、そういうふうに期待
するような状況でいけば結構や。そうでなかったら、やはりまた違うような。条件
が変わってくるし、対応の仕方も違うし、あと一審どうあるかどうかもわかれへん。
その状況によっては。そんな無様な格好にはなりたいとか思えへん。その辺どうなん
ですか。

○里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 町としては、原告側で下司田池の建物収去、土地の明け渡し請求事件として
提訴いたしました。松田議員がおっしゃるように、我々といたしましては、代理人の
弁護士との相談の中では、15年中には結論出るやろうということを聞き及んでおっ
たわけでございますが、被告側の弁護士から、その都度答弁書が出てくるというこ
の流れになっております。

その答弁書によって、やはり裁判官はそれを解決していかなければならないという形
になっていくことではないかと、このように思うわけでございます。今証人につき
ましては、この答弁書の中では、いわゆる財産区財団を設立した当時の事情について
被告の相手に申し立てをしたということでございますから、その当時の町の質問をさ
れた高永春雄を町としては証言台に立っていただくということでございます。

被告側は、山田さんの娘さんの足立さんという方が証人としてお立ちになると、こう
いうことです。それは、また大体1日程度で終わるのではないかと考えております。
したがって、その状況を裁判官は見詰めながら判決ということに見られるのではない
かと、このように思います。

ただ、いわゆる和解をした中で、その大きな差が原告を含めた差が出てきたという
中で、話がまとまらなかったという状況で、今後どうなる、どういうふうな形になる
のかということも、本町の弁護士にお願いしていたときには、土地の建物収去、土地
の明け渡しですから「これは建物をつぶしてください」、「土地を明け渡してください」
いわゆる魚釣りをやめてくれしか出ないなど。補償というものは出ないというよう
なこともちょっと聞かせていただいているわけでございますけども、判決がどうなるか
これもわかりませんが、町の弁護士との協議の中では、そういう形で進んでると

いうことをございます。したがいまして、判決の時期というのは大体夏ごろになるのではないかなというふうな形なんです、次の回にはそういう証人を立てて、それを裁判しようという状況になってます。

それから、4月に入って、この5月ごろにもう一度あって、6、7月ごろには7月ごろに判決が下りるのではないかなというのが、私たちの独断な考え方になりますけども。町としても早くこれを解決しなければ、長引くことによって水利組合にもご迷惑かけることもありますし、そういうことも含めて早く処置したいなど、このようにお願いしてるところをございます。

○里川委員長 よろしいですか。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 これは、どうこう言うてみてもしょうがない。やっぱり裁判やったら裁判官の采配ということ以外にもうしょうがないです。やっぱりできるだけ裁判官の意向だ何とかちゅう関係は、我々素人ではつかめませんけども、ただ、弁護士の立場でどう判断をしていったらいいのか、あるいは必要なかいうことを、できるだけ的確につかむようにして、対応していくということにならなならんと思うんですよ。

それで、相手側の家族も証人調べということ、証人調べしよる理由も、いわゆる証人上になるだけの関係やと思いますけどね。今言われてる関係が一番しっかりしてんじゃないかいう、あそこの関係では。あそこは脅迫電話かけてやで、そういう関係しか、ほとんどそういうことを聞かせてもらうと何か終結に近い証人調べかなというふうに思うんですけどね。いずれにしましても、これはやっぱりよく弁護士と打ち合わせして、弁護士によく、裁判官にこの後もしんしゃくしていただいて、相手方の接触ですね。そして、どういう展望になるんかということをしてできるだけつかむように努力してもらい、渡してくださいという以外にはないと思うんです今のところ。だから、そういうふうをお願いしたいと思うんです。

○里川委員長 森河議長。

○森河議長 助役がそない言うて聞いていると、水利組合にあるいは迷惑かけたらいかんとか、そういうことを。迷惑かけてんのはどとやの。実際ね。そこなんですわ。やっぱり水利組合がこういう釣りの池に賃貸契約を結ばれて、持ってこられたんやろ。そんな町がそのときは知らなかったんやろ。何もそんな、営業するとき、こうするいうて。そして、11年の発覚するまでがいろいろ自治会から問題出て、何出て、や

いやい言うてから、この問題は総務委員会のとくに我々はこうしようやないかと。それやったらどうするなど。それやったら先ほどまた我々が裁判に持っていかなしやあないやないかということで持っていったと思うねん。総務委員のね。そやから、その中で、これは本当に水利組合につべこべ言われる筋がないわけよ。こんなん我々が賃貸契約結ぶときに。商売としてもそうですよ。そんな何も別に今までとってこられた経過が、水利組合が賃貸契約結んだんや、何ぼかのお金いただいて何ぼかのそれやっぱりやってる分やからね。で、難儀になったから水利組合からのその問題が出てきて、そやから、その点で先ほど言われたように、水利組合もぐうの音も出ないよというような方向もとんのかとらへんのかやな。その点、やっぱり行政としては、けんかさしてもいかんというので、思てはるけども、こんなん我々商売いうたらあり得ないねん。そやから、その点のきっちりしたん結んどいてもらうことを。現に水利組合がいろいろおられるんやから。その点で、やっぱりはっきりしといてもらうことを望んでおきたいなと思いますね。

○里川委員長 芳村助役。

○芳村助役 私が水利組合にご迷惑かけてということの意味は、あくまでもやっぱり水利組合は下司田池の水利権を持ってるんです。昭和56年に協定いたしました協定書の中にも水利権はすべて水利組合ですということになってます。そういうことから、非常におくれることによって、水利に対するご迷惑と、こういう意味でございまして、いろいろ水利組合に言うのやなしに、やっぱり当初からこれ提訴したときには、水利組合の了承を得ながらやっていますから、そこらに対しては水利組合がどうせいこうせいということは町の方へ言ってきてない。今も瑤川議員おっしゃったように、水利組合によろ話してということも含めながら、私は水利組合にご迷惑かけたらあかんから、早くすると、こういうことではありますので、そこらご理解願いたいと思います。

○里川委員長 いいですか。

○森河議長 結構です、はい。

○里川委員長 ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 はい。ないようですので、これをもって大字竜田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第13号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

ての審査に入ります。説明を求めます。池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それでは、議案第13号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第13号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座ってご説明をさせていただきます。

それでは、予算書の69ページをお願いいたします。

まず、朗読をさせていただきます。

平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億590万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(1) 一時借入金、第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、ご説明申し上げますが、公共下水道の主な現状につきましては、議会初日の施政方針や提出議案説明で町長より申し述べさせていただいておりますので、ここでは省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の75ページをお願いいたします。

まず、歳入の方からご説明させていただきます。

第1款 使用料及び手数料 第1項 手数料、第1目 下水道手数料でございますが、排水設備指定工事店指定手数料等として60万円を計上いたしております。

次に、第2款 国庫支出金 第1項 国庫補助金、第1目 公共下水道事業費国庫補助金として2分の1の4億800万円で、4億円が国庫補助金。800万円はN T T 無利子貸付償還補助金であります。

次に、76ページをお願いいたします。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金といたしまして、3億4,866万5,000円で、前年度比1,702万4,000円、5.1%の増となっております。

次に、第4款 繰越金といたしまして、1,000円の予算を計上させていただいております。

次に、77ページをお願いいたします。

第5款 諸収入の第1項 雑入では、本年度は2,703万4,000円の計上で、前年度比77万6,000円の増で、これは前年度事業に対します消費税の還付金でございます。

次に、第6款 町債であります。第1目 下水道事業債につきましては、総額6億2,260万円で、前年度比200万円の増額となっております。内訳といたしましては、第1節 公共下水道事業債で、4億6,400万円となっております。

第2節 流域下水道事業債につきましては、1億3,270万円となっております。

次に、第3節 奈良県流域下水道事業推進資金につきましては、第1次区域編入に伴います浄化センター周辺地区対策費に対します借入金といたしまして、2,490万円を計上させていただいております。

続きまして、78ページをお願いいたします。

歳出であります。第1款 下水道費 第1項 下水道費、第1目 公共下水道事業費でございます。9億5,308万1,000円の計上で、前年度比6,229万2,000円、7%の増であります。

それでは、それぞれの節の主なものについて、ご説明させていただきます。

79ページの第13節 委託料でございますが、1,280万円を計上いたしております。これにつきましては、供用開始時には下水道台帳を調整しておかなければならないことから、平成15年度より事業完了区域の台帳整備作業に進めておりますが、平成16年度におきましても引き続き作業を進めるための委託料でございます。

次に、第15節でありますけれども、工事請負費についてであります。平成16年度におきましても、幹線、管渠の整備を進めるとともに、法隆寺1丁目地域及び龍田北1丁目地域の面的整備を進める予定でございます。これらの工事請負費といたしまして、7億7,650万円の計上であります。

次に、80ページの第22節 補償補てん及び賠償金についてでございますが、1億212万円を計上いたしております。

第2目の流域下水道事業費でございますが、流域下水道事業市町村負担金として県に支払いするもので、1億6,608万2,000円を計上いたしております。前年度比5,733万9,000円の減でございます。これにつきましては、斑鳩町におけます流域幹線工事が平成16年度に完成することによる減でございます。

次に、81ページの第2款 公債費でございます。第1目の元金の償還といたしまして、1億6,338万9,000円を計上いたしております。前年度比1,335万2,000円の増額でございます。これは、主に平成10年度に借入れをいたしました起債についての元金償還の発生による増でございます。

また、第2目の利子では、1億2,334万8,000円を計上し、公債費といたしまして合計2億8,673万7,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではありますが、公共下水道事業特別会計予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。ご説明とさせていただきます。

○里川委員長 公共下水道事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしたいと思います。松田委員。

○松田委員 予算の内容の問題じゃないんですけどね、意見書にも書いてありますけれども、来年から一部供用を開始、さらにそれを継続しながら、今度は事業拡大という方向が多分とられていくであろう、この公共下水道の事業の関係については、できるだけこの会計方式を企業会計方式に切りかえていくということへの検討準備を進めていくべきではないかなと。その方がより事業内容について明確に判断していけることができるんじゃないかなと、というようなことで、監査の関係についての意見として申し上げてるんですけども。そのことについて、17年度のこの経過はもう見る必要があると思うんですけども、そういうふうについて、どのようにお考えになってるかということをお聞かせしておいてください。

○里川委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 いろいろと以前よりご助言いただいておりますが、まず考え方といたしまして、将来的に一定整備水準に達しました場合に、企業会計方式に移行可能な仕組みを考えて、例えば複式会計とか貸借対照表への整備とか、そういうようなことも含めまして、いろんな制度、手法を研究していく必要があるというような考え方で認識を持っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○里川委員長 よろしいですか。はい。

ほかにございませんか。吉川委員。

○吉川委員 来年17年で一部供用を開始になるわけなんですけど、今下水道課で考えていただいていると思うんですけど、この前も建設水道委員会で見学に行ったわけなんですけども、研修に行ったわけなんですけども、要らなくなった合併槽の槽ですね、その利用方法、補助金を出すような考えで進んでるようには聞いておるわけなんですけれども、これ17年の4月から供用を開始するのに、この16年度では全然組んでませんわね。これからいろいろ話し合いされる中で、やっぱりこのことも含めて私は話をしていくべきだと思うんですけど、その点どうですか。どんな考え方か。

○里川委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 今の浄化槽の再利用等のいろいろご検討いただいて、ご指導いただいている件でございますが、まず考え方といたしましては、6月議会中の定例会におきまして、要綱等を一定方向の考え方を提示したいと考えております。そうしまして、平成16年度におきましては、予算計上ということは必要はございませんと。まず、以前も説明させていただきましたが、事業採択、国庫補助事業としての事業採択についての協議を参考させたいということで考えておりますので、それで採択されますと平成17年事業として執行される予定でございますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 そうすると、17年度から供用開始するに当たって、説明会しに行きますわな。その説明するとき、槽については、こういう制度もあるんでという説明を私はすべきだと思うんですけど、それはもうやらないわけなんですか。

○里川委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 説明会で住民の方から質問がございました場合、町の考え方につき

ましてご説明をさせていただいております。住民の方からにつきましても、その浄化槽の後利用についても、その地域によってございましたので、その説明をさせていただいて、決まり次第広報で十分周知させていただくとご連絡させていただいております。

また、17年4月から供用開始に向けまして、当然供用開始のときには、その区域、町域全体では違いますので、その区域全体にまた各戸配布の案内文書を配布いたしますので、そのときにも同時にPRをしていきたいと考えております。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 私は、その聞かれたら答えるのに、何ごとでもね。そうやなしに、やっぱりもっと親切さを持って、「こういう制度もありますよ」と、やっぱり教えたらないかんと思うんです。開発関係でもでんな、プロになったらやっぱり裏知ってるから、裏で来るわけでしょ。しかし、全然知らない方は正直に来てはんねん。その方には、やっぱり「こういう方法もあります」って教えたるのが、私は本当に親切な行政ではないかと思うんや。聞かれたら、「これ言いますよ」と。聞かれへんかったら黙ってんのかと、こうなりますやんか。どうですやろ。

○里川委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 確かに、視察行っていただきましたように、あれについての貯水施設としての効果というのは理解をいたしております。また、今回行っていただいた四国以外にも、例えば新潟でもやっております。ただ、その家庭、家庭にも、やはりその後利用についてもいろいろ考え方がございますので、ただその中で、町としてもその効果は理解しておるので、一定の補助金を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

要綱等が決まりましたなら、ご心配いただいた件につきまして、十分認識いたしておりますので、周知に努めてまいりたいと考えております。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 先ほど課長の方から6月議会にその条例案ですか、出すということなんですけれども、私は出してもらって、もしそれがやっぱり推進していこうということで提案されるんやから、いいことについてはやっぱり率先して、前もって説明に行ったときに説明できるような方法で私は進めてもらいたい、かように思ひますので、6月には期待してますけども、それ以後の作業というんか、について、再考を私は促してお

きたいと思います。もしできますれば、もしその条例が通って、いいということになると、私は補正を組んででも私はやっていくべきだと、かように思いますんで、よろしくお願いを言っておきたいと思います。

○里川委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 若干要望ですけど、補正の云々ですけども、これ供用開始になって、その浄化槽が必要でなくなった段階で利用していただきますので、町といたしましては17年と申し上げておりますので、ご理解願いたいと思います。

○吉川委員 結構です。また6月。

○里川委員長 ほかにございませんか。

私の方から済みません、一点聞かせてください。この公共下水道事業につきましては、平成17年から一部供用開始となってまして、以前から今の下水道課の職員体制で十分な対応ができるのかという心配を何度か言ってきたんですが、今回の予算書を見ましても、まだ職員の数につきましては前年と同じ人数だなというふうに思ってるんです。これ6人ってなってますけど、これ半期部長の分入ってるから、6というふうに書かれてるのかなと思うんですけど。それで、説明会とかも行かれたりすることもおありだろうとは思いますが、実際、私たちでもその公共マスから家の中の分の引き込みについて、お金がどれぐらいかかるんやろうというようなことで、私たちでも相当相談受けてたり尋ねられたりしますんで、多分担当の方にはいろんな問い合わせが今ももう既に大分来てるんじゃないかと思いますが、いよいよ工事になってきまして、業者の方の関係とかいうのも、業者の選定の中でも、いろいろ気づけていただかんとあかんと。お年寄りのご家庭だったら、今もうちょっと物騒ないろんな悪質な業者もあったりしますし、いろいろ問い合わせも多いだろうと思うんですが、今の体制でそういったことにつきまして、供用開始に向けての準備という段階の中で、体制がうまくとれるのかどうかという。もう私去年ぐらいから心配してたんですけども、やっぱり住民のご心配、お金の物すごくかかることですので、対応を十分していただきたいという思いがありますので、そこのところについて、ちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思ってます。

それで、できましたら、その次の年度からにつきましても、職員の体制についてどのようにお考えになってるのか、確認をさせていただけたらと思います。

○里川委員長 植村総務部長。

○植村総務部長 確かに、平成17年から供用開始ということで、下水道課におかれましても、やはりいろんな判断で大変だろうと思います。ただ、そういった中で、町全体でおきましてもいろいろ事業を抱えておる中で、やはりそれぞれの事業においても精いっぱい頑張っていただいておりますがね。職員一人ひとりがやはり頑張っていて、知識も得ていただく中で、十分じゃなく十二分にその力量を発揮しながらの中で、やはりやっていかなければならないと思います。その中で、やはり人件費についてもそういった必要なもんには充てていきますけども、そういった分に対応等していかなきゃならんというような方針を持っておりますので、現状の中での体制の中で、やはり現状といいますか、人員でも特については特に補充はできるような状況でございませぬので、そういった中で頑張っていただくというような方向になろうと思います。

○里川委員長 それで、その後年度につきましても、どんなふうにお考えになってるのか。供用開始が始まりました後も、今の吉川委員などからも出ました供用を開始されてから浄化槽の利用とかにつきましても、またきっと住民の方からいろいろ問い合わせあると思うんですね。そういうことにやっぱりこたえていっていただきたい。本当にこれお金のかかることですので、しかも全町民にかかわることですので、十分な体制をとっていただきたい、そして住民説明を十分行っていただきたいという気持ちがありますので、そういうことから、やはりこれ仕事の状況、でまあ住民サービス、住民対応ということを十分考えていただいて、体制をとっていただきたいというふうに思っておりますので、それにつきましては十分内部でご協議をいただけたらというふうに思います。やはり私たち住民側から見たら、いろいろ聞きたいことたくさんございませぬので、ぜひご努力の方していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

ほかに委員さんの方でございませぬか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第14号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

説明を求めます。中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、議案第14号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会

計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第14号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、特別会計予算書の89ページをお開きいただきたいと思います。予算書を朗読いたします。

平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,940万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、失礼して、座らせていただきます。

○里川委員長 はい、どうぞ。

○中井住民生活部長 当特別会計予算の概要でございます。

本特別会計の歳入歳出予算の総額は11億4,940万円の計上をさせていただいております。

本特別会計予算につきましては、第2期介護保険事業計画の中で見込まれております介護サービスに係ります給付料をもとに、平成15年度の実績及び今後の給付額等を推計をいたしまして、平成16年度に必要な予算を計上をさせていただいたところでございます。介護を必要とします方やその家族が安心して介護サービスを受けること

ができるよう、サービスの安定的な供給及び適正な介護保険事業の運営等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、歳入の方からご説明を申し上げますので、97ページをごらんいただきたいと思っております。

第1款 保険料でございます。2億587万円を計上をさせていただいております。65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者に係ります保険料でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料では、保険料の督促手数料といたしまして、3,000円の計上をさせていただいております。

次に、98ページの第3款 国庫支出金でございます。2億5,574万8,000円を計上させていただきました。第1項の国庫負担金といたしまして、介護給付費10億9,575万7,000円の20%に相当します2億1,915万1,000円の計上となっているところでございます。

また、第2項の国庫補助金では、調整交付金といたしまして3,659万7,000円を計上をさせていただきました。

次に、99ページの第4款 支払基金交付金でございます。介護給付費の32%の3億5,064万2,000円の計上となっているところでございます。40歳から64歳までの方の保険料に係るものでございます。

次に、第5款 県支出金につきましては、介護給付費の12.5%に当たります1億3,696万9,000円の計上をさせていただいております。

次に、100ページの第6款 財産収入でございます。介護保険給付費準備基金利子といたしまして、7,000円を計上をさせていただきました。

次に、第7款の寄付金につきましては、1,000円の計上となっているところでございます。

次に、101ページの第8款 繰入金でございます。2億9万6,000円の計上でございます。第1項 一般会計繰入金といたしまして、1億8,862万1,000円の計上となっております。その内訳でございますが、第1目の介護給付費繰入金といたしまして、介護給付費の12.5%に当たります1億3,696万9,000円を。第2目のその他一般会計繰入金で、職員給与及び事務費繰入金といたしまして、5,165万2,000円を。第2項 基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金といたしまして、1,147万5,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、102ページの第9款 繰越金では、1,000円の計上となっております。

次に、第10款 諸収入でございます。過料、第1号被保険者延滞金等の延滞金加算金及び割引料並びに弁償金等の雑入の合計として、6万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳出の関係でございます。104ページでございます。

第1款 総務費 第1項 総務管理費でございます。3,326万4,000円を計上させていただいております。職員4人分の人件費並びに国民健康保険団体連合会への負担金、電算のシステム委託料等に係ります経費が主なものでございます。

次に、106ページの第2項 徴収費でございます。155万1,000円の計上をさせていただいております。年金から特別徴収する方への保険料の通知及び普通徴収の方への納付書等の送付に係ります経費等でございます。

次に、107ページの第3項 介護認定審査会費でございます。1,630万1,000円の計上をさせていただいております。要介護認定に係ります主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴います認定調査事務委託料等が主なものでございます。

次に、108ページの第4項 趣旨普及費でございます。39万6,000円を計上をさせていただいております。これは、制度全般に関しますパンフレットの作成や保険料額決定通知時に同封をいたします介護保険料に関します内容を中心としたパンフレットの作成に係る経費等でございます。

次に、第5項の介護保険運営協議会費でございます。15万円の計上をさせていただいております。これは、介護保険事業の運営に関します重要な事項といたしまして、事業計画の進行管理特別会計の運営管理等につきましてご審議をいただくために、介護保険運営協議会を設置をいたしているところでございます。この協議会の委員報酬を計上させていただいております。

次に、109、110ページの第2款 介護給付費 第1項 介護サービス等諸費でございます。10億6,818万9,000円を計上をさせていただきました。要介護1から要介護5までの間に認定された方への介護サービス等に係ります経費でございます。

第1目の居宅介護サービス給付費では、3億2,223万6,000を計上させていただきました。訪問介護サービス、通称介護サービス、訪問看護サービス等に係ります経費でございます。第2目の特例居宅介護サービス給付費では、1,000円の形状と

なっております。これは、被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急、その他やむを得ない理由によりまして、指定居宅サービスを受けた場合におきまして、必要があると認めるとき等に係ります経費でございます。

第3目の施設介護サービス給付費では、7億1,034万1,000円を計上させていただきました。これは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等の入所者に係ります経費でございます。

第4目の特例施設介護サービス給付費では、1,000円の計上でございます。これは、被保険者が当該要介護認定の効力が生じた日前に緊急、その他やむを得ない理由により、指定施設サービス等を受けた場合におきまして必要があると認めるとき等に要します経費でございます。

第5目の居宅介護、福祉用具購入給付費では、183万5,000円の計上をさせていただきます。

第6目の居宅介護住宅改修給付費につきましては、第2期事業計画の初年度であります平成15年度の利用実績等を勘案いたしまして、前年度予算額と比較をいたしますと、14.3%増の769万円の計上となっております。

第7目の居宅サービス計画給付費では、2,608万4,000円の計上をさせていただきました。これは、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーによります要介護者個人個人の状態に応じまして、毎月単位での介護サービス計画の作成に要する経費でございます。

第8目の特例居宅サービス計画給付費では、1,000円の計上をさせていただきました。

次に、111ページ、112ページの第2項 支援サービス等、諸費でございます。1,961万円の計上をさせていただきます。各目別の予算計上額は、省略をさせていただきますが、要介護認定の結果が要支援と認定された方々へのサービス費用に要します所要額を計上させていただきます。

次に、第3項 その他諸費でございます。158万7,000円の計上をさせていただきました。これは、各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまして、国保連合会におきまして、支給限度額等の審査及び支払事務をされることから、これに係ります経費でございます。

次に、113ページの第4項 高額サービス等費でございます。637万1,000

円を計上させていただいております。健康保険と同様に、一割の自己負担額が高額となった場合、一定額を超えた分につきまして償還払いでお支払をすることとなりますことから、これに係る経費でございます。

なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者が1万5,000円。世帯全員が住民税非課税の場合、2万4,600円。これら以外の方は3万7,200円となっているものでございます。

次に、114ページの第3款 財政安定化基金拠出金 第1項の財政安定化基金拠出金でございます。96万7,000円の計上をさせていただいております。これは、県におきまして、各市町村の介護保険特別会計の健全な運営のために基金が設置をされておりまして、これへの拠出金でございます。

なお、県の基金は、国、県、市町村、それぞれ3分の1の負担により運用がされ、各市町村における拠出金の1年当たりの額は、平成15年度から平成17年度までの3年間の総給付費見込み額から1年当たりの平均給付費見込み額を算出いたしました。これの0.1%で算出をいたしているところでございます。

次に、第4款 基金積立金 第1項 基金積立金でございます。8,000円の計上をさせていただきました。これは、介護保険の保険給付に関しまして、保険料等に余剰金が生じる場合に余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付の財源となるものでございます。

次に、115、116ページの第5款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金でございます。第1号被保険者保険料還付金・償還金及び第1号被保険者還付加算金といたしまして、6,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、第6款 予備費でございますが、100万円を計上をさせていただき、不慮の支出に備えることといたしております。

以上、簡単でございますが、斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○里川委員長 介護保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。松田委員。

○松田委員 介護保険の関係で、実施をしてきてからの傾向として、結局要介護から、いわゆる要介護1での率が非常にふえてきているということで、このところを一体ど

うするかということが今の介護制度の関係での見方として極めて重視をされると。どう対応していくのかという課題になってくるから。いうことから老人クラブなんかも盛んに運動してどうのこうのっていうことになってね。こういう関係を少なくするということを考えないと、この保険の関係につきまして、今注目をされているというふうに私は思うんです。斑鳩町の場合も、かなり大きな数字になっているように思いますけども、資料を見ますと、どんどんふえてきていることはもう間違いないと思うんです。だから、そういうことからいきますと、この介護保険の関係が要介護から要介護1への移行が、人口が移ってくる関係の人とか、いわゆる山がずっと高まってきているというふうに思うんですが、この辺についての考え方と、あるいは現状認識ですね、現状認識と、それから今後のこの対応について、あるいは対策について、どういうふうに考えているのか、ということについて聞かせてもらえますか。

○里川委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 今松田委員からのご質問でございます。確かに要介護から要介護1の差が、要支援から要介護の方の人数がふえてきているということでございます。町が実施いたしましたアンケート等によりましてそういうことで、ケアプランにつきましては、おおむね利用者の意向に沿った形で作成されておりますけれども、事業計画の作成の中では、国から定められます標準的なケアプランで利用の実態と実際の利用でどんなもんあるか検討した上で、給付料も推定しているわけなんですけども、実際こういう方で利用としても施設よりも在宅の方が、サービスの方がふえてきている状況もございますので、それらもあわせまして、そういうケアマネジャーといいますか、そういうケアプランを立てられるときのいろんな調査の中で十分に精査してもらって、本当のそういう形での要支援から要介護1になるいうふうな場合等、いろいろ審査会の中でもご議論いただく中で検討していただきたいと考えております。

○里川委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 今課長の方からも答弁をさせていただいたんですけども、要支援から要介護1、もしくは2への移行しないための現状認識という形でございますけれども、我々といたしましても福祉課としてのいろんな取り組みある中で、そういう形で介護予防事業等も保健センターとも連携を取りながら、いろいろな事業も実施をさせていただいているところでございます。

ただ、今後の対応ということにつきましては、当然それらの事業を要支援の認定をさ

れた方等に対しましてもそういう事業を、介護予防事業等も実施をしている中で、対象もそういう形の方々を対象にするような形での取り組みも今後はしていかなければならないのかなど。全般的にいろいろな、要支援等の介護認定を受けておられない方も対象としたような形の介護予防事業というような形で取り組みはさせていただいておりますけれども、その要支援の認定を受けられた方を対象にしたような形で通知もさせていただいておられないような状況でございますので、それらについても、そういう取り組みも必要ではないかなというふうには考えております。

○里川委員長 松田委員。

○松田委員 確かにそうだと思うんです。ですから、いわゆる老人がふえていくのは事実ですけども、その老人の皆さんにこの要介護の関係がふえていかないような対策というものを重視をしていかないと、これから介護保険の関係もかなりそういうところで問題行き詰って、もはや全国的に見ますと、この要介護と要介護1の問題で切り捨てとか、切り上げとかね、いろんなことが言われかけてきている状態なんですよ。だから、そのこのところの対応がおくればいくほどに、むしろ切り捨ての関係が今度は高まっていくという危険性が非常にある問題ですから、今の部長が言われていますような積極的な対応をやっぱり連携を取りながら、ただ単に保健の協議するんでなしに、連携を取りながらやっぱり高齢者対策というものを考えられていかないと、いけない状況ではないか。余り安易に介護云々介護保険の関係をとらまえていくことについては、大きな誤りを来すであろうというふうに思いますので、十分その辺は注目をしながら、対処をしてもらいたいということを要望しておきたいと思います。

○里川委員長 はい、ほかにごございますか。よろしいですか。

そしたら、ちょっと済みません、私の方からもお聞きさせていただきたいと思います。今松田委員から出ましたけれども、本当に前期高齢者っていうのは横ばいの状況ですけども、後期高齢者については、かなり増加している状況があると思います。本当にこれからの斑鳩町にとって重要な問題だと思っておりますので、私の方からもこの件については要望しておきたいと思います。ぜひ担当の方のご努力お願いいたします。

それと、3月から平群町の方で「グレースの里」がオープンされたと思うんですけども、前にご質問させていただいたときに、特養の待機者という問題を取り上げましたときに、ここがオープンすれば、斑鳩町から5名ほど入らせていただけるのではないかなというふうに考えてるというふうにお答えをいただいていたんですが、実際3月か

らオープンしましてどういう状況にあるのかなってというのが気になっているところで
す。

それと、ここがオープンしたことによって、さらにこの介護保険の目的、制度導入で
目的とされました在宅介護ですね、在宅介護にも今後必要不可欠なショートステイ。
この枠についても、やっぱり斑鳩町の皆さんにとって、枠が取りやすくなったのか。
ショートステイのサービスが受けやすくなったと考えていいのかどうか、このところ
について、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○里川委員長 野崎福祉課長。

○野崎福祉課長 今ご質問の特養の施設なんですけども、平群の方で特別養護老人ホーム
「グレースの里」というのが開所をされたということで、定員につきましては50名
ということで、申し込みについては4月から始まっていると、既にもう始まるという
ことでございます。

一応、斑鳩町での待機者につきましては、約63名ということでなっておりますが、
施設入居の待機者がそういう方でおられるということでございますけども、ショート
ステイのご利用につきましては、今委員がおっしゃっておられますように、いろんな
状況の方がおられます中で、サービスを利用しておられる方につきましては、家族の
方が何らかの不幸ごととか、自分自身の使用のために在宅で介護できない状況が発生
した時点でショートステイといったようなサービスを受けられるということござい
ます。その辺につきましても、ショートステイにつきましては、何とか家でも見たい、
けれども1週間とか2週間ショートで預かってもらえないかというようなこともお聞
きしております。利用者の方の家族のサイクル的なものもありましようけれども、当
然社会福祉協議会等での看護介護等のサービスもあるので、いろいろ数字が上がって
きたんではないかなということで、今グレースの里で入所されとる方は1名で、あと
確認させていただきます。

○里川委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 この施設ができ上がりますと、町の方から5人の入所枠があるとい
うふうな話を委員長の方からされておったように私は理解するんですけども、介護
保険の事業計画を策定いたしますときに、施設等ができ上がりますと斑鳩町が入所さ
れる方は5人ぐらいを見込んで、その介護保険料等に算定するときに給付料等も計算
をさせていただいたということで、必ずしも5人の枠がその施設にあるということ

ではないということをご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 はい。もちろん、それは理解をしておりますので、5人ぐらいとおっしゃって
たけど、実際は今現状どんな見込みなのかということをお尋ねもしたかった。それと、
ショートステイについては、いろいろ言っていただきましたけど、そんな利用の方法
とか、そういうことについてはなくて、私は単に利用しやすくなったと、利用の頻
度が高くなるにつれて利用がしやすくなるというふうに町の方は考えているかどうか
ということをお聞きしたかったんです。やっぱりせつかくの介護保険制度の中で、サービ
ス利用がより円滑に進む方向がやっぱり望ましいですので、ショートステイというの
は、今後非常に重要なサービスであるというふうに考えてることから、せつかくオー
プンになったこの施設がオープンになったことによって、より斑鳩町の皆さんにサー
ビス受ける幅が広がったのかということの担当課としての考え方を確認をしたかった
ということです。

○里川委員長 中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 2月からこの施設がオープンをしている状況にありますけれども、
今委員長の方からご質問いただいているような、その利用状況等につきましての確認等
ができておりませんので、確認をさせていただく中でご返事をさせていただきたいと
思います。

○里川委員長 はい、結構です。

ほかに、委員の方からございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって斑鳩町介護保険事業特別会計予算に対す
る質疑を終結いたします。

続きまして、議案第15号 平成16年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に
入ります。

説明を求めます。池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それでは、議案第15号 平成16年度斑鳩町水道事業会計予算に
ついて、ご説明をさせていただきます。別冊子の予算書となっておりますので、よろ
しく願いをいたします。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号 平成16年度斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座ってご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この水道事業の事業執行の主な考え方につきましても、議会初日に町長から施政方針及び提出議案説明で述べさせていただいておりますので、ここではご省略をさせていただきます。

それでは初めに、19ページの平成16年度斑鳩町水道事業会計予算説明、事項別明細により、ご説明をさせていただきます。19ページをお願いいたします。

まず、収入の収益費収支の第1款 水道事業収益では8億3,494万6,000円の計上で、対前年度1,968万8,000円の増額であります。その内訳といたしまして、第1項 営業収益では7億7,897万7,000円の計上で、対前年度1,343万4,000円の減額であります。減額の要因としては、水道料金の減収であります。

第2項 営業外収益では5,576万9,000円で、対前年度3,312万2,000円の増額であります。増額の要因としては、緊急雇用対策補助金3,375万4,000円の受け入れでございます。

第3項 特別利益では、昨年と同額の20万円の計上でございます。

次に、資本的収支の第1款 資本的収入では1億4,595万円の計上で、対前年度7,688万2,000円の増額であります。その内訳といたしまして、第1項 補助金で514万8,000円の計上で、対前年度108万9,000円の減額であります。

第2項 工事負担金では1億4,080万2,000円の計上で、対前年度7,797万1,000円の増額であります。増額の要因といたしましては、公共下水道工事に伴う工事負担金の増額でございます。

次に、支出の部で、収益的収支の第1款 水道事業費用では8億6,924万6,000円の計上で、対前年度1,537万6,000円の増額であります。その内訳といたしまして、第1項 営業費用で7億6,845万1,000円の計上で、対前年度2,432万7,000円の増額であります。増額の要因としては、水道管路情報委託事業費3,375万4,000円の増加でございます。

第2項 営業外費用で8,909万5,000円の計上で、対前年度895万1,000

円の減額であります。減額の要因としては、既往債不足の減によるものであります。

第3項 特別損失で170万円。

第4項 予備費 1,000万円の計上で、昨年と同額であります。

次に、資本的収支の第1款 資本的支出では3億3,079万4,000円の計上で、対前年度7,372万4,000円の増額であります。内訳といたしまして、第1項 建設改良費で2億1,985万7,000円の計上で、対前年度6,503万6,000円の増額であります。増額の要因につきましては、公共下水道事業費に伴う水道管の移設等の工事費の増加によるものでございます。

第2項 企業債償還金で1億1,093万7,000円の計上で、対前年度868万8,000円の増額であります。

次に、20ページ以降の予算説明書の主な項目をご説明申し上げます。

まず、20ページですけれども、給水収益の水道料金では7億5,833万6,000円であり、各口径別での個数と料金見込みを掲載しております。年間総給水量は343万7,000立方メートル、年間有収水量は有収率が92.3%で計上し、317万9,000立方メートルであります。供給単価は227円19銭であります。

次に、21ページをお願いいたします。

第2項の営業外収益、第2目 他会計補助金では、第2節 他会計補助金では、水道料金の高料金対策として、第4次拡張事業までの支払利息の3分の1を一般会計から補てんしていただくものであり、1,747万2,000円及び緊急雇用対策分として3,375万4,000円の合計5,122万6,000円であります。

次に、支出の部であります。22ページ以降の第1款 水道事業費用 第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費であります。

特に、23ページをお願いしたいと思います。23ページの第19節 受水費では、県水の受水費、3億5,017万5,000円であります。その上でありますけれども、第17節 補償金150万円につきましては、昨年と同額を計上いたしておりますが、支出の科目について、昨年度までは資本的支出から計上いたしておりましたが、監査委員さんからもご指摘がございまして、企業会計上から新年度から収益的収支支出から計上をいたしております。

次に、第2目の配水及び給水費であります。そのうちで、一番下の第9節 委託料では、町内各所の消火栓の点検委託につきましては、先ほど消防費のところでご説明ありま

したことから、計上はいたしておりません。

次のページですけれども、23ページです。同じページです。平成15年度から実施した緊急雇用対策事業として、水道管路情報委託として3,375万4,000円を計上しております。

次に、25ページであります。24ページから25ページにかけての第4目 総係費であります。その下の第13節 委託料では、下水道の供用開始に伴う下水道使用料金を上水道と同時に徴収することから、これに伴うシステム委託料として210万円を計上いたしております。

次に、26ページであります。第2項の営業外費用 第1目 支払利息の第1節 企業債利息では、財務省分5,337万円。公営企業金融公庫分2,418万9,000円の合計7,755万9,000円の計上であります。

次に、27ページをお願いいたします。資本的収入であります。第2項 工事負担金 第1目 工事負担金、第2節 工事負担金では、公共下水道で9,500万円、公共受託で1,740万円の合計1億1,240万円であります。

次に、28ページの資本的支出では、第1項 建設改良費 第1目 配水設備改良費の第1節 委託料では2,840万円の計上。第2節の工事請負費では、上水安全対策事業で2,150万円。公共下水道関連工事9,100万円。管路近代化推進事業、いわゆる石綿管等更新事業としては3,050万円などで、合計1億6,950万円を計上しております。

第2項の企業債償還金、これは元金の償還であります。財務省の6,342万2,000円等の合計1億1,093万7,000円であります。

それでは、予算書の1ページをお願いをいたします。

予算書の朗読をもちまして、説明とかえさせていただきます。

平成16年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則) 第1条 平成16年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、給水補修 9,819戸。
- 2、年間給水量 343万7,000立方メートル。
- 3、一日平均数水量 9,416立方メートル。

4、主要な建設費 2億1,985万7,000円。

(収益的収入及び支出) 第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。
これは、その年の企業活動に伴い発生することが予定されているすべての収益と、それに対応するすべての費用が現金収入のあるなしにかかわらず計上されるもので、執行結果はそのまま損益計算書にあらわれるものでございます。

まず、収入といたしまして、第1款 水道事業収益8億3,494万6,000円。第1項 営業収益7億7,897万7,000円。第2項 営業外収益5,576万9,000円。第3項 特別利益20万円であります。

支出といたしまして、第1款 水道事業費用8億6,924万6,000円。第1項 営業費用7億6,845万1,000円。第2項 営業外費用8,909万5,000円。第3項 特別損失170万円。第4項 予備費1,000万円であります。

次に、2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。
資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額1億8,484万4,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入といたしまして、第1款 資本的収入1億4,595万円であります。第1項 補助金514万8,000円。第2項 工事負担金1億4,080万2,000円です。

支出といたしまして、第1款 資本的支出3億3,079万4,000円あります。
第1項 建設改良費2億1,985万7,000円。第2項 企業債償還金1億1,093万7,000円あります。

(一時借入金) 第5条 一時借入金の限度額は、1億円とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち、他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費 9,895万4,000円。

2、公債費 10万円。

(他会計からの補助金) 第7条 高料金対策として企業債利息の支払いに充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,747万2,000円である。

3ページをお願いいたします。

(たな卸資産の購入限度額) 第8条 たな卸資産の購入限度額は、500万円とする。

(重要な資産の取得及び処分) 第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、配水施設配水管整備等、浄水施設浄水場整備等、取水設備取水井戸整備等。

平成16年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

以上で、ご説明とさせていただきますが、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。ご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○里川委員長 はい、ここで会議の延長をいたします。19時まで延長といたしますので、よろしくお願ひいたします。

ただいま水道事業の会計予算についての説明がおわりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 23ページ一番下の水道管路情報委託3,375万4,000円。これの内容につきまして、ちょっとわかりませんのでご説明願いたいのと、これは毎年こういうふうな計上があるものでしょうか。

○里川委員長 水田上水道課長。

○水田上水道課長 今の質問でございますけども、緊急地域雇用創出特別交付金ということで、まず事業についてご説明させていただきます。

水道維持管理の高度化と危機管理の向上、苦情事項等への迅速な対応など、水道事業化へのサービス向上を目的に、水道管路にかかわる情報収集の構築及びデジタル化を行うため、平成15年度につきましては補正を組ましていただき、事業開始させていただいているところでございます。16年につきましては3,375万5,000円ということで、人件費等、その他諸経費につきまして、全額で今申し上げた金額でございます。

事業につきましては、15年、16年度、2カ年事業でございますので、よろしくお願ひします。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 今の内容、予算の概要の方で書いてあるんですけど、ちょっと内容がわかり

ませんので、デジタル化とか、どういうこと。

○里川委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 内容といたしましては、今現在水道管路につきましては冊子で、ペーパーで保管していただいておりますが、これにつきましては、緊急時に非常にわかりにくいということで、保管している配水管等の情報や各使用者への給水管の情報、給水管の情報につきましてもデジタル化することにいたしまして、住民対応の迅速化とか、漏水事故発生時におきましても管路情報、断水戸数の把握等が的確に行われるということ。また、どの職員も確認して同じ結果が得られるということで、情報データの蓄積を含めた総合的施設整備の指針として作成するものでございます。

そうしたことから、事業年度につきまして、今課長が申しあげました事業費でありますけれども、今後18年度以降につきましては、ランニングコスト及び新規の工事分、また給水申込について、約200万程度の経費が必要となると考えております。

○里川委員長 よろしいですか。

飯高委員。

○飯高委員 20ページなんですけれども、年間の有収水量ということで今の有収率が92.7%、年々これ変動はすると思うんですけれども、町としてはできるだけ100%に近い方がいいとは思いますが、その努力目標というのか、それはあるんですか。その原因というのはどういうふうに追究をされているのかということと、今給水管で13、20、25ということで、いろいろあるわけなんですけれども、13ミリから20ミリの方へ口径を変えていくという何か方針はあるんですか。今のもう13ミリで現状はいいというのか、そういう形はあるんですか。ちょっとお聞きしたいんですがね。

○里川委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 有収率につきましては、今申しあげました92.3%で計上いたしております。平成14年の実績で、約93.5%でした。予算計上で若干下目に見込んでおります。目標といたしましては、これ今飯高議員さんご指摘のように、高い100%に近い方がいいわけなんですけれども、しかし、そういうわけにもいきませんで、当面の目標としては、前年度を下回らないということで、94%を常に目標といたしております。

原因といたしましては、やはり配水管等の本管折れはやっぱりあります。漏水。その防止が一番早くやりたいということで、漏水の箇所の調査も毎年行っております。ちなみに、全国平均では約89%程度になっておりますので、よろしくお願ひいたしま

す。

13ミリから20ミリの口径変更。これにつきましては、町といたしましても下水道の、特に一番大きな下水道の移設の工事のときに面的に整備いたしますので、お願いには必ず上がっております。上がっておりますけども、なかなかやはり経費もかかるということで、ご理解いただけないのが現状でございます。町といたしましては、20ミリにやっていただければ、当然下水道になったときにも水量自体がふえますので、効率的ではという説明はしております。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 漏水云々ということで件なんです、水道で今ダクタイル鋳鉄管使われると思うんですけど、一般的にK形とかA形とかいうのが一般なんです。ところが、やっぱり地震なんか起きると耐震性の管というのが必要になってくるので、SⅡとかSとかいう構造的になります。町としては、恐らく橋梁の前後とか、そのひずみのあるところなんかは特別に使われてると思うんですけども、できればそういう所をちょっとこれから設計される場合にはできるだけそういう所を考慮していただいて、そういう耐震性のやつを使っただけであればと思うんですけども、ただし、耐震性の管というのはちょっと高いから、その辺はちょっとまた考慮に入れていただいて、お願いしたいと思うんですけども。今耐震性の管というのは、どういうふうに使われてますか。

○里川委員長 水田上水道課長。

○水田上水道課長 今現在、斑鳩町では、河川区域と占用条件等ございますが、急な勾配地または上水施設や配水管施設等の接続箇所、または大口径で水利上不均等な応力は継続的に働く部分についての耐震管を使用しています。また、平成11年度で、それ以前に使用していたA形継手管の耐震性に、またJISの規格統一されたこともあり、K形継手管に変更してきたところでございます。以上でございます。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 道路5カ年計画というのがありますんですけども、新設の道路をつくっていく場合は、下水管にしる上水管にしる、必ず入れるという規定があるのか、それとも場所場所でのケースバイケースで検討をされるのか、その点ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○里川委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 下水道、公共下水道につきましては、当然事業認可区域でございます

んで、そこらで判断いたしております。水道につきましても、やはり一企業経営、企業者として、投資的効果のないところについては、幾ら道路がついても水道管は入れないことといたしております。

○里川委員長 浦野委員。

○浦野委員 下水道に関しては事業認可区域を考慮しながらということで、事業認可のあるところは入れるという意味ということやと思うんですけど、ちょうどその境目になったとき、いわゆる事業認可が下りてる区域から下りてない区域までの、例えば道路計画がある場合はどうなるんですかね。

○里川委員長 池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 事業認可区域は下りておりましても、そのところに幹線管渠が入って行ってないと、幾らその道路に入れたところで無意味となっておりますので、まずそこまでの面整備とか、幹線管渠整備がどのようになっておるかということ判断いたしまして、新たな道路については判断するというご理解いただきたいと思えます。

○里川委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

ないようですので、これをもって水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これもちまして、当委員会に付託されました一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査を終わることといたします。

○吉川委員 もし、聞いてもらえるなら、私歳入、一般の歳入の方で、ちょっと一つだけ、皆さんあかん言われたら結構ですもんけども、もし時間とりませんので、できたら。済みませんな。

○里川委員長 19時まで延長してますので。

今吉川委員の方から歳入についてご質問をしたいというお申し出がございました。これはお受けしたいと思えますので、理事者におかれましてもよろしく願いいたします。それでは、吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 えらい、まことに申しわけございません。

15ページなんですけれども、固定資産税、前年度よりも2,970万円上がっておるわけなんですけれども、全国的に評価額が下がる中で、なぜこの2,970万円も上がるのかでお願いいたします。

それと、22ページの地方交付税なんですが、3億9,040万円、減額なっておるわけなんですが、今後の見通しについて、わかる範囲で教えていただけたらと。

以上、2点お願いします。

○里川委員長 理事者におかれましては、大変申しわけございません。既に終わっているところではございますが、大枠の問題ですので、よろしくご答弁の方お願いしたいと思えます。

植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 現在、地価が下がってるのに、なぜ税金だけが上がっていくかということだと思えるんですが、これは、平成9年の税制改正のときに平成9年度以降負担水準、これは評価額に対する前年度の課税標準額の割合でございまして、この均衡化を重視することを基本に調整措置が講じられているところでございまして。これは、負担水準が高い土地は、税負担を引き下げたり据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は、なだらかに税負担を引き上げていくという仕組みになっているところでございまして。したがって、地価が下がってるのに税額が上がってるのは、この負担水準が低い土地であるということございまして。当町の場合は、住宅用地、非住宅用地では負担水準が本則課題に達している、いないもの20%となっています。また、市街化区域農地では、負担水準に達していない農地が約72%あり、地価が下がっているのに全体では税額が上がっているということになっております。

なお、非住宅用地では、15年度の評価替え以前に、本則課題となっているため、地価が下落しているものにつきましては、課税が引き下げられたものもあるということございまして。以上でございます。

○里川委員長 交付税の方は。

藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 地方交付税の見通しでございます。今いわゆる三位一体の改革の基本的な方向として、地方交付税の見直しということが言われております。一つは国庫補助金負担金の廃止、縮減に伴います補助事業の抑制でございまして、一つは地方財政計画上の人員を4万人以上に削減をします。そういったことが等々ございまして、実際にどの程度減らされるのかということにつきましては、例えば16年度につきましても、本当に直前までわからなかったという状況の中で、今後どれだけの減額がしてこられるかというのはちょっとわからない部分が多いんでございますけれども、こ

ういった見直しがまだ17年度も続けられるであろうということで、さらに交付税は削減されていくというふうに思っております。

○里川委員長 吉川委員。

○吉川委員 固定資産税なんですけれども、今説明受けたわけなんですけれども、あとそしたら70%、7割でっか、に近づける、その残ってあるのを調整するには何年ぐらいかかるんか、もし見通しをつけておられるんなら、ちょっと教えてほしい。

○里川委員長 植嶋税務課長。

○植嶋税務課長 これにつきましては、現在負担水準がどの位置にあるかということでございますねんけども、農地、市街化農地ですね、これにつきましては、相当この負担水準よりも低い部分がありますので、何年ぐらいかかるか、ちょっと、年数についてははっきり申し上げられない部分もあり、その答え答え、その土地土地によって年数自体変わってまいりますので、大体ちょっとどの辺からということになってますと、ちょっと答えにくい部分がありますので、ちょっとご理解願いたいと思います。

○里川委員長 よろしいですか。

そしたら、これをもって当委員会に付託されました一般会計、各特別会計及び水道事業会計予算の審査を終わることといたします。

審査結果についての取りまとめをいたしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午後4時56分 休憩)

(午後5時15分 再開)

○里川委員長 それでは、再開をいたします。

議案第9号 平成16年度斑鳩町一般会計予算については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を原案どおり可決することに反対の方の意見を求めます。

西谷委員。

○西谷委員 一般会計に反対する立場から意見を申し述べたいと思います。

まず、予算を審査する中で、一番最初に、私は予算の中で肝心なのは、これからの斑鳩町の財政のシミュレーションがどのような形になるかっていう部分が一番大事やと思うんですが、きょう示されております平成16年2月作成の中長期財政指標の推移を見てみますと、16年で既に公債比率が32%、平成15年の21.8%に対して10%も公債比率が上がっております。経常収支比率についても、昨年の89.5から1

04.8%という形になっております。年度末地方債現在高につきましても、92億9,200万。ということは、ざっと斑鳩町1万世帯にしますと、1世帯当たり92万の借金。それがこの事業、今回の16年、17年の駅前整備、総合福祉会館等々の事業によります結果、最終的にこの中長期財政指標で見ると、平成26年には1世帯当たり143万5,200円という形になりますし、平成16年以降、経常収支比率が100%を切ることはありません。

以前、私が財政シミュレーションを提示を求めたときには、確か平成21年か22年ぐらいでやっと経常収支比率が100を超えたということを記憶しております。よって、基本的にその財政シミュレーションの中で、16年17年の事業については、過度に斑鳩町の財政のバランスを私は崩しているように思いますし、その内容の中で、法隆寺駅の橋上化につきましては、確かにバリアフリーという事業の中で駅前を整備するっていうこと自身は、周辺の駅がすべて橋上化になっている中で法隆寺駅だけがっていうのは当然それは趣旨としてわかるんですが、実際に20億もの費用をかける中では、もっとやっぱりメイン道路をつくり、効率的なことをしなければ、駅はきれいになっても、実際に今の混雑の解消にはならないというところからすると、それほど私は急いであるような事業ではないのかなという感じがいたします。

よって、財政指標を見る限り、今回の16年度17年度で予定される町の予算については、財政のバランスを崩し、過度に後年に住民の負担をふやすという意味で反対をいたしたいと思います。

○里川委員長 はい。

次に、本件を原案どおり可決することに賛成の方の意見を求めます。

坂口委員。

○坂口委員 議案第9号の平成16年度斑鳩町一般会計予算に賛成する立場から意見を申し上げます。

本町を取り巻く環境は、長引く経済不況による町税の減収、それから国の三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止、縮減、地方交付税額の減額など、これまでも増して大変厳しい状況にあり、都市計画事業整備基金などの基金の活用により財源を捻出されました。このような状況だからこそ住民の幸せを願い、議会、町行政とともに汗を流しながら、町政の運営に取り組まなければならないものと私は考えております。平成16年度予算は、時代の要請にこたえ、人にやさしいまちづくりをするため、J

R法隆寺駅の橋上駅舎への着手、都市計画道路法隆寺線の整備など、都市基盤の整備に重点的に取り組まれる一方、少子高齢社会の進行等に伴う財政需要にも対応しながら予算を編成されております。

また、斑鳩のまちづくりを住民とともに考えていくため、憲法17条制定1400年記念事業など、町内外に向けた情報発信の機会づくりにも取り組まれております。

以上のようなことから、今求められている行政課題に果敢に取り組むため、最善の努力をされ、予算を編成されたものと考え、私は議案第9号 平成16年度斑鳩町一般会計予算に賛成するものであります。

本予算審査特別委員会の審議の中で、各委員の皆様からは、さらなる住民の幸せを願ひ、また、町政の発展を期待し、さまざまな視点から意見が述べられ、改善、改革の要求がされております。理事者におかれましては、これらのことを真剣に受けとめられ、施政方針に述べられておりますように、町長初め、職員一人ひとりの一層の自覚と研鑽に努め、町政の発展に邁進されることを期待し、私の賛成意見といたします。委員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○里川委員長 はい。本件については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○里川委員長 はい。賛成多数であります。

よって、議案第9号 平成16年度斑鳩町一般会計予算については、当委員会として賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、お諮りをいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、お諮りい

たします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成16年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成16年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算については、

当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成16年度斑鳩町水道事業会計予算について、お諮りいたします。

本件については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成16年度斑鳩町水道事業会計予算については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、本日の審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計ってまいります。

それでは、閉会に当たりまして、町長のごあいさつをお受けしたいと思います。

小城町長。

○小城町長 委員の皆さんには、きのう、きょうと、また精力的に時間延長までいただきまして、この平成16年度の第9号 斑鳩町一般会計予算につきまして、原案どおりご承認賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

この関係等につきましては、冒頭から言われてますように、やはり職員としてのこの財政事情、厳しい厳しいと言いながらのその緊迫感というものを、やっぱり絶えずそういうことをあらわしながら、予算反映していくべきだろうというご意見もいただけてますように、やっぱりこの関係等については、何を言いましてもこれから執行するに当たって、一つひとつそのことを肝に命じながら執行していくということが一番大事であろうと考えております。いずれにいたしましても、やっぱり後年度にいろいろと厳しい財政事情でございますけれども、やっぱり職員がそのことをかみしめて業務をやっていくということを我々初め、そういうことを肝に命じながら、執行してまいりたいと思います。

また、特別会計の5区分、水道事業会計につきましても、満場一致で原案どおりご承

認賜りましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

本当に2日間に渡りまして、慎重審議を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

○里川委員長 はい、ありがとうございます。

委員皆様におかれましては、8日、9日、2日間にわたり熱心に審査賜り、また会議の運営にご協力いただきました。本当に、どうもありがとうございました。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後5時29分 閉会)